

中央教育審議会「基本構想試案」

〔同第26特別委員会「高等教育の改革に関する基本構想試案(中間報告)」〕

に対する各国立大学の意見

(附)

中央教育審議会「基本構想試案」
の問題点 (研究部会一未定稿)

昭和45年4月

国立大学協会事務局

まえがき

この資料は、各国立大学から当協会に寄せられた中央教育審議会第26特別委員会の「高等教育の改革に関する基本構想試案（中間報告）」に対する意見を、それぞれの大学の上承を得て収録し、今後における大学問題検討の参考に供しようとするものであります。

ここに収録した意見のほか、目下各大学において検討中のものもあると思われますが、この資料の発行時期等の関係で、3月31日までに当協会に到着したもので打ち切ったこととお断わりしておきます。

なお、別に参考資料として、さきに当協会大学運営協議会の研究部会で作成した「高等教育の改革に関する基本構想試案（中間報告）の問題点」も未定稿ではありますが、〔附〕として収録いたしました。

昭和45年4月

国立大学協会事務局

目 次

北 海 道 大 学	1
学長 堀内寿郎	1
法 学 部	10
歯 学 部	16
工 学 部	17
触 媒 研 究 所	18
室 蘭 工 業 大 学	23
弘 前 大 学	23
医学部長 佐藤光永	23
教 養 部	24
岩 手 大 学	25
福 島 大 学	28
茨 城 大 学	32
東 京 大 学	32
総長 加藤一郎	33
東 京 医 科 歯 科 大 学	38
大学改革調査会	38
医・心研・生化 阿南功一	40
教 養 部 篠原武夫	42
教養部助教授 堀内秀晃	43
教 養 部 教 授 篠塚 審	46
東 京 外 国 語 大 学	46
A 教官の意見	47
B 教官の意見	48
東 京 農 工 大 学	49

学 長	49
東京教育大学	51
官島龍興	51
体育学部	53
農学部	54
理学部	58
文学部	59
文学部筑波新大学準備会	60
東京工業大学	61
組織検討特別委員会	61
東京水産大学	70
電気通信大学	72
一橋大学	75
横浜国立大学	77
教育学部教授会	77
経営学部教授会	81
工学部教授会	84
新潟大学	87
富山大学	94
薬学部	94
工学部	95
金沢大学	96
法文学部	96
教育学部	97
教養部	97
福井大学	100
教育学部	100

工 学 部	103
信 州 大 学	106
理 学 部	106
教 育 学 部	107
岐 阜 大 学	111
静 岡 大 学	112
名 古 屋 大 学	113
名 古 屋 工 業 大 学	113
三 重 大 学	118
滋 賀 大 学	123
教 育 学 部	123
經 济 学 部	128
京 都 大 学	129
京 都 教 育 大 学	157
京 京 工 芸 織 維 大 学	157
大 阪 大 学	160
改革準備委員会・改革準備調査委員会	160
大 阪 教 育 大 学	167
神 戸 大 学	175
教 育 学 部 長 高木太郎	175
医 学 部	176
經濟經營研究所	177
奈 良 女 子 大 学	178
和 歌 山 大 学	179
教 育 学 部	179
鳥 取 大 学	183
教育学部一教官	183

教育学部一教官	183
教育学部一教官	185
教養部	187
岡山大学	189
広島大学	190
山口大学	205
徳島大学	209
香川大学	211
教育学部教授会	211
経済学部	212
農学部	212
愛媛大学	215
A学部	215
B学部	216
C学部	219
福岡教育大学	220
九州工業大学	222
佐賀大学	223
教育学部	223
農学部	224
教養部	225
千葉大学	230
園芸学部教授会	230
教養部	233

〔附〕「高等教育の改革に関する基本構想試案（中間報告）の問題点… 239

北海道大学

○ 学長 堀内 寿郎

(注)本意見は、北海道大学の意見を集約したものではなく、学長個人の私見として発表したものである。

標題の中間報告を以下「中間報告」と記す。

今日の大学の欠陥・弱点のうち正しく指摘されているものもあるが、「中間報告」は基調においてわれわれの到底納得し得ないものである。教育基本法には一切触れず、昭和39年8月文部省教育白書(以下「教育白書」と記す。)さえ棚上げしている。約言すれば教育と研究との関係の捉えかたには極めて表面的であり(Ⅰ)、大学の自主的な努力を謳いながら公権力依存型秩序の温存強化に導びく案と、それにつながる大学の類別が提言されており、(Ⅲ)、根本的に正には文教予算の画期的増額が必須である場合でもそれには触れられずに安上がりな枝葉末節の対策が提案されている。(Ⅲ a、Ⅲ b、Ⅲ c、Ⅲ d)、(高等教育機関が「中間報告」の通りになったら、高等教育機関を世界征服を目指す軍事力に狙いをつけて統制したナチ・ドイツが狙いもしなかった分野からの発見によって軍事的にも敗れた愚を繰返すことになる)。

以下Ⅰ、Ⅱ等の各項目の下にこのことを説明する。

Ⅰ 研究・教育の分離強調について

「中間報告」は研究・教育の一体不可分を単に「伝統的」と捉え、両者の要請を「相異った要請」とし、研究と教育との間の緊密な有機的関係を無視して「社会的要請」に対する近視眼的対応を提言している。

人類文化は発明・発見の歴史的な積み上げである。教育は人類文化の系統発生を、学生・生徒の生存期間に見合う短期間に個体発生として繰り返させる過程である。したがって教育は単なる知識の注入でなく福沢諭吉の所謂発明の連続を誘導することである。誘導された「発明」が本当の理解であって、

言葉だけの表面的な理解・記憶やその機械的な復誦は入試に役立っても、
〔注・そのようなものが役立つような入試は改められなければならぬ。Ⅲ d
参照〕知識の創造・開拓をする人間の教育にはならぬ。被教育者の「発明」
が相次いで誘発されて文化の系統発生が彼の個体発生によって繰り返される
ようにするためには、まず教育者によって認識論的に正確な知識の体系付け
がなされなければならぬ。これが研究である。研究によって体系付けられる
個々の知識がすべて既知である場合、見出された体系が如何に優れたもので
あっても、一般的にはあまり知られないだろうが、その体系が未知なものを含
むとき、未知の予言として知られ易い。したがっていずれも新境地の開拓
でありながら、前者は初中等教育において、後者は高等教育において、それ
それ多く現われるものである。したがって研究と教育の有機的関係を追跡す
るのは、専門の教育学者は別として、一般的には後者の場合の方が容易であ
ろう。

その場合、優れた開拓者・研究者が優れた inspiring teacher になり、
後進に「発明」の基盤を与えて優れた開拓者・研究者に仕上げることはよく
知られている。「教育白書」(107頁)のいうように「大学の研究活動が
活発に行われ、学術の水準を高めようとする創造的意欲が烈々と燃やされて
いるとき、始めてその学問的水準の高さと研究意欲の熱情がকাশ出す純粹
な学問的雰囲気、期待された高等教育の成果を生み出すものだからである。」
先進の学問的水準が後進に「遺伝」することは生物における形質遺伝とよく
似ている。一方後進は未経験ながら慣行に埋没しない新鮮な感覚をもって先
進の体系を批判し、それがしばしば体系の是正・発展の契機を与えること、
つまり教えることは教わることであることは、われわれが親しく経験して来
たことである。先進すなわち研究者が彼の個体の生命を超えて開拓が永続発
展することを熱望するのは勿論であるが、そのためには後進の育成は不可欠
であって、後進が円滑に入って来ない純研究機関の研究の発展は深刻な困難
に直面するのが通例である。この有機的関係が研究・教育の一体不可分を形

づくる。

しかし現実において研究と教育のこのような一体不可分であるべきことが、かなり不完全なものになっている。無計画な急激な拡大によって来るマスプロの圧力により、教育は一方交通の知識の注入の「教育」に追詰められている。蓄音器の音盤吹込みのように、言葉だけの知識の注入ではなく、積極的な知識の創造、体系を開拓する能力を身につけさせるためには、少人数の演習・討論によらねばならぬが、マスプロはその道を閉ざすことになるからである。高等教育ばかりではない。Ⅲ d に述べるように、この破綻は入試を通じて初・中教育に伝播している。大学教育においても最も基礎的な、最も大切な教養部の授業では、特にマスプロの被害が大きく、演習ゼミに参加するのはほんの一部の学生に過ぎない。この授業形態は現在の教養生とほぼ同じ年令の学生に施された旧制高校の教育に較べて遙かに劣るものである。

一方わが国の自然科学関係の論文は、その総数において世界有数である。しかしその質においては優れたものもあるが、研究という名に値しないものもかなりある。海外に送られるそれら「論文」のかかなりの部分が彼の地では紙屑(Trash)といわれているくらいである。我が国に優れた研究もありながら、それに混って海外まで恥をさらしに行く「論文」が作られるのは論文の数値で評価される資格審査には、それでも結構役立つからであろう。言葉だけの表面的な理解記憶とそれの機械的な復誦との「教育」が入試には役立つようなものである。地位獲得のために「論文」を製造する「研究者」は教育に対する熱情を持ち得ない。後進が将来育っても育たなくても彼の地位に拘わりないからである。このような「研究」と「教育」との間には何らの有機的関係もない別々の労役である。この現象を研究・教育の分裂と云っておこう。

「中間報告」は「講義による体系的学理の教授は放送・V T Rその他の教育工学的方法を積極的に活用してその質的な水準の向上と効率化を図る」というが、「教育工学的方法」によって同じ講義を聴く学生の数殖やせても、教育の「質的水準の向上」はあり得ないし、「中間報告」のいわゆる「少人

数ごとの演習・実験・実習などを増強し、講義内容の消化と実際的な応用能力の増進をはかる」という手続きは「発明」の個体発生的な繰り返してなくて、一方交通の授業の延長と企業等の機構の「部品」としてなじませる工程としか受け取られないからである。こうして出来上った「部品」は近代化、合理化システムの中ですり減らされ、使い捨てられていく。人間疎外がかくして必然的結果として生じてくる。

このように分裂した「研究」・「教育」は「中間報告」のいわゆる研究・教育にピッタリ当てはまる。「中間報告」のいうように「研究」と「教育」の要請は「相異った要請」であろうし、「ともすれば研究面に関心を払って教育指導への努力を最小限に留めようとする傾向を生じやすく」なるであろうし、判定困難な「教育者としての適格性よりも」「論文」の数量で測られる「研究業績を重んじる風潮」も当然おこるであろう。「中間報告」の所謂研究・教育を分裂した「研究」・「教育」と読み替えれば提言された「役割の分担」の理由も一応は理解されるが、それが実行されたとしても「研究」・「教育」の不毛な「交通整理」に過ぎないものとなろう。したがって、根本的にこの分裂そのものを分析して、その対策を講じなくてはならない。

分裂の遠因は海外の科学技術の受け入れに急であつた明治大正時代、やむを得なかつたとはいえ、受動的な知識の受け入れが重視され、積極的な知識の創造・知識の体系の開拓に対する自らの能力を蔑視する劣等感が根強かつたことにある。昭和に入ってからこの劣等感を払拭する研究業績が段々と現われるようになったにもかかわらず、新制大学発足以来この不幸な傾向はマスプロによって拍車をかけられている。この不幸な傾向から立ち直る根本対策を講じようとせず、「中間報告」のいうような「研究」と「教育」の「交通整理」などに終始するならば、現在残されているよさをも失う結果となり、日本の科学技術の対外（とりわけ対米）従属は一層強められ、それだけわが国独立の精神的物質的基盤は弱められる結果となろう。

この病弊を是正する変革ははなはだ困難である。明治以来の「教育」によ

って、分裂した「研究」・「教育」に対する認識不足と文化的従属性は、大学人を含む「学識経験者」から政治家・官僚にまで根強く滲透しているからである。しかしこの困難な変革は必ず達成されなければならぬ。それでなければ民族の真の独立はあり得ない。その原動力は民族の存在価値を象徴する文化だからである。

この変革の根本対策はわが国に人材を増すことと、文教予算の画期的増大による教育施設の拡充にある。人材を増すにはまず頭脳流出防止の適時適切な施策をすることと、海外からの人材輸入に努めることである。「中間報告」のいうように「すぐれた外国人を正式の教員にできないことも問題である」ぐらいで片付けてはならない。出来なければ出来るようにしなければならぬ。前世紀のドイツや今世紀のアメリカの自然科学がこの「接木」によって、それぞれ一世紀または半世紀ならずして世界の最高水準に達したこと、しかも何れも優秀科学者を輸入したというだけではなく、その優秀な「種」は土地の人に「遺伝」して文化の華を咲かせていることに注目しなければならぬ。

これが達成されてわが国の学問的水準が向上すれば「教育」と「研究」の分裂も自然に消滅する。教育は本来の姿に立ちかえり、恥さらしな「研究」は容易にその正体をあらわすようになるからである。そうやって始めて教育工学による教育の拡大は有効な役割を果たし得る。

Ⅱ 管理体制の合理化について

「中間報告」は「教育・研究活動は、本来、その当事者の創意が尊重せられるべきものであり」「学術の教授と研究を重要な使命とする高等教育機関においては、その研究と教育の活動を自主的に行なうための制度的な保障が必要である」といいながら、そのために公権力を排除することはかえって自主性を損なうと主張し、大学の管理機関に「学外の有識者を加えること」を強調している。このような提言をする中教審は公権力の介入が17世紀前後の大学の暗黒時代をもたらし、その歴史的教訓が Full support but no control の原則に確立された史実を如何に理解しているのか？ この歴史

的教訓は半世紀前ナチ・ドイツの公権力が左翼的空文句を弄して革命を呼号する暴力学生を泳がせてこれを先鋒とし、大学を解体して科学を国防科学に統制した結果、その国防科学自体が破綻し、ヒトラーをして「たった一人の発明がドイツの作戦を無力にした」と嘆かせた事によってさらに確証されている。狙いを付けた国防科学の畑には蒔かれなかった種が no control の科学の畑に生え育ったのであって、公権力の介入が大学の暗黒時代をつくり出した史実のナチ版である。

今日の大学が規模の巨大化と内容の複雑化により管理上大きな困難に直面していることは認めなくてはならない。しかし大学の目的とする研究・教育が一般行政機関の業務と全く異質なことを知れば、管理は日本学術会議の「大学問題についての中間報告草案」にあるように、「直接研究・教育にたずさわる構成員によって基本的に決定さるべき」その内容の「実施を助けること」にあることも認めなくてはならない。したがってこの困難は基本的には研究・教育に直接たずさわる自治組織相互、並びにこれらを「助ける」事務機構との間の公正な忌憚なき相互批判による自律的な相互制御によって解決される。特定構成要素の独善独走に陥いたり、不当な支配に服したりすることはこうして防がれるからである。上記相互制御のうち、歴史的にその有効性が証明されておりながらわが国には殆んど欠けている学生（院生を含む）の大学・教員・学課に対する選択の自由は特に確立されなければならない。選択の自由はこの相互制御系における学生から教官への feed back となって「教育・研究活動の停滞が生じることや「大学の内部的な衰退」を防止してきたからである。

「中間報告」のいう「学長を中心とする中枢的な管理機関にじゅうぶんな指導性を発揮させること」が学長の権限強化を意味するならば、その権限強化は自治組織の権限吸上げでなく、むしろ現在設置者が持っている法令上・予算上の権限を委譲して Full support but no control に近づける方向になされなければならない。

「中間報告」の提示する6種の類別は大学の理念から導かれたものでない全くの天下りである。天下りの類別による格付けは一方において特権に安住する傾向と自棄を生み、他方昇格を求める大学間の過当競争を惹き起して公権力の大学支配に道を開くものである。しかし学生間に能力差があり、大学間に地方的特色がありえる以上、大学の多様化は自然でありむしろ望ましいことである。しかしそのような多様化はそれぞれの大学の研究・教育活動を通しておのずから生ずるものであって、公権力によってつくり出される制度的格差であってはならない。

Ⅲ a 教育課程の改善方向

「一般教育科目の履習を……専門教育とは別個に前期で集中的に履修させたこと」は事実であって、しかもそうしなければならない教育的理由は新制大学発足当時にも現在にもない。新制大学発足当時、旧制高等学校、専門学校、師範学校等が大学に合併せられ、前者が一般教育を担当し、しかも前者の所在地が大学の所在地を離れている場合が多かったために便宜的にそうなったものである。このように研究・教育に根拠を持たない「別個に前期で集中的に履修」させることを廃止して一般教育科目の教育を「それぞれの専門教育の中に統合する」のもやり方によってはよいことと思う。

しかしそれだけでは講座制と学課目制とが並置されている大学の困難は解決しない。一般教育はそれ自身としてもまた専門教育の基礎としても大学教育のうちの最も大切なものである。したがって一般教育には大学教官中最も達識な経験に富んだ者が当るべきであることは、先進諸国の例に徴するまでもなく明らかなことであるが、学科目制の教官は研究費のみならず旅費に至るまで講座制の教官に較べて低い単価配分を受けている。このことも旧制高校、専門学校、師範学校等を大学に併合して前者の教官を大学教官とした当時の痕跡であろう。しかも教養部では全学教官のわずか1割の教官が全学生の半分もの学生の教育に当り、したがって前述のように教養部は全学中マスプロ授業の被害を最もはなはだしく受けている。講座制教官と学課目制の教

官の差別撤廃ならびに教養部教官の増員は急務である。この根本を改めずに教育課程の並べ替えをやっても教養部したがって大学の使命達成は望まれない。

Ⅲ b 大学院のあり方

教育が高度になる程教育の形は協力研究に近付いていくから、大学院を研究所のいくつかに置くということは正しい。しかし、従来の大学院においては予算はいうに足らないほどわずかな額であり、個有の事務機構も無ければ施設もない状態である。止むをえず学部並びに副次的に研究所に寄生しているのが現状である。

大学院についてはこの点を改めるのが最も重要なことである。

Ⅲ c 学生の生活環境の改善充実

「中間報告」には「学寮は本来教育的施設であり、できるだけその本来の趣旨を生かすように維持経営に改善を加えることが望ましい。しかし、とくに近年、そのことが困難な状況も見られるので」とあるが、困難な状況なるものは、〔説明〕によれば、「学寮が単なる厚生施設として扱われる」ことと、「学生集団の特殊な意識にもとづく自治活動」とである。第一の「困難な状況」は希望者をすべて収容しうる学寮を国が建てないために、経済的に不遇な学生から優先的に収容しなければならないことから来る止むをえない事情であり、第二の「困難な状況」は負担区分のような透徹しない条件を独善的に押付けることに起因する。〔説明〕によれば、〔それに代る方策〕として「組織的、計画的な合宿セミナー」が示唆されているが、それによって学寮を代替するとすれば学生の教育、厚生施設として重要な役割を担う学寮が失われ学生の自治意識の生長に重大な支障を生ずる。

第一の「困難な状況」は希望者をすべて収容しうる学寮を建設すれば解決するであろうし、「学生集団の特殊な意識にもとづく自治活動」の困難も正面から取り組んで解決すべきものであって「中間報告」のように学寮を病巣と見てこれを他のものにすり替えるようなことをすべきではない。

Ⅲ d 大学入学者選抜制度の改善の方向

標題について「中間報告」のいうよりもさらに大切なことは学生の積極的な知識体系創造能力の可能性によって彼等を選抜することである。そのような選抜は機械的操作では不可能であって、高い知性により多大の時間と労力を費してはじめて行なわれうるものである。現在大学入試には一期校と二期校とあり、受験生が一期校の入試結果を知って二期校の試験に応じられるようにし、しかも二期校の発表期日が遅くとも4月10日と限られているために、選抜に使える期間は旧制高校の入試の場合の半分もない。この期間に上記のような選抜を完遂することは、人間の能力を越えるものである。一方時間と労力を最も要しない選抜方法は記憶テストであるが、10問のうち8問の答えを覚えていれば80点の評点をつけ、評点総和を比較して選抜するぐらいのことなら電算機で一瞬に出来てしまう。わが国では一期校二期校制度が富くじまがいの素人感覚によって不当に支えられているために、選抜の方法は後の悪い場合の選抜法に偏らざるを得なくなっている。そのために高校以下の学校教育をゆがめ、大学に入って来た時には積極的な知識体系創造の可能性は萎靡して何でも消極的に受け入れるだけで、何も積極的に創造しようとしなくなってしまう。これでは分裂した「教育」は分裂した「研究」を生み、悪循環によって分裂は段々深まるだろう。他に打たねばならない手はいろいろあるが、まず現入試制度を改め、各大学それぞれ充分時間を掛ける入試を行なってこの悪循環を断たなければならない。この問題をそのままにしておいて「中間報告」のように枝葉末節の検討をすることは無意味である。

付 国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善

「中間報告」にいう受益者負担の「受益者」とは、文脈からすれば学生のことと思われるが、〔説明〕にあるように「教育費は、社会的には一種の投資である」と見ることができる」ならば受益者は社会である。そうすると受益者が二種類あることになるが、社会に貢献するためでなく自己満足ののために

教育を受け、しかもそうして開発された能力を結局社会に役立てない者は個人的な受益者として受益者負担の義務があろうが、教育によって開発された能力を社会に役立てるものを個人的に受益者とするのは矛盾した考えといわねばならない。彼は教育によって自己の能力とともに責任を増したのである。役人の地位が進めば職権とともに責任を増すのと同様である。そのまゝでは「益」でもなければ「名誉」でもない。責任遂行を誤れば不利益処分、名譽失墜につながるからである。教育を受けたこと、地位の上進したことをそのまま「益」に結びつけるのは、天下取ったらすべて意のままになるという封建的発想法であり、社会腐敗の源泉となる特権意識の現われである。したがって個人的な自己満足のために設置されたものではない高等教育機関は社会に対し直接責任を負う一方、受益者たる社会は授業料などの個人的な「受益者負担」を全廃すべきである。（昭和45.3.9）

○ 法 学 部

序言

今回発表された中間報告は、個々の点についていえば、われわれ大学構成員にとって、反省の糧となり、改革の方向を示唆するに足る指摘を少なからず含んでいる。しかし、その底を流れる基調において、われわれの到底納得しえぬものを含んでいることもまた事実である。それは、約言すれば、大学の「自主的な努力」を尊重することを謳いつつ、その実、「国民全体の立場」の名において、「自主的な努力」を封殺し、結果として、研究・教育における公権力依存型秩序の温存・強化に資する惧れがあるということになるであろう。以下、とくに重要と思われる三つの問題領域について、そのことを暗示することにする。

I 大学の類別について

第一に、中間報告は、「高等教育の大衆化と学術研究の高度化」という

「相異なった要請」に応える方策として、大学を六種類に類別することを提案している。しかし、この提案には、問題が多い。それは、この提案によると、大学は大学院的課程を含むもの（第2種）と然らざるもの（第1種）とに類別され、さらにこの前者について、「博士の学位を得ようとする者の研究修練のための指導・管理・組織」を設置しうるものと然らざるものが再類別されるなど、結果として、現存のいわゆる大学間格差が公権力により確認・強化される仕組みになっているからである。公権力によるこのような格づけは、一方で格づけの高低に応じて怠惰と自棄を生む。と同時に、他方では、昇格を求める大学間の過当競争を誘発し、これに乗ずる公権力の大学分割支配をあらためて強化するという悪循環を喚び起こすことになるのである。このような状態が、「名目的に高い学歴をめざすという好ましくない面」を助長するだけでなく、大学における研究・教育活動そのものを歪曲し、その創造性を著しく阻害するに至ることは、明らかなところであろう。もとより、われわれとしても、現実に学生間に「能力差」があり、そこからして大学の「多様化」が避けられない　というよりは、むしろ、ある意味で望ましいということ、さらにはまた、大学の「類型」に「普通大学」的なものと「専門大学」的なものの区別が「事実上存在しているし、また存在して良い」（日本学術会議、『大学問題についての中間報告草案』）ということは承知している。しかし、このような多様化ないし類型化は、それぞれの大学がそれぞれの研究・教育活動を続けていく過程で自から生じてくる特色ないし性格の分化に他ならないのであり、公権力の作用を通じてつくり出される制度的な格差ではない。もともと公権力は所与的な秩序観に制約されているのであって、そのように制約された立場からは、創造的な活動の意味を評定し、序列づけるということは原理的に不可能な試みなのである。にもかかわらず、ここでそうした格づけが提案されるに至ったのは、ひとつには、この中間報告が文部大臣の行政責任に関する法理を過剰解釈した結果ではないかと思われる。たしかに、文部大臣は、国立大学の設置者として、また大学行政一般

の監督者として、国民にたいし責任を負っている。しかし、それは大学における研究・教育の在り方についてまで、その責任を問うものと解釈すべきではない。むしろ、この点については、そのもつ創造的な性格に照らして、第一義的には、大学自身が直接国民にたいし責任を負うものと解釈すべきであろう。そして、大学の格づけということは、この研究・教育の在り方と機能的に深く結びついているのである。

Ⅱ 教育活動の分離・強調について

第二に、中間報告は、大学における研究と教育の関係について、「すべての高等教育機関の教員組織は、まず、学生の教育を実施するための組織として整備されなければならない」となし、大学を第一義的には教育機関として構成することを提案している。しかし、この提案にも、問題がある。それは、このような教育活動の分離・強調が、社会的要請への近視眼的に対応に発するものであり、この要請を充たすにあたってどのような方策を構することが大学としてふさわしい態度であるかという点についての配慮を怠っているように思われるからである。中間報告が、上述の類別を根拠づけるにあたり、「相異なった要請」に直面して、「研究と教育を不可分としてきた伝統的な大学の考え方だけでは対応しようとすることは、教育面でも研究面でも不徹底なものとならざるをえない」と論じているのは、そのことを示す。もちろん、大学が社会活動の一環としてある以上、当該社会の要請に応ずべき責務を負っていることは、論を俟たない。そして、われわれとしても、大学における「学問研究が専門的に細分化されるに伴って、「教育活動がともすれば一体性を欠く傾向」にあり、今日その是正の必要に迫られていることは承知している。けれども、それは大学に対し目前の要請に受動的に対応することを求めるものではない。むしろ、われわれはつとめて便宜主義に陥ることを避け、「社会発展の原動力」（同上）としての立場から、諸々の要請に対し、批判的検討をふまえ創造的に対処していくことこそ大学にふさわしい態度であるとする。ところで、大学がこの責務を遂行していくためには、大学の置か

れている具体的状況に合わせて研究および教育の方法をそれぞれ弾力的に修正していく必要があるが、基本的には、そこにおいて研究機能と教育機能とが互に均衡を保ちつつ、有機的に結びつけられていなければならない。それは、しばしば指摘されるように「研究と教育とが相互に、それぞれの発展にとって不可欠の条件をなし、いわば一体不離の関係を体現している」（同上）ことこそ、創造的な対応を可能にする所以であると考えられるからである。

したがって、大学のうちからとくに教育面を抽出し、それを一方的に強調することは、却って大学によせられた期待を裏切る結果にすらなるであろう。

なお、この問題に付随して、ここで、教育活動を分離・強調することは、すくなくともその結果において、公権力による大学統制の途を聞くことになるという点に留意する必要がある。すなわち、大学の自主性が、法的には、いわゆる「学問の自由」に基づいて説明されることから明らかなように、研究者としての大学構成員を統制することは、必ずしも容易でない。これに対し、教育者としての大学構成員を統制することは比較的容易なのであって、そこから、一般に大学統制を意図する場合、公権力としては大学構成員を教育者という資格において捉えることに利益を感じるのが通例なのである。そして、この点は、次に取上げる管理体制の合理化との関連で、大学の規模の適正化を図るにあたり、中間報告が「教育機関としてまとまった活動を行なうのに適した」ものという基準をもち出していることと考え併せるとき、いっそう重要な意味をもってくるように思われる。

Ⅲ 管理体制の合理化について

第三に、中間報告は、大学における「組織・編制を合理化するとともに効率的な管理機能を確立して全体としてのまとまりを確保すること」が重要であるという立場から、そのための具体的な方策として、「学長を中心とする中枢的な管理機関にじゅうぶんな指導性を発揮させること」が必要であると提言している。しかし、この提言にも、問題が多い。それは、一般の行政機関の場合と異なり、大学の場合、その目的である研究・教育の遂行の具体的

内容は「直接それによらずさわる構成員によって基本的に決定されるべきものであり」、そのようにして決定された研究・教育の「実施を助けることが大学の管理の内容である」（同上）にもかかわらず、この提言は研究・教育の担い手と管理の担い手との実体的な分離を含んでいるように思われることである。管理機関に「学外の有識者を加えることが、大学の内部的な衰退を防止するためにも必要である」という説明は、そのことを示す。もとより、われわれとしても、今日の大学が規模の巨大化と内容の複雑化により、管理上大きな困難に直面していることは、認めるに吝かではない。そして、このさい規模の適正化を図れとする中間報告の主張には、たしかに傾聴すべきものが含まれている。けれども、この困難は、基本的には、研究・教育に直接たずさわる構成員の自治組織、すなわち教授会・評議会の運営方法を改善し、同時に通常の意味での管理機能の大学における担い手としてこれまでに設けられてきた事務部局とこれら自治組織との連携を密にすることによって解決すべき筋合のものであろう。したがって、たとえば、学長・部局長等いわゆる管理職者の権限強化が困難な打解に資するとしても、その権限強化は、自治組織の権限を吸上げる形においてではなく、むしろ、現在設置者がもっている法令上、予算上の権限を委譲し、同時に大学相互間の情報交換と連絡調整を強化する方向において行なわれるべきものとする。いずれにせよ、大学においては、通常の意味での管理機能を独立に構成すべき理由はない。にもかかわらず、中間報告が独立の管理機関の必要を認めているとすれば、そこにある管理機能とは、通常の意味におけるそれではなく、研究・教育への外部環境との関連において観念された特殊な意味での管理機能——むしろ、統制機能であるとみる他はない。そして、大学の「自主性の確保とその閉鎖性の排除」に関する説明は、まさしくそのことを示している。すなわち、この説明において、中間報告は、第一に、今日では、「学の内外における政治的・職業的な組織活動」が、研究・教育活動に大きな「影響力」をもつようになったとし、そこから、これらの「影響力」に対して大学の自主性を確保するためには、むしろ公権力との連携を密にすること

が必要であることを示唆している。たしかに、これらの「影響力」によって大学の自主性が内部から侵蝕されるという事態は断じて許さるべきことではない。けれども、現実には、この危険はいわゆる若手研究者、さらには事務職員等が大学における研究・教育体制の内部でそれぞれの職能に応ずる地位を認められていないことに対する不満に起因するところがすくなくない。とすれば、これらの人々にそのような地位を保障し、研究・教育体制における参加の機会と、それに伴う責任意識とをつくり出していけば、問題は自から解決されることになろう。公権力との連携を説く発想の背後には、そうした危険を性急に除去せんとする志向が読み取れるが、そのような行き方は「影響力」に対し批判的な態度をとる大学構成員を困難な立場に陥れ、結果として危険を助長することになる惧れが強いのである。第二に、中間報告は、これまでの「学外に対して門を閉ざすことが大学の主体性を維持するうえにたいせつな条件であるとする消極的な考え方」が、今日では逆に弊害をもたらしている点を指摘し、そこから、大学の管理運営について「学外の声」を取り入れることが必要になったと説いている。たしかに、大学の「閉鎖性」が多く弊害をもたらしていることは否定しようのない事実である。そして、今日では、もはやそれと「自主性」を維持するために必要な代償として説明し去ることはできない。けれども、既に述べたところから明らかなように、管理機関に「学外の有識者」を加えることは必ずしもそうした弊害を除去する所以ではない。むしろそれは、角を矯めて牛を殺す惧れがある。このさい、「学外の声」を取り入れるためには、逆に大学構成員 — その代表者 — をいわば「学外の有識者」として文部行政そのものに参加させることが有効であろう。文部行政そのものに参加することを通じて、代表者は個別大学の視点から開放され、総体としての大学という立場から発想するようになる。と同時に、代表者の選出母体を構成する必要から大学は否応なしに相互の連携と浸透を強めることになろう。われわれは、これこそ大学の「閉鎖性」を打破する最良の方策であると考えてる。

結語

以上を通覧するに、中間報告は、大学問題を個別的に処理するに急で、大学相互の連携を深め、総体としての大学が自律的に秩序を形成するよう導くという点に対する配慮を欠いている。けれども、中間報告のいう「相当長期にわたる見通しに立って、わが国の高等教育のあり方を考え」とすれば、まさしくそうした自律型秩序の育成に努め、それを通じて大学および大学構成員の体質改善を「漸進的」に積み重ねていくことこそ、広い意味での大学関係者 — 中央教育審議会を含む — に課せられた責務に他ならない。このような立場から、われわれは、今回の中間報告の基調に疑念をさしはさまざるをえないのである。

○ 歯 学 部

中教審議試案について

このことについて、本学部で検討した結果、次のような意見がありました。

1. 教育の目的が不明確な感じを受ける。また「教育費は社会的には一種の投資である。」という考え方には反対である。
2. 大学間の格差が甚しくなり、固定化される心配がある。
3. 教育と研究の分離は好ましくない。
4. 教育方法の改善については、人的、物的裏付けが必要である。
5. 管理運営体制の合理化案について、運営の仕方によっては教育と研究の自由並びに大学の自治が完全に失なわれるうれいがある。
6. 高等教育の整備充実に関する国の計画的な調整については、国家的な統制が強まることを恐れる。
7. 「医学教育については、別途に検討課題としたい。」というのは如何なる意味か疑問である。
8. もう少し漸進的な改革案が作れないものか。

○ 工 学 部

本試案は、大学の現状の欠陥を広い角度から指摘し、改革の方向を示すかなり思い切った提案を行っている。内容全般を通じ、特に強く感ずるのは問題を学術政策の面からとらえて高等教育に対する「社会の要請」として管理の合理化と効率化の必要性を全体にわたって強調していることである。このような管理思想を優先することは、大学における自由なかつ自主的な教育、研究活動を阻害し、ひいては大学教育の国家統制につながるおそれがある。

つぎに、とくに関心の深い項目について検討グループの意見を取りまとめると以下ようになる。

1. 「改革の中心的な課題」としてとりあげた項目はおおむね妥当であるが、この課題に対応しての新しい大学の理念が明らかにされていない。

なお、教育・研究の推進には社会的条件も含んだ環境整備の必要性も「中心的な課題」の一つとして重視さるべきである。

2. 教育の大衆化に伴い、多様な資質をもつ学生のさまざまな要求に対応するよう教育機関を「多様化」し大学を画一化しないことは必要であろう。

しかし、一面、大学間に格差を生じ、そのため新たな問題も生ずるので、むしろ現行制度内での改善のほうがより効果的であるとの意見もあった。

3. 「教育組織と研究組織」とを「機能的に分離」する方向で今後検討をすすめることは賛成である。具体的には各大学の規模や構成に応じ夫々の特色を生かした弾力性のある組織をつくるべきであろう。

また、両組織は分離すべきでないとの強い意見もあった。なおこれに関連して教育業績に対する評価方法の検討、助手の地位の改善などが早急に解決さるべき現実的問題となろう。

4. 「大学院のあり方」として、学部と組織上分離するのはよいが運営は学部あるいは研究所と一体となっていくべきである。大学院および学部の教官組織についてはなお、十分な検討を必要とする。

5. 「管理運営体制」を合理化するため管理機関を充実し、効率的な運営が行われることは望ましい。また、大学はもちろん閉鎖的・独善的であってはならない。すなわち、学外者の意見は十分尊重しなければならないが、最終決定はあくまで大学自身の責任と判断で行われるべきである。このことが、教育・研究の自由を保障する「大学の自治」につながり、また「大学の社会的責任」でもある。
6. 「国・公立大学の設置形態」として理事会方式と大学法人方式とが提案されているが、現状打開の具体案の一つとして検討に値する。しかし、いづれも学外者が管理機関に加わることになっており、学外より政治的、経済的圧力の加わるおそれがある。学外者の学内機関への参加については前項と同じ見解である。
7. 「高等教育の整備充実」には「国の計画的な調整」は考慮されるべきであるが、「このような計画の立案と推進にあたる公的な機関」の組織と運営には慎重な考慮が必要である。

○ 触媒研究所

I 序 論

今回中教審が提出した表題の中間報告について、我々は種々討論を重ね、所員会議に於てその結果を集約した結果、次のべる諸点に基づいて、本中間報告は、到底容認しがたいものであるとの結論に達した。

II 主な問題点

1. 高等教育と研究の理念

1. 本報告は大学制度を変革して、複雑高度化した今日の社会に適合させる目的の実現に急であり、大学における高等教育と研究の理念を全く欠いている。

この事は本報告が「戦後高等教育の民主化と機会均等を目標とし、民主国

家再建に必要な学問研究と人材育成をめざす」教育基本法に一切ふれず、又この教育基本法に基づいて行なわれた戦後の教育改革の成果と欠陥（例えば文部省教育白書、昭和39年8月）を厳正にふりかえることさえ怠られていることに顕著である。

ロ、その結果として本報告は、大学の改革を一企業の合理化問題と同列に扱うが如くであり、今日の大学問題は「さまざまな政治的、社会的な要因と関連がある」としながらも「それらは大学制度自体の問題とは一応区別して考える必要がある」として、社会的、政治的な欠陥を一切不問に附し、現「社会の要請」に適合することが「大学制度上の基本問題であるとしているのは、根本的な問題のすりかえである」かくして本中間報告の基本的性格が、日本経営者団体連盟の「教育の基本問題に対する産業界の見解」（昭和44年9月）と軌を一つにしているのは不思議でない。

2. 高等教育の多様化

高等教育を6種類の複線型に再編成しようとする本中間報告の構想は、「われらは個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間育成を期すると共に、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない」（教育基本法前文）という理念を無視して、大学教育を単に高級技術者の養成と把握するところから発している。この構想は、現行の6、3、3、4制という単線型学校制度に修正を加えようとする日本経営者団体連盟の「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」（昭和31年11月）および「専科大学制度創設に対する要望意見」（昭和34年12月）をうけついだものであり、教育基本法の理念に相反して進行している教育上の格差を是認助長し、夫々の格差に応じた画一的な教育を行おうとするものである。この事は「学力テスト」のみ「ならず、本中間報告に提案されている高等学校の「共通テストの開発と活用」に端的に示されている。

我々は職業教育の必要性を否認するものではないが、それはあくまでも教育基本法の理念に基づいて慎重に行なわれるべきであり、まして本中間報告

が戦後「国民が等しく高等教育をうける権利」の1つの保障として、一県一大学の構想のもとに設置された国立大学を始めとする諸大学の改革案として提案されている点に、我々は大きな危惧を感じるものである。

3. いわゆる「開かれた大学」

本中間報告に強調されている「国民全体の立場」あるいは「社会の要請」は「大学の閉鎖性」を排除して「開かれた大学」の名のもとに、大学を権力の規制下に再編成するための伏線でしかない。このことは、たとえば学生に対する中間報告の考え方を見ても明らかである。すなわち「開かれた大学」においては現在よりも更に広い層の国民が大学教育に関係することが予想されるが、その大多数の「学生（＝国民）の声」を積極的にとり入れる分野を、教務、学生指導、企画、広報など大学の理念や運営からは縁遠い分野に限定していることに明らかである。

4. 教育と研究の分離

大学における教育と研究を背反するものとしてとらえ、両者を機械的に分離し、しかも大学教育を知識の伝達、習得、応用と規定して、マスプロ教育の最大の欠陥とされている創造性を無視した一方通行の教育を主体としているのは、根本的に誤りである。

「大学の研究活動が活発に行なわれ、学術の水準を高めようとする創造的意欲が常に烈々と燃やされているとき、始めてその学問的水準の高さと研究意欲の熱情がかもし出す純粋な学問的雰囲気、期待された高等教育の成果を生み出すものだからである」（教育白書P107第3章第1節）

5. 大学管理体制の合理化

戦後各大学関係者は教育研究費の不足と、急増する学生対策に苦しんで来た。これらは今日の大学問題と不可分の関係にある。にも拘らず本中間報告は、大学設置者の立場を強化し、予算あるいは援助の効果的活用のみを問題にしている。

我が国の教育・研究に対する投資額が世界的にみて低水準にあることが今

日の我が国の高等教育研究における最大問題であることは周知のことである。更にこの低劣な予算を基盤として戦後強められて来た、大学に対する中央集権的官僚統制が「大学間の格差」を助長し、「学術の中心」としての大学の発展を阻害して来たことを指摘したい。本中間報告にはこの点の反省が些かもみとめられないばかりでなく、逆に「管理運営体制の合理化」の名のもと、管理の極度の集中およびそれへの学外からの参加を制度化し、更に教員人事の訴追制度までも提案している。これは本中間報告が提案する「高等教育機関の自主的・自律的運営」とは明らかに矛盾し、更に教育・研究そのものの統制につながる恐れ濃厚である。

6. 人員の問題

現今の大学問題の一つとして教職員数の絶対的不足があげられる。この点を不問にしたまま制度上のみの変革を行なえば、マスプロ教育の弊害を促進するだけである。前掲教育白書にも「教育活動をたすけ助手以下の教務関係職員の不足には著しいものがある。……遺憾なことは、この教員不足のしわよせは、新制大学で理念上最も重視されるべき一般教育の面に寄せられる傾きがあった」とある。現状は教員のみならず、一般職員の不足は更に深刻である。

Ⅲ 結 語

以上のべた如く本中間報告は、戦後の教育改革の成果には一切目をつぶり、大学の閉鎖性や、マスプロ教育、学歴偏重などの弊害をあたかも大学制度のみの責任であるかの如く曲解した上で、現今の大学間の格差を制度化し、その格差に応じた職業教育を画一的に伝達させ、それに批判的な大学人は、学外からそれをチェックし、「社会の要請」の名目で、大学の管理・運営から、国民の声を実質的に閉め出し、いわゆる大企業に対してのみ「開かれた大学」を企図したものと言わざるを得ない。

前述したように大学における高等教育は、学術の中心としての大学における烈々とした創造的研究意欲と密着して行なわれるべきであり、それは、そ

れぞれの特徴を活かした自由な雰囲気によってこそ可能であり、制度的な制約は原則的に可能な限り排除さるべきものである。前掲教育白書の「大学という最高教育の場は、学問研究を中心とした人間形成でなければならないにも拘らず、新制大学はともすればこの大学教育の大本を忘れがちであり、…マスプロ化し、すぐれた能力をもった学生の資質、能力、個性を最大限にのばし、指導者として必要な人間形成を行なう余裕がなく……学生の側にも、われら何をなすべきかという人生に対する思索の方向がばくぜんとしている。」（P186～7第6章、今後の高等教育の展望）という反省を肝に銘すべきである。

尚、岩田経済企画庁海外調査課長の我が国の技術水準に関する分析（文芸春秋45年3月号）は、本中間報告もしくは日本経営者団体連盟の大学改革案に関して甚だ興味があるのでここに敢てふれておきたい。

すなわち「戦後の我が国の高度経済成長はひとえに「技術導入」という名のアラジンのランプによって可能だったのであり、一方我が国の技術開発力はアメリカの5%、ヨーロッパの10%に過ぎないという低水準にある。70年代の世界経済の動向は、従来の「技術導入」は次第に影をひそめ、独自の創造的技術の開発力いかにかかっている。」この様な見通しに立って我が国の大学改革を考えると、中間報告その他の基本構想である高級技術者の養成は、導入技術の消化を主目標とした、時代おくれの構想であると云うべく、今でさえ低水準にある我国の創造的技術開発力およびその背景としての学術水準の急速な低下を招来する以外の何ものでもない。

既に全国の諸大学で、マスプロ教育の弊害を少なくし、兎角批判のある閉鎖的なアカデミズムを脱却して、国民全体の支持のもとに大学を真の学術の中心たらしめるための自主的努力が行なわれている。このとき政府は当然それを側面援助すべきであり、この大学の自主的努力に逆行するが如き、本中間報告の構想は論外であると考えられるものである。そもそも大学の改革は学問の発展過程として扱われるべきものであり、「社会」あるいは産業界の要請

は副次的な因子にすぎない。

室 蘭 工 業 大 学

本学としてはまとまった意見ではありませんが、次のような意見がありましたのでお知らせします。

記

1. 大学紛争の根源は大学内部にのみあるのではない。
1. 一般教養を廃止するのは不適當である。
1. 大学の格付は慎重にすべきである。
1. 本案の実施に十分な予算の裏付があるのか。
1. 試案全体を通じて教育における人間性を回復するものと称しながら、内容は相反したものになっている。

弘 前 大 学

○ 医学部長 教授 佐藤 光 永

この基本構想試案は医学部について言及されていないが、医学部長としての意見を一応述べてみます。

- 一般教育と専門教育とを形式的に区分することを廃止する考えには賛成である。ことに医学進学課程2年間の廃止はとくに希望される。
- 学部・学科の区分の廃止が医学においては可能であるかどうか。慎重に検討する必要がある。医学の場合、一貫した必修科目を順次積み重ねるコースが望ましい。

- 教育工学的的手法が広範囲に自由に採用されるのは望ましい。学会等と協力する案も望ましい。それと同時に教官・学生のふれ合いの場を実現するため教育補助職員的大幅増員は必要であり、早急の実現を希望する。
- 教育と研究の分離は医学の面では特別な工夫が必要である。
- 管理運営体制の合理化、教員の人事、処遇の改善についての提案には既ね賛成である。
- (9について) 新しい構想の管理機関の権限・責任などが、現在各大学で議論されている改革路線と矛盾なしに運営されるかどうか、ことに地方大学では学外に十分な有識者を求めうるかどうか、この辺に新しい問題が生じないか、などの点が杞憂であることを望む。
- 10・11の改革・調整は望ましい。
- 学生の生活環境の改善充実が必要である。学寮以外に方策を考える必要もあるが、学寮そのものを抜本的に改変する方策努力も必要であろう。
- 入試方法の改善は早急に実現してほしい。現行からの移行として諸種の方法が考えられるが、少なくとも慣行化した一期、二期の大学の配分は廃止し、一元化して良いのではないと思う。

○ 教 養 部

一般教育について

一般教育科目を前期に集中的に履修させる現在の慣行は学生は勿論のこと教官側にも一般教育本来の目的を見失わしめ、これを専門教育の予備段階と誤認せしめる傾向を生ずる原因であると考え、この慣行的制度を改めない限り一般教育の根本的改善はあり得ない。この観点から答申の趣旨には賛成である。同時に制度的形式的改善と相俟って、一般教育科目の内容を本来の趣旨にそつよう改善充実させる余地が多分に存することも指摘したい。

一般教育実施の責任体制としての教養部の現状は極めて弱体である。他学部

からの応援は授業面だけの形式的補充に限られ、補導面の積極的援助は期待できない。現在の教養部専任教員の定数をもってしては、一般教育全体の責任を全うすることが困難である。他学部からの形式的応援を前提とする教養部制の再検討が必要と考える。

岩 手 大 学

I 全体的所見

本構想は社会的要請に応えるとして、目先の中高級技術者の養成に比重をおいた高等教育機関としての性格が強く、従来大学が不可分として来た教育と研究を制度的に分離することを柱としている。これに対応して、大学の種別化、教育課程、管理運営等を改めようとするものである。

然し、これは高等教育が単に既存の知識、技術を学生に伝達すれば済むという安易な考え方から発想しているものと解される。

大学は既存の知識の修得と共に創造的能力を養成しなければならない。従って、教育と研究は一体不可分の関係にあり、これを制度的に分離することは高等教育のレベル低下を招来するものというべきである。更に管理運営の閉鎖的、非能率的合議性が大学の機能をそこなうものとし、学長権限の強化、学外理事の参加など極めて重大な変更を提案している。これらは研究と教育にとって欠くべからざる大学の自治を侵す恐れがある。

これらの観点から当基本構想試案については反対である。

II 個別的所見

(1) 改革構想試案(1)“高等教育機関の目的と性格の多様化”において、高等教育機関を教育機関と研究、教育機関に細分化して構想している。ここにおいても研究の問題が教育と切り離され、かつ、大学間の格差をつくり出す条件ともなり、この面から反対である。

むしろ、制度の変革にさきだって、研究と教育に必要な人員ならびに財政上の保証を行ない、大学間あるいは学部間の格差是正に努力することが先決である。

- (2) 改革構想試案(7)「管理運営体制の合理化」の中では、管理体制の強化が指摘されている。とくに財務、人事、監査に関する機関に、学外者を加えることが必要であるとしているが、人事、財務、監査などは、教育、研究活動と密接な関連を有し、外部の政治的、経済的な要求が、そのまま大学にもち込まれる危険性がある。大学の管理運営は、研究、教育活動を中軸として組織化され、自主的に運営されるべきものである。

この面から、学外者を入れる構想は、大学が組織体としてもつ特異な性格についての認識不足からきたものといえよう。

したがって、この構想試案には反対である。

- (3) 改革構想試案(8)「教員の人事、処遇の改善」においては、教員の選考や業績評価に学外の専門家の参与を求めるとしているが、その方法が明確でない。

また、教員採用についても任期制をとり、職務上の責任について第三者による訴迫の制度も検討する必要があるとしている。

教員の人事に学外者を入れることは、大学自治の基本的部分と矛盾するおそれがあり、教員の任期制は長期的な研究計画とその実施を阻害するものである。更に第三者による訴迫の制度は多くの弊害が予想される。

したがって、この構想試案については賛成できない。

- (4) 改革構想試案(9)「国公立大学の設置形態に関する問題の解決方向」については、

- ① 国、公立大学は制度上、広義の行政機関としているが、しかし、教育行政「権」と教育「権」とは区別して判断しなければならない。大学における行政機能は、教育研究活動に対する条件整備など外部的サービスとしての役割をもつものである。

- ② 大学の管理機関を抜本的に改善する2つの試案が示されているが、
学外者を加えた新しい管理機関を設けることは、上記2、3にのべた
と同様に賛成できない。

また、大学を公的な性格をもつ特別法人とする構想はある意味では
独自性が期待されるであろうが、しかし、法人となれば理事会的機関
が必要となる。これが評議会や教授会から独立した組織となると、大
学の本来の機能である研究と教育の独立性が阻害されるおそれがある。

これらの観点から、公法人化構想には簡単には賛成できない。

- (5) 改革構想試案⑩「国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改
善」においては、財政を通じて研究と教育への規制が強化されることの
根拠を与える提案とみなされる。

この観点から当試案には賛成できない。

Ⅲ 要 望

- (1) わが国の高等教育が、真に社会の要請に応えるためには、大学の施設、
教職員の定員、教育、研究費の拡充をはかるなど、必要な施策を積極的
に行なうことである。

現在望まれるのは、大学の理念（大学の自治、教育と研究の一体化、
全人格教育等）の重大な変更を余儀なくされるような制度いじりであって
はならない。

- (2) 長期的展望に立つ高等教育制度の根本的改革案は、性急に作られるも
のではなく、全国の大学、学会などから、民主的に選ばれた代表によっ
て構成された機関が中心となって検討すべきである。

備考 教養部はなお検討中である。

福 島 大 学

われわれは、現在の大学が、時代に即応しないさまざまな欠陥をもっていることを十分に認め、その責任の一端が大学管理機関の保守性・閉鎖性にあることを深く反省している。われわれは、その責任を痛感するが故に、長い年月にわたって、これらの欠陥の改革に自主的に努力してきた。しかるにわれわれのこの努力を常に阻害し、改革の結実寸前にこれをつみとっているのは、ほかならぬ「公的権力」である。

今回の中教審による『高等教育の改革に関する基本構想試案（中間報告）』（以下「試案」とよぶ）は、この点に目をおおい、大学の諸欠陥を理由にその自主的改革能力を軽視し、むしろ「公的権力」の側にたつて、自主性を圧殺しようとしている。

のみならずこの「試案」は、「国民全体の立場から合理的、かつ現実的な判断を積み重ねる」ための「出発点」として提示されながら、実はその内容は国民の一部分、すなわち本質的には産業界ないし財界の要請する特定の方向に一方的に順応した、大学の再編、類別化であると考えざるを得ない。このような方向は、広く社会の期待にこたえんとするわれわれの自主的改革の方向に、真向から対立するものである。

上記の基本的観点にたつて、「試案」に対し、さしあたり次のごとき若干の問題点を指摘することにした。

1. a 「試案」は、何よりも高等教育を、もっぱら「産業界・地域社会」、つまり資本の要請に基づく投資効率の高い大衆的・速成職業教育の場として再編しようとするものである。すなわち、高等教育の大衆化の名のもとに、「社会」＝資本が要請する多様な職業のみを基準として大学を類別化することを意図している。

さらに、「産業界」のいま一つの要請である高度な学術研究・研究者養成という側面を職業教育と分離し、そのための機関として、一般職業

教育大学を切り離した大学院を構想している。このような各種の類別化にもとづく大学間格差の制度的固定化には同意しがたい。

b 「試案」では、この職業教育のための大学と研究のための大学（大学院）の分離に応じて、大学における研究と教育の機能・組織が分断される方向がうち出されている。さらに、その職業教育の内部においても、たんに技術教育を重視するだけでなく、教育課程から追放した保健体育等、課外活動の指導を通じた学生に対する補導面が強化され、かかる意味で、教育内容に新たな方向が付加されている。そもそも真の教育は、すぐれた研究者によってのみ行なわれうるものである。それが研究を責任とする教員と、教育および補導を専任とする教員に分離され、しかもその教育が能率のみを重んずる安直な技術主義に陥っては、大学教育は破壊されざるをえない。

c また学生に対しては、上からの課外教育の強化など学生を単に被教育者としてのみとらえ、自主的な研究意欲をそぎ、産業界の要請に従順な職業人に仕立てあげること重点をおいている。さらに、学生を専ら被管理者としてとらえ、管理体制を強化することによって、学生の自主的活動あるいは寮自治を抑制しようとしている。以上、総じて「試案」の意図する高等教育の再編は、「産業界」の要請に全く従属して大学を多様化し、一般職業教育大学の教員を単なる教育技術者に転化し、学生をたんに産業界に奉仕する道具とみなしていることは、憂慮にたえない。

2 「試案」は、教育内容に関して、第一に、職業生活に必要な専門科目、第二に、本人の社会的進路を中心として総合された専門的教養、第三に、人間観・価値観にかかわる基礎的教養を区分している。そして、多様な進路に応じて、その配分を設定するものとしているが、速成職業教育という観点から第三が無視され、事実上、一般教育のなしくずしの解体がはかられている。さらに、語学は、職業の必要に応じた実用本位の短期速成に主眼がおかれ、体育には、課外教育＝学生補導的な性格が付与されているか

に見受けられる点、実用主義的に教育内容を改変する意図が露骨に出ており、首肯しがたい。

3. 「試案」においては、学問の専門的細分化状況と大学の巨大化を根拠として管理体制の確立が主張されている。しかしながらこれは、研究と教育の機能を切断・分離された大学教員の発言を制約し、効率的教育によって自主性を害なわれた学生を統制するための中央集権的管理機構にほかならない。この点、大学教員が研究・教育・管理を自律的・有機的に遂行すること、ならびに学生の自主性を尊重することによってのみ運営の円滑化をはかりうるとするわれわれの考え方に、根本的に背馳するものである。
4. 「試案」は、上記のように中央集権化せしめた大学管理機構を、さらに権力および産業界・地域社会に従属的に結びつけることを、一つの骨子としている。大学がともすると閉鎖性におちいりがちである点は、厳に反省すべきものであるが、これを大学の自主性を尊重するよりもむしろ学外からの干渉を強化する方向でこれを処理せんとするのは、大学自治を全面的にそこなうと考えられる。
5. 「試案」は、国民全体の意向反映の名のもとに、「公的な機関」設置という手段で上記のような「改革」構想の実現をはかろうとし、しかもこの「公的な機関」をして、上から大学の計画的配置と統制を行なわしめるのみならず、その支配を日常的管理全般に及ぼそうとしている。また、政府の財政的援助を挺子として、権力と結合した管理強化の道か、あるいは権力の意にそわぬ大学を財政的に弱体な特殊法人化する道か、この二つの国立大学の設置形態を一方向的に指定している。これらはきわめて危険な方向として、きびしく批判されなければならない。

〔付 記〕 本見解は、「試案」に対する根本的検討の過程における中間的なものであり、なお綿密な討議をへたうえ、本学の自主的改革案と対置しつつ表明さるべきものである。しかし、この中間見解においてさえ、この「試案」が上記のごとき重要な問題をはらむことが明らかとなった。

国大協は、中教審に対する意見表明の場においてはこれらの論点を余すところなく追究されたい。

なお、中教審が、その「試案」発表後、きわめて短時日のうちに大学関係各団体の意見を「聴取」せんとすること自体、去年の「大学法」強行にいたる一連の経過にてらしてはなはだ遺憾である。この点に関しても深甚な反省を促がすよう努力されない。（昭和45年2月19日）

茨 城 大 学

今次中教審による試案は、目下各大学で試みている自主的改革を妨げるばかりでなく、試案の基本を流れる理念には大学観の重大な修正をすら感得される。

今次中教審による試案については、慎重な検討を加える必要があり、この試案に対する意見を急ぎ求める点に大きな危険を感じるものである。

内容について基本的な問題点を指摘すると次の如くである。

1. 大学における研究と教育の分離を強調しているが、これは本質的に大学破壊につらなるものであり到底承認しえない。
2. 大学の理念について検討することなく「国民の要請」の名のもとに受身的姿勢で大学改革をうち出している。
3. 「高等教育機関の目的・性格の多様化」の名のもとに大学の差別的再編成をなさんとするものである。
4. 一般教育に対する中教審の態度は朝令暮改のそしりをまぬがれない。今次試案は事実上大学における一般教育解消を意図しているとしか受けとれない。
5. 管理体制の形式的な合理化を強調し、これに欠くことのできない民主化を無視している。この点は大学改革に真向から逆行するものである。
6. 今次試案は、大学改革について種々の意見を出しながらこれに必要な財政的措置について殆んど意見を述べていない。今日大学が当面している基本的な重大問題が大学予算の貧困にあることを強調したい。

東 京 大 学

① これは、加藤総長が、各学部、研究所から教授会での討議の結果寄せられた意見をもとにして、

総長の責任においてとりまとめ、2月26日に中央教育審議会才26特別委員会で述べた意見の概要である。

○ 総長 加 藤 一 郎

この「基本構想試案」の内容には、不明確やあいまいな点が少なくなく、それらについては、今後の進め方によって評価が異なることになるであろう。ここでは、今後さらに意見を述べる機会を留保するとともに、全体を通じる主要な問題点を指摘して意見を述べることにしたい。

1. 中央教育審議会の性格をめぐる問題点

(1) 国の文教政策への批判の欠除

中央教育審議会は、過去において、大学の自主性を抑えて上からの改革をはかるという態度をとり、大学側と意見が対立したことが少なくない。今回の試案においては、従来とやや異なる柔軟な考え方が部分的に見られないわけではない。しかし今回の試案においても、現在の大学の欠陥や矛盾について多くの指摘がなされているながら、その原因の一端を担うべき戦後の文教政策、大学行政のあり方、あるいは財政上の配慮の不足などについての分析や批判はほとんどなされていない。このことは、国または文部省には現在の大学問題についての責任がなく、大学側にのみ責任があるという一面的な印象を与えるとともに、私としては、中央教育審議会は自らを顧みることなく、依然として文部省と一体となって大学に対立する態度をとるものという感をぬぐうことができない。以下の問題点も、このような中央教育審議会の性格に起因するところが大きいと思われるので、本来は、文部省からはなれた独自の機関においてこの試案を基本的に練りなおすのが適当と思われる。

(2) 改革の主体と過程への疑念

今後の大学改革を誰が(いかなる機関が)どのような過程を通じて実現す

るかが、この試案では触れられていない。この中では「国民的合意」とか「国民全体の立場」とかが強調されているが、それが実際には何を指すか明らかでない。従来の中央教育審議会の性格からすれば、それは多数党あるいはそれに支えられた政府ないしは文部省によって代表されるとして、新しい大学管理法等による上からの制度的改革が意図されているのではないかとはいふ疑念を禁じえない。大学問題について何が「国民全体の立場」であるかは、本来は大学が自主的に判断して、改革を進めるべきものであり、文部省としては、画一的な制度のわくを緩め、財政的裏づけを確保することなどによって、大学の自主的改革が弾力的・発展的に行なわれるように援助すべきものである。

この試案が、種々の構想をあげて、大学側の自主的改革の参考に資するというのであれば、それは一つの考え方であるが、これによって大学に上から新たなわくをはめようというのであれば、それには私として反対せざるをえない。たとえば、大学や大学院の修業年限に幅をもたせる（第2-1）ことなどは、前者の考え方からすれば、従来の枠を緩めて弾力性をもたせることになり、改革を進めるのに役立つことになるが、後者の立場に立つものとするれば、大学に新たな格づけや格差を押しつけるものとして、真の改革への障害となるであろう。

また、「国の計画的な調整」（第2-11）という標題のもとにそのための「公的な機関」の設置が提唱されているが、その性格は不明であり、「広く国民的な利益を代表する人々」がそれに参加することがはたしてそれが適当かどうか、また、現在の中央教育審議会の性格から推測すると、どういう人の参加が考えられているか、疑問をもたざるをえない。

2. 試案の基本的態度についての問題点

(1) 大学の理念の欠除

この試案では、大学および学問が本来いかにあるべきかという基本的理念が全く明らかにされていない。これは、この試案が「高等教育の改革に関す

る基本構想試案」と題して、大学のほかに高専、短大さらには大学院という本来異質の機関を、後期中等教育の後に位置する「高等教育」という形式的な枠の中で捉え、それらを一括して論じていることと深く関連している。しかも全体として、「教育」機関としての大学に重点がおかれ、大学の研究機能にはほとんど触れられていない。そのために研究と教育が密接に結び合っている大学が、日本の社会、とくにその学術体制の中でいかなる理念をもつものとして存在すべきかが、論じられていないのである。また、この試案の直接の対象である教育の面についても、大学が全体の教育体系、とくに高等教育全般の中で、どのように位置づけられるかが、明確にされていない。このような理念の欠除は、大学院についての論議が不十分なことにも現われている。

(2) 長期的展望と財政的裏づけを欠くこと

この試案では、「学術研究体制や研究条件・研究費などの問題についての本格的な検討は、今後にゆずることとした」と述べているが（まえがき）、大学についてはそのような検討なしに長期的な展望をもつことは不可能といってよい。大学については、本来、長期的な計画とそのもとの期間を限った中期の計画とが、財政的裏づけをもちながら、立てられるべきであるが、この試案にはそのような展望と計画性が欠けている。

このことは、第1には、この試案が研究・教育の本来的な理念から出発したのではなく「大学紛争を契機として」（第1—まえがき）の問題意識から出発し、全体を通じて紛争対策ないしは対症療法という性格を強くもつことと関連している。

また、このことは第2には、この試案が改革に関連する人員の充実や財政的措置に触れていないことにも現われている。試案の中には、「教員の給与および処遇を抜本的に改善する必要がある」（第2—8）とか、「奨学制度の改善」（第2—10）、「学生の生活環境の改善充実」（第2—12）など、従来に比して積極的な態度を表明している部分があるが、財政的な裏づ

けなしにはいずれも単なる提言に終わることになる。

(8) 大学の内包する矛盾・緊張関係からの逃避

大学の内部には、研究と教育、専門教育と一般教育、研究・教育の自主性とそれに対する社会的要請というような種々の矛盾・対立する要素が内包されている。大学としては、そこから生ずる緊張関係を正面から受けとめ、それを発展の契機として改革の方向を考えていかなければならない。これに対して、この試案においては、「第1 高等教育改革の中心的な課題」の中で5つの項目につき対立する要素を課題としてあげながら、それらを安易に並列・対置させ、あるものを切りすてることによってその対立関係を縮少していく方向で、制度的改革が考えられている。これは、大学に本来的に内包され、大学の発展の要因となる緊張関係から逃避し、大学の使命を失わせるおそれのある考え方であるといわざるを得ない。

3. 試案の内容上の主要な問題点

(1) 大学における研究の軽視

大学は研究と教育、すなわち学問の発展と継承とを併せてその使命とするにかかわらず、上記2(1)にも述べたように、この試案は大学を主として教育機関として捉え、その研究の面を軽視しており、この欠陥は各所に現われている。

第1に、高等教育機関の多様化(第2-1)の中で、従来の大学にあたると思われる第1種、第2種のうち、第2種の高等教育機関(専門大学)が教育研究機関であるのに対して、第1種の高等教育機関(一般大学あるいは教養大学)は教育機関とされている。そのような研究を欠いた単なる教育機関は大学の名に値しないばかりでなく、そこで取りあげられている「専門的な教養」の内容にも大きな疑問がある。

第2に、「教育組織と研究組織の機能的な分類」(第2-5)の提案も、大学における研究と教育の密接な結びつきからして大きな問題を含んでおり、単に両者の分離を強調することは不適當である。また、その中で「教育を行

なうために必要な研究の環境……」という表現があるのは、教育を主とし、研究を従とする考え方の現われであるといえよう。

第3に、「大学院のあり方」(第2-6)における大学院の現状分析と将来像は、きわめて不十分であり、これも研究面の軽視の現われといわざるをえない。

第4に、大学における研究所のあり方やその役割については、当然触れられなければならないのに(たとえば第2-5、6)、無視された形になっている。

(2) 「社会的要請」に応じた高等教育機関の多様化

この試案は、主として社会的要請に応じた有用性・効率性の面から、大学を捉えている。たしかに大学は広い意味での社会的要請に応じるべきものであるが、それは現在の社会・国家をこえることのある高次の社会的要請でなければならない。これに対して、この試案のいう社会的要請は、現実の社会からの具体的な需要を意味するごとくであり、大学がその固有の学問的自立性をはなれて現実の社会的要請に即応することは、大学の使命を失わせ、大学を職業のための訓練の場とするおそれがある。

このことはとりわけ「高等教育機関の目的・性格の多様化」(第2-1)に現われており、その分類の基準は、学生の将来の社会的進路に応じるところにあるものと思われる(第1-2)。そこ(第1-2)で述べられている「本人の社会的進路を中心とした総合された専門的な教養」というのは、意味が不明であるとともに、「多様な進路に応じた新しい教育課程を設計すること」というのは、社会的要請と直結して将来の職業生活に必要な準備をすることになりそうである。医学教育を別途に取り扱う(まえがき)というのも、その点の危険性が高い。

大学の多様化は、本来は、それぞれの大学が学問的立場からその特質に応じた個性化・特化(specialization)を自主的に推進するという形で行なわれるべきものであり、政府や産業界等からの社会的要請に即応する形でな

されるべきものではない。

(3) 大学の管理の特殊性と自主性の軽視

大学は学問の研究と教育というその使命からして官庁や会社などと異なる特殊な性格をもっており、その管理についても大学の特質に応じた組織原理に基づく方式を考えなければならない。この試案は「教育・研究活動の特質とその効率的な管理の必要性」(第1-3)について述べているが、大学において「効率的な管理」とは何かが問題であるし、研究活動はもとより、教育活動についても、それを上から効率的に「管理」という考え方自体に問題があると思われる。

これは、「開かれた大学」(第1-4)というあいまいな標語を強調することによって、大学に対する政府や産業界等からの統制や干渉を正当化する危険と共通な面をもっている。大学は閉鎖的・独善的であってはならないが、外力の介入に対してはやはりその自主性を強調する必要がある。

大学の具体的な管理形態としては、「新しい管理機関」の案(いわゆる理事会案)と「公的な性格をもつ特別な法人」の案(いわゆる特殊法人案ないしは公社案)の二つの方向があげられている(第2-9)。しかし、このいずれも学外者が大学の管理に加わることを内容としているごとくであり、大学がそれを選ぶとした場合にも、学問の自由およびそれを支える大学の自治がそれによって脅かされることがないかを慎重に検討する必要がある。また、現状にどのような具体的欠陥があるかも明らかでなく、管理についても本来それぞれの機関の特質に応じた多様性が必要であるのに、高等教育機関全般にわたる管理方式としてこの二つの方法のいずれかをとるように限定的に述べていることは不適当といわざるをえない。

4. む す び

私としては、大学の自主的な改革に対して、文部省がその障害を除去し、これに対して協力ないし支援するという形が望ましいものと考えている。そして、その見地から、この試案が基本的に再検討されることを希望するしだ

いである。

東京医科歯科大学

○ 大学改革調査会

1. 前文について

前文に「また、医学教育のあり方についてはその問題の特殊性にかんがみ、別途の検討課題としたい」とあるが、医学教育（歯学教育を含む。）の特殊性がどのような形で認識されているか、早急な検討が望まれる。

このまま放置すれば、医学教育にはその他の高等教育に準じた形をとるということで未検討のまま将来に移行する可能性も少なくないと思われるからである。

2. 医学教育改革の中心的な課題について

医師および医学研究者養成のための医学教育の大衆化は、医学の果たす社会的機能からみて、今後も問題にならないと思われる。国の人口、医療制度と照合して臨床医、予防医学担当者、医学研究担当者の適正人口が勘案され、それにもとづく教育計画が施行されると思われる。なお、一般社会に対する医学知識、人体諸科学の普及は、これとは別個に考慮されなければならない。

中間報告各論 11 条に、「高等教育の整備充実に関する国の計画的な調整」についてふれられているが、医学教育においては特にこの点の配慮が必要であろう。もちろん、かかる調整機関は、医歯学関係者の間から有識者として選出されたメンバーを中心とすべきである。

一般の高等教育では早く社会に出て、必要に応じて再教育をうけられる体制が考慮されているようである。しかしながら、医学教育には、まったく別の事情が存在する。

健康保険制度の整備にともない、医療の普及化が行なわれたが、個々の医療内容は先進諸国に比して劣悪であり、かつ医師の医学的素養の低下が憂えられており、関係者として黙視し得ない状態である。

医師は単なる技術者ではなく、高邁な人道主義に導かれて人々の悩みの解決に力を致さなければならない。従って十分な教養と科学的知識をそなえているべきであり、いたずらに今日の要請にとらわれて修業年限の極端な短縮をはかつてはならない。

臨床医の教育には、患者の診療は不可分であり、臨床医を教育する立場からみると、医師の資格を取得していない場合は、教育内容に限界があり、十分な教育は不可能である。

すなわち、医師資格取得後の臨床教育は不可欠であり、この間は医師資格取得者としての十分な処遇が行なわれなければならない。

さらにまた、臨床医の補習教育も不可欠の問題である。

中間報告では教育と研究を不可分としてきた伝統的な大学観には検討の余地があると指摘されている。その主旨は理解できるが、医学教育についても教育と研究、ないし教育と診療を機械的に完全に分離することは不可能である。

さらに医学研究の主体は大学およびその附置研究所によってなされて来っており、大学から完全にきりはなされた研究所は、少数の例外を除き後継者難と刺激の不足に悩まされている。将来の医学研究の進展は、学部教官にも責任が負わされているのである。

○ 医・心研・生化 阿 南 功 一

意見(I)

- (I) 目的性格別の大学改革の骨子には賛成であるが、研究レベルの維持、向上のために

(a) 大学レベルでは教育と研究と実地修練（医学部の臨床など）は管理運営の面で原則的に分離すべきである。その上でこれらの総括（integration）を考えること。具体的には

(i) 研究は多種多様の目的に応じた大小の研究所で行なう。進歩発展のための交流や統廃合を考慮すべきである。

(ii) 学生教育は科目ごとに管理運営（administration）を主務とする教授（chairman）が主宰し、これには一般的には研究歴のある老練な者がよい。これを助ける助手などにつき考慮する。

(iii) 教育と研究の関係については、この教育主任教授（chairman）はその科目の教育担当教官を諸々の研究所から一定期間派遣してもらう（これには種々の方式が考えられる。）。臨床では市中病院の有資格者に依頼する。

(b) 大学は科目ごとの修了試験は行なうが、いわゆる卒業免状は出さない。むしろ全国的規模の資格認定試験（必ずしも政府機関ではない。）を行なう制度を設ける。即ち従来の履歴主義ではなく資格主義に改める。

III 学問の自由と教育機関や研究機関の自治について

(a) 教育、研究、実地修練の機関を分離運営することによってはじめて、それぞれの組織集団（Organisation）はその設立の目的に最適の管理運営方式を有つことができるよう。

(i) 研究機関は学問の研究という共通意識を前提とする集団であるから、種々の academic freedom とより広い管理運営上の意思決定が許されるであろう。

(ii) 教育は政治的中立を保ちつつ、教える者と教わる者との間の一定の傾斜はこれを保ちつつ、その限りでの自治が認められよう。

(iii) 実地修練の場では病院などの如く、社会的責任があること故、それに応じていわゆる自治も制限されるであろう（院長の命令権など。）。

(b) 教育の効率化と進歩への適応

大学の教育主宰者たる chairman 教授は大学内および（全国的）な大学間の会議を有って、絶えず教育成果の判定や進歩への適応に努める。そのためにも Chairman の年限制、研究所教授との適性を考慮しての人事交流をはかる必要がある。（註） 医学部附属心臓血管病研究施設教授

○ 教養部 篠原武夫

意見(Ⅲ)

- (1) 「高等教育の改革に関する基本構想試案」は「これまでの高等教育に対する考え方やその制度的なわく組みが、高等教育の普及と社会の複雑高度化に伴って、……複合した要素を含んだ要請に適切に対応できなくなったため、これに対する新しい解決策を見つけることがこの基本構想の中心的課題である」として、改革案を提示しているのであるが、この案中にみられる「国民全体の立場」という表現が、実質的に何であるかと明確ではない。というよりも、むしろ企業本位、産業界からみたより実用的教育制度への要求が、国民全体の立場にすり変えられてはいないか、という疑問が出てくる。

この点については、大学の理念との関連でより本質的に掘り下げられなければならない問題であろう。

- (2) 改革案全体が、「高等教育」の改革を指向している点は肯定できるが、しかし改革に急なあまり、研究面についての配慮は充分ではない。(5)において教育と研究の機能的な分離にふれてはいるものの、むしろ教育面への重点指向が明確に読みとれる。研究の裏づけがあって、はじめて教育が可能であってみれば、研究面の重視・整備も平行的に顧慮されるのでなければならぬであろう。
- (3) 「開かれた大学」という理念そのものは妥当であるとしても、(4)に述べ

られている内容は主として大学の管理運営について独善的であってはならないという意味でのそれであって、教育・研究についての開かれた大学という立場ではない。この点で、むしろその意味とは反対に、上からの閉じられた大学になる恐れはないであろうか。上からの強制による開放ではなく、大学自らの主体性を基にした開放でなければならないであろう。

（注） 教養部社会学担当教授

○ 教養部助教授 堀内秀晃

意見(Ⅲ)

「高等教育の改革に関する基本構想試案」（以下「中間報告」と略称）は、医学教育について触れるところがない。そのことに関連しての筆者の見解は、改革調査会より提出されたものとはほぼ同じものであるので、ここでは重複を避け、医学教育の立場を離れ、ひろく大学教育全般にわたっての問題点を抜き出してみたい。

(a) 一般教育の切りつめによる在学年数の短縮

中間報告では、高等教育の大衆化と社会人の再教育の必要という立場から「むしろ、早く社会について、必要に応じて再教育が受けられるような体制を考える必要がある」（P.3）とし、そのため、たとえば標準的な第1種の高等教育機関にあっても「一般教育と専門教育という形式的な区分を廃し、同時に既成の学部、学科の区分にとらわれず、それぞれの教育目的に即して必要な科目を組織した総合的な教育課程を考える」（P.8）ことにより、「標準的な履修年数を現在の大学より短かくしても、これまでの水準に相当する教育は可能であろう」（P.8）として、「3～4年程度」（P.7）という線を打ち出している。

たしかに、現在の一般教育は、教育課程の理想としての所期の目的を達成しえず、形骸化しつつあることを認めねばならぬ。そのために一般教育のカ

リキュラムの改革が言われ、その方法の一つとして一般教育・専門教育相互滲透型の総合的カリキュラムも考えられている。しかし、それはあくまで在学年数の短縮につながるべきものではなく、一般教育と専門の基礎教養課目実質2か年分を確保した上でなされなければならない。現在までの教養課程不振の原因の大半は、筆者の見るところ、専任教官を二軍視する学内の傾向と、教養課程に投入する経費の切りつめにあるのであり、そのような実情を無視して、「合理化」による在学年数の短縮を唱えたところでその皺寄せは一般教育の部分の切りつめに向かうことは必至であろう。しかも、在学年数の短縮の発想が、社会の要請に基くものとして、すなわち産業界の、なるべく早く労働力を入手したいという必要に基いての発想としてあることは、本末顛倒も甚しいものと言わなければならない。

(b) 国家権力の高等教育への干渉の強化

中間報告は「高等教育機関の自発性の尊重」をうたいながらも、「国全体としての計画的な援助・調整の必要性」(P.5)(P.17)を強調している。筆者は、そのような「計画的な援助・調整」が国家権力の手によって恣意的に行われる可能性を認めていることに大きな不安を感じている。

さらに「財務・人事・監査などに関する機関に学外の有識者を加えること」(P.13)の必要をいい、「教育の選考や業績評価については学外の専門家の参与を求め」(P.13)る必要をいうが、そのような学外の有識者ないし学外の専門家の参加の過程で政府がすくなくとも国立大学に関する限り、全くノータッチでいることは考えられない。

さらに、国公立大学の設置形態について、設置者に隷属する大学と、一定額の公費の援助を受けて自主的に運営する大学との二者択一を迫っている(P.14)のも見逃せない。前者の形態をとる根拠を大学の「運営上の最終の責任は、文部大臣が国民に対し、または地方公共団体の首長が地方住民に対して負わなければならないとされている」ところに求めている。ところが、その文部大臣を選考するのは、時の与党から選出された総理大臣であり、文

部大臣は国民に対するより政府与党に対しての責任を重んじている観のあること、歴代内閣の文部大臣の実績が証明している。

このような一党一派に偏した文部大臣の隷属下にはいることをいさぎよしとしなければ「公費による一定額の援助を受ける」「特別な法人」になる途を選ばなければならないが、これではまるで、隷属がいやなら金をやらないと言わぬばかりである。

現在、研究の高度化、巨大化に伴ってその資金はぼう大な額を必要とするが、たとえば、東京教育大学のばあい、研究予算を沢山必要とする学部からさきに、文部省の方針にそって筑波移転を打ち出して行ったことは我々の記憶に新しいことである。

予算をエサに大学人の分裂と無力化をはかろうとする意図は、現在の国公立大学の実情に照らしてみると、残念ながら非常に有効に実現されるであろう。筆者はその点を憂慮している。「"大学自治"が本来の意味以上に拡大解釈され、不必要な混乱が生じないようにする必要がある」(P.15)に至っては、筆者は言うべきことばを持たない。現在の大学に、実質的にどのような「大学自治」が存在しているというのだろう。学長人事、学部長人事など、大学側の選出結果を文部大臣が承認発令しないいわゆる棚上げも記憶に新しい。予算の交付も「紛争処理の決意と熱意」を文部省が恣意的に判断して行なった。大学の自治を「本来の意味」に引きもどしたというのは「0」ということなのであろうか。しかも一見自主的運営が認められていると称する法人大学にあっても「公費を支出する側は、その法人としての大学がそれに値するかどうかを自主的に判断する立場を保留」(P.15)しているのである。これでは3割自治とも言ふことはできない。

以上、特に目立った2点を中心に批判的見解を述べてきた。中間報告は、いろいろ高等教育の改革について傾聴すべき内容も含んでおり、また、批判すべき点も他にいくつかないではない。しかし、以上のような問題点が根本的に改められない限り全体的に、改悪であるとの印象を筆者はぬぐうことが

できない。(注) 教養部 文学担当 助教授

○ 篠 塚 春

意見Ⅳ

2.(教育課程の改善の方向)

- (4) 保健体育については、課外の体育活動に対する指導と全学生に対する保健管理の徹底によってその充実をはかる。

大学教育の正課において保健体育を如何なる地位において改善して行くのか不明確である。課外の体育活動は、あくまで学生の自主的立場に立って他の文化的サークルと同様先輩後輩の関係において人格の形成と体位の向上および技術の練磨をふまえてコーチ等の人を得て、あくまで自発的活動でなければならない。特に正課の保健体育は体育という大きな目的から一般教育課程としての大学前半の二年間で終了するものではなく、四年制大学においては四年まで、六年制大学(医学・歯学)においては専門課程終了時まで毎年一単位の授業を課すべきである。

3.(教育方法の改善の方向)

- (8) 学園における体育的、文化的な活動については、そのための指導センターに専門家を置いて充実した学生生活を享受できるよう指導と援助を与える。

これはあくまで課外における指導体系として充実すべきで正課における体育的、文化的科目の教育方法とは自ら異なることをじゅう分に考えておかねばならない。(注)教養部保健体育担当教授

東京外国語大学

(A 教官の意見)

第二次大戦後、文化国家として立つことを内外に誓ったことを再確認することが先ず必要である。

第一 高等教育改革の中心的課題

1. 高等教育の大衆化と学術研究の高度化の要請

高等教育機関の多様化は望ましいし、社会人としての再教育も必要。
しかし、基本的には、大学は自分の眼でものを見ることのできる人間を作るところでなくてはならない。教育と研究は不可分のものと考え
る。

2. 高等教育の内容に対する専門化と総合化の要請

中間報告にとくに異存はない。

3. 教育・研究活動の特質とその効率的管理の必要性

この点、中間報告には反対。

4. 高等教育機関の自主性の確保とその閉鎖性の排除の必要

外部の大きい力の介入をおそれる。

5. 高等教育機関の自発性の尊重と国全体としての計画的な援助・調整の必要性

大学行政には口出ししてほしくない。文教予算を思い切って支出するだけの太っ腹なところを示してほしい。

国際的学問交流には、とくにこの点を望む。

また、自然科学偏重、人文科学軽視をやめること。

第二 高等教育改革の基本構想

1. 高等教育機関の目的・性格の多様化

六種類の型に分けることには不賛成、現在の大学の中で、このような多様化を实践すればよい。

大学院大学を置くことは大学の格差を増大することになるから反対。

2. 教育課程の改善の方向

一般教育を四年間を通じて行なうことは賛成。

3. 教育方法の改善の方向

体育的・文化的活動に専門家を、というが、その人選こそ重大な問題がひそんでいる。

4. 高等教育の開放と資格認定制度の必要

社会人の再教育については賛成。

5. 教育組織と研究組織の機能的な分離

両者の分離には問題が多い。反対である。

8. 教員人事処遇の改善

教員の選考・業績評価は、教授会内できびしく行なわれるべきである。

9. 国・公立大学の設置形態に関する問題の解決の方向

(1)案は絶対に避けたい。(2)案の方が望ましいであろう。

10. 国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善

援助は可なるも口を出すのは慎むべし。

12. 学生の生活環境の改善充実

国立大学の学寮を文部省直轄にする法はいかが？

13. 大学入学者選抜制度の改善の方向

内申書は、高校の格差ゆえに信用しがたい。

(2)は、とりやめた方がよい。東大の論文形式の入試方法が最良のものと思う。

(B教官の意見)

管理運営について

特別の教育行政官を任命し、教授会に積極的に参加させる。眼さきの管理ではなく、大学の長期展望に立った資格者でなければならぬ。

学生の生活環境について

とくに学寮について解決策を考えられたい。

東京農工大学

○ 学 長

今回、公表された「高等教育の改革に関する基本構想試案」については、今後の大学における教育研究を方向づけるうえに重大なる問題点が多く、十分なる検討を必要とするとともに、試案のみでは理解しがたい点が少なくない。したがって、本学としては、さしあたり若干の問題点を指摘することにした。

1. 高等教育の改革に関する基本構想について

教育制度の改革は、その実施から数十年の年月を経たのち、はじめて、重大な影響を国家、民族、全人類に与えることが明らかとなるものであるから、遠い人間の将来へのふかい洞察と、それに対する強い責任感をもって立案されなければならない。かつまた、その新制度に移る過程、それを支持する財政的措置などについても明確な検討が必要である。

2. 高等教育改革の中心的課題について

試案における高等教育機関改革の構想は、産業界、経済界等の要請に応ずる人材の養成に傾斜し過ぎてはいないか。今後の一段と急速なる科学技術の発達と経済の高度成長が予測される高密度社会においては、人間尊重にもとづく新しい文化の創造による調和ある発展がはかられるべきではないか。このような観点から、大学においては、人文科学、社会科学ならびに自然科学の調和のとれた発展をはかるとともに、創造性、批判性を啓発するための研究と教育に重点をおくことをその骨格とし、中心的課題とすべきものと考ええる。

3. 高等教育機関の目的、性格の多様化について

高等教育機関を6種類に区分したことに対しては、高等教育の概念が不明確であるために、多様化の必要性がともすれば現状を固定するものであり、大学間の格差の増大をもたらすものと受けとられ、教育制度の混乱をひきおこす恐れがあると思われる。発足当時の新制大学の制度を基礎とし、これに、

それぞれの大学が自主的に弾力的に特色化をはかることこそ新構想の根底となるべきものと考えられる。国民のなかには旧制大学の体制を過大に評価する立場から、この旧制大学中心ともいうべき多様化の試案を容認するような傾向がある。そのような考え方では、科学の飛躍的發展と経済の高度成長に伴う学生数の急激な膨張とに対して到底適応することができないばかりか、教育研究の進展を阻む恐れさえあると思われる。

4. 大学院のあり方について

第6種の高等教育機関（大学院）は、旧制大学中心の現行制度を温存するにすぎず、何ら改革に資するものとは思われない。大学院のあり方については多面的に検討をすることが必要であり、その1例として次のような構想が考えられる。従来の如く、特定の大学にのみ大学院を固定することなく博士課程の論文指導能力のある教官を擁する研究室に所定期間大学院の分散された単位をおき、いわば「姿なき可動性の大学院」とする体形が教育研究の自由な発展の道を開き、創造性にとんだ教育研究を可能にするものとする。その単位の教官の属している研究室を博士の学位を得ようとするものに研究修練の場として与えることとし、博士課程担当教官の資格審査には、たとえば、学会あるいはその専門委員会があたるものとする。なお、そのような研究室には充分な研究環境を保障する配慮をすることとする。

5. 教員の人事、処遇の改善について

試案においては、人事の閉鎖性から教育研究活動の停滞が生じることを防止するため任期に限度を設けるとか、同じ学校の出身者を採用する場合の数を制限するとか、人物交流を容易にするなどの提案がなされており、このこと自体は必ずしも否定するものではないが、先に示された大学の格差を更に拡大するような多様化構想は人事交流を容易にしようとするこの提案とは全く逆行する結果になる。特に少数の大学院大学に集中して研究者を養成することは、いわゆる inbreeding となり、学術研究の推進上重大な支障となるものと思われる。したがって、この面からもこの多様化構想は高等教育

の真の発展とはあいられないものであり、ただちに賛成しがたい。

東京教育大学

○ 宮 島 龍 興

今回発表された「高等教育の改革に関する基本的構想試案」（中間報告）については各部局それぞれの立場から検討したが、マスタープラン委員が、これらを整理して多くの部局に共通した基本的方向をまとめると以下のようになる。なお、各部局が専門的立場から要望している事項は別添資料として合わせて提出する。

本報告は、改革の中心的課題のとり上げ方についても、さらには改革の基本構想についても、大筋においては賛成である。この構想が実現されれば、これまでわが国大学がかかえてきた多くの問題点が解決されるばかりでなく、これからの社会における大学の役割が明確となり、貢献するところも飛躍的に増大することが期待される。

しかしながらこの中間報告は、なお極めて抽象的なものが多くその表現においても多義的で、具体的な実施運営に当って疑義を残しているところも少なくない。それらのうち、もっとも基本的と思われるいくつかの点を指摘し、今後の善処を望みたい。

I 「大学の理念」に関して

- (1) 大学を多様化し、学生の個性、能力、適性に応じて人材の育成を期することは当然であるが、例えば6種の大学がそれぞれ規格品のよう一律化することは厳に戒しめたい。それぞれの大学が伝統と個性を生かすよう、編成や内容について弾力性をもちうる配慮が必要である。
- (2) それに関連し、大学を「研究を主とするもの」と「教育を主とするも

の」とに別けるとしても、両者の差は質的なものでなく、どちらに重点をおくかの量的な差と考えるべきである。

(3) 大学は社会機構の一つとして「学問の進歩」とともに「社会の要請」に応えることの必要性は今後ますます重視されるであろうが、そのためには、その期待に正しく、有効に応えうるよう、学内、学外者を含めた運営機構を作るべきである。

(4) しかしそれが大学の自治を侵すものであってはならないことはいうまでもないが、大学の自治は、これまでのような閉鎖的な「学部自治」に割拠するのではなく、大学が一本となってもっとも有効な研究、教育を行ないうるような自治の確立を目指さなければならない。

Ⅱ 「研究の高等化と教育の大衆化」に関して

(1) 国家的な教育長期計画の確立

大学の改革には国家的な長期教育計画の確立が必要である。しかし、その立案にあたっては、社会の現実的要請のみならず学問の進歩発展に伴う要請から将来を見通して計画をたてるように望みたい。

(2) 後期中等教育との関連

教養・語学学習などについては、特に後期中等教育の改革との関連を検討し、大学と後期中等教育との任務分担をいっそう明らかにすることが望ましい。

(3) 研究の高度化対策

学問の再編成、新領域の開発にこたえるためには、研究所・研究施設に加えて、現行の学部の解体を前提として、新たに改組された大学院が一体となって、新領域の開発にふさわしい機構をつくりうるように配慮されたい。

(4) 大学の大衆化対策

学生の量的増大に伴う大学の大衆化は不可避である。したがって、大量の学生の編成方法を工夫し、小人数教育の長所を生かすべきである。

このためには、実験大学的なものも認めることが望ましい。

(5) 大学の一律化の排除

各大学はその歴史的背景・スタッフなどを基礎に、特色を出すようにし、これが十分に生かしうるよう配慮されたい。このためには、たとえば、1種・2種・5種・6種の大学と研究所をあわせもつような大学も認められるようにされたい。

Ⅲ 「大学の管理運営」に関して

(1) 責任体制の明確化

学長およびその補佐である副学長、それらの代理よりなる中枢的大学管理運営の執行機関を設け、責任の所在を明確にする必要がある。

また、社会の要請が反映しうるため、学内者と学外学識者によりなる機関を設け、これが大学設置者と大学との間にたつて、適当な機能を果たすことが検討されるべきであろう。

(2) 教官の責任体制

教官の交流をよくするため、業績評価を厳正に行ない、適正な配置がしうるようにする必要がある。そのためには、大学のみならず、官庁・法曹界・会社などの各研究所や海外大学との交流をなしうるだけの抜本的待遇改善が不可避であり、この点の配慮が特に必要である。

○ 体 育 学 部

「教育課程の改善の方向」に対して

- (4) 「保健体育については、課外の体育活動に対する指導と全学生に対する保健管理の徹底によってその充実をはかる」

〔要望〕 本項の趣旨には全面的に賛成する。ただし、本項の趣旨を正しく生かすために、その基礎となる正課の「保健体育の科目」の充実（全学年の履習）を要望する。

〔理由〕 在学期間を一貫した正課体育によって、体育運動の基礎訓練を系統的に行なうことができ、それが課外体育の正しい方向づけを可能にし、さらに系統的学習によって生涯教育としての健康・体力づくりの基礎が培われる。

万一、課外体育のみに任せるときは、体育の真の目標から逸脱したり、計画、実施に無理を生ずることが従来経験からも明らかである。

しかし、大学における正課の保健体育のあり方は、現在必ずしも理想のものとはいえず、教育の質の飛躍的向上とあわせて保健体育・設備の充実を図ることが必要である。なお、保健指導では全学生に対して、mental healthを含めた teaching と guidanceを重んずることが必要と思われる。

さらに、本項の趣旨を生かすには、体育センター及び保健センターを設け、全学生ならびに教職員の指導管理を充実することが必要である。

○ 農 学 部

1. 高等教育改革の中心的課題について

(1) 高等教育の大衆化と学術研究の高度化の要請

国民の高等教育に対する要求度の増大にかんがみ、画一的な大学では教育・研究の水準を高めることが困難であるためそれぞれの要望に答えるよう特質のある各種の大学を設置することは必要であるが、その結果として教育・研究水準の低下をきたさないよう教育方法の近代化をはかる必要がある。

(2) 高等教育の内容に対する専門家と総合化の要請

高等教育を受けた者は専門的能力・総合的能力・基礎的教養を身につけることは必須である。この必要性を実現するため高等教育の特色への分化は必要である。

(3) 教育・研究活動の特質とその効率的な管理の必要性

大学の管理運営は教授会・評議会によって運営されてきたが、大学の巨大化、教育のマスプロ化に対応するには管理運営の合理化が要求される。したがって、大学を研究・教育・管理の3部門に分け、責任体制を確立し、大学運営の科学化、効率化を促進し、一般教員を管理運営の責務から解放し、研究と教育に専念せしめる必要がある。

(4) 高等教育機関の自主性の確保とその閉鎖性の排除の必要性

大学は常に新しい学術の発展に即応しうる研究と教育を行なう必要がある。大学の自治能力の強化と円滑化をはかるには、学部分立体制を改め、学問的に総合され、科学的に分類された研究環境を作る必要がある。大学は常に社会の要請を受け入れると同時に大学構成員の意思が反映できる大学一本の自治体制とすることが必要である。

(5) 高等教育機関の自発性の尊重と国全体としての計画的な援助・調整の必要性

国・公・私立大学を含めて文教政策に対する国の援助を高めることが必要である。教育は国の将来を繁栄させる国家的投資であり、高等教育が高い教育理想像をかかげそれを実現するためには、まず、有能な教育者・研究者が大学の中で安んじてその本務を遂行することである。このために、研究・教育に対する物質的・精神的環境面への改善と投資が必要である。

2. 高等教育改革の基本構想について

(1) 高等教育機関の目的・性格の多様化

現行の大学には基本構想で示される高等教育機関が複数的に設置されており、それらのすべてを重点的に目的達成をはかることは困難であり、教育・研究の効率化が低下することになるので、大局的にみて大学の種別による多様化に踏み切る時期にきていると考える。

しかし、一般大学と専門大学との区分はあいまいである。また、6種の高等教育機関のうち第5種の高等教育機関と第6種の高等教育機関と

に細区分することは問題がある。

すなわち、第5種と第6種を含んだものを大学院大学とすべきと考える。

(2) 教育課程の改善の方向

前期段階（教育課程）はその目的・性格に即して総合的な専門教育または特殊な専門教育を行なうのにふさわしく編成することが必要である。すなわち、4年制専門学部においては4年間を通じて、一般教育、外国語、保健体育を課し、基礎教育を前期2年とし専門教育は1年次より挿入し、末広状に4年次へと展開する。これにより学生は自ら解決すべき問題を把握し、真摯な研究態度が養成されることになる。

(8) 教育方法の改善の方向

情報化時代に対応し教育工学的な手法を導入する一方、教師对学生の直接対応を行ない人間らしさを求める役割と人間の創造性に指向すべきである。

(4) 高等教育の開放と資格認定制度の必要

大学教育を「開かれた大学」を標榜している点においても、また教育の機会均等の原則からしても資格要件のととのったものはいずれの大学へも進学できるように門戸を開放することは当然のことである。

(5) 教育組織と研究組織の機能的な分離

大学の多様化にともない教育と研究に対する重点指向の差異の生ずることはやむを得ないが、本来、大学は研究・教育の場である以上優れた教育者は高い研究能力のある研究者であることが理想とされる。したがって、教育者に対しては研究に従事できる機会を付与するよう配慮が必要である。

(6) 大学院のあり方

第6種の教育機関が、第2種または第5種の高等教育機関もしくは研究所に置かれる場合には、教官は原則として大学院に籍を置く。

教官の人事交流は年功序列にとらわれず、学内、学外、国際的規模で積極的に行なう。学内では大学院・研究所・学部間で交流をはかる。

(7) 高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化

副学長制による中枢的な管理機関の機能を確立し、管理運営の専門的識見をもってこれに当り、その科学的合理化をはかる。この改善の意図することは、一般の教官を管理運営の責務から開放し研究と教育に専念せしめるためである。ただこの機関は常に全学的意見の反映をはかり、大学の自主性がそこなわれないよう留意すべきである。

(8) 教員の人事、処遇の改善

人事の閉鎖性を排する取扱いおよび教員の教育的努力を助長する給与および処遇の抜本的改善には賛成である。

(9) 国・公立大学の設置形態に関する問題の解決の方向

大学が自律性と自己責任をもって管理運営されるためには「大学自治」にはおのずと管理上の責任と権限のあることを明確にする必要がある。このため学外の有識者を加えた新しい管理機関（理事会）をもって運営に当る必要がある。ただし、学外の政治的・経済的圧力から学園の独立を保証することが前提である。

(10) 国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善

国の財政援助は主体的な立場が保証されてつねに厳正な評価がおこなわれることを条件とすべきであり、また、受益者負担の実際額は個人経済的には有利な投資とみなしうる限度内で適当な金額とすべきである。

と同時に、その負担に事欠く場合、奨学制度によって有益なる大学生活を送られるよう国家的援助が現在より一層必要である。

(11) 高等教育の整備充実に関する国の計画的な調達

常に大学の整備充実を計ることは論を待たない。その実現に対しては恒常的な機関を国に設置する必要がある。

(12) 学生生活の環境の改善充実

今日、学寮において教育的な目的を達成するには後期中等教育期間までであって、現在、大学の学寮に期待される共同生活の教育的意義は薄いものである。したがって、学寮は厚生施設とならざるを得ない。そのため、学生生活は経済生活の一環である自覚のもとに学寮を公共施設とし、生活困窮学生に対しては国家が低利資金で援助する方式とすべきである。

- (3) 大学入学者の選抜制度の改善は目下の急務である。中教審の具体的検討の外に、無試験入学に近い形式で行ない、入学後の定期選抜試験により進級・留年・転校等を決定する方法も考慮すべきである。また、特殊才能者の開発にも留意すべきである。

○ 理 学 部

第2. 高等教育改革の基本構想

(1) 高等教育機関の目的性格の多様化

(6) 大学院のあり方

について

- ① 大学院に重点をおく大学は6種・5種と1種・2種の大学をあわせもつことが望ましい。
- ② 大学間に格差を生ずる心配に対しては、格差の観点を弱め、重点志向という意味の積極性に着目する必要がある。
- ③ 大学院をもつ大学の研究所には客員制度や内地留学・流動研筑員の制度を大巾にとり入れ、大学院の置かれなかった大学教官が上記制度を活用できる機会を与えるようにし、一方、大学院大学の教官・研究員も固定化せず、業績審査のうえ、交流しうるようにすることが望ましい。
- ④ 6種の博士コースの大学院には、一定資格試験に合格したものを1種大学から入学させ、2～3年位研究をみてふり分け（不適性として就職さ

せるもの、引きつづき研究させるもの)、後者には手当てを出しながら、学位論文を完成させる制度が望ましい。

(8) 教員の人事・処遇の改善について

① 人事の交流には処遇の改善が絶対に必要である。

(9) 国公立大学の設置形態に関する問題について

① 日本の大学の自治・運営などには問題が多い。しかし、アメリカの大学の理事会、イギリスのコートなどにも欠陥があるので、拙速をとることなく、学長を中心とする責任体制の確立と、大学構成員の努力で、合理化に努めることが重要である。

○ 文 学 部

1. この報告は、国民大衆の遠い将来にわたる福祉のためでなく、今日の社会体制の要求に奉仕させる結果をもたらすような思考様式が濃厚である。しかし、教育は国民全体のためのものであるのみならず、場合によってはナショナル、インタレストを超えた人類普通の目的を優先させねばならない場合さえあることを考慮しなければならない。

2. 目前の必要にのみ対応する多様化は、いきおい学校の格差序列を生み、ひいては、卒業者の社会における階層的差別を生み出すおそれがある。それは、単線コースの学校体系により階層差別のない社会を築くことを基礎とした6・3制学校体系の根本理念の崩壊を導く危険なしとしない。

3. また、この報告は、教育権の独立とアカデミック・フリーダムを軽視する傾向や、国家権力の規制を強化する方向が強く示されているが、それは憲法、教育基本法の理念(※注)に反するとともに、あるべき教育・研究の目的達成を妨げるものである。

(※注) 憲法23条、26条、教育基本法前文・同10条等

4. さらにこの報告は、高等教育機関内部の管理運営について、大学構成員

の総意に基く方向への民主化を考えず、反対に少数上層管理職への権限集中や、学外産業界等の学校行政介入を強めようとしているが、このような構想は妥当でない。

5. 「学生の生活環境の改善」にみられる学寮の機能の分解という提案は、学寮問題が、紛争の根源になっている現状に対する紛争対策的発想に基くものであり、今後の大学のあり方を考える上で、むしろしろ向きの考え方といわざるをえない。
6. この答申案は、現在の大学の限界や問題点を指摘している点で一理あるところもあるが、右に述べたようにその根本思想において重大な問題が存在する以上、たとえ局部的に耳を傾けるに足りる指摘があるにしても、それは意味をなさない。

また、この報告は、過去長期間にわたる中央教育審議会の数多い答申のすべてとの全体的・総合的関連において評価されるべきであり、この報告のみを独立に評価することはできないであろう。

従来、中教審が文部省の教育の国家統制、教育、研究への権力的介入、アカデミック・フリーダムの削減をつよめる方向に協力してきた事実を、この報告の評価にあたり看過することはできない。

○ 文学部筑波新大学準備会

表記のことに関し、昭和45年2月20日付東京教育大学長事務取扱官島龍興宛の東京教育大学文学部長藤井一五郎の名による文学部の「中教審第26特別委員会中間報告に対する所見」が提出されているが、われわれ文学筑波新大学準備会を構成する40名の教官は、次のようにこの所見と異なる見解をもっていますので、このことを表明いたします。

1. われわれは、この報告にみえる高等教育改革の中心的な課題並びに基本構想については、おおむね賛意を表します。

2. この報告にみられる多様化は、形式上の多様性を考慮したものであるが、さらに個々の大学が、それぞれの個性を生かしたものであることが望ましい。
3. 改革の要請は報告書の指摘にもあるごとく、高等教育の大衆化、高度産業の急激な進展、ならびに当面の大学紛争などによって招来されることになったものである。しかし、われわれはこのような改革要請に応えるのに急なあまり、大学本来の姿勢や目的を崩すようなことがあってはならない。
4. 新時代における多くの大学の方向が、たとえば理工学部の大規模化などが象徴するごとく、社会の切実なる要請に対応することに終始している如く見えるのは甚だ遺憾である。大学においては人間性や古典乃至は極めてアカデミックな人文・社会科学系研究が軽視されてはならない。したがって健全なる人類文化に貢献することのできる人文・社会・自然各分野にわたった調和のとれた研究が重視されなければならない。

東 京 工 業 大 学

○ 組織検討特別委員会

中央教育審議会第26特別委員会が「高等教育の改革に関する基本構想試案（中間報告）」：（以下、基本構想試案または試案と略称する。）を公表して以来、本委員会は5回の会合を重ね、その内容を審議してきた。試案の内容の一部には、必ずしも明確な説明のなされていない点、あるいは、具体的な制度およびその運用の詳細をまっではじめ評価を下しうる点もみられるが、高等教育の見通し、その改革の方向に対して大局的判断をなす上で大きな支障となるものではないので、以下に審議の結論を概括し、試案に対する意見とする。

本学のような、高等教育の一端に直接携わる立場にある個々の機関が、高等教育全般にわたる基本構想をみる場合には、二つの立場があり得る。一つは、高等教育に直接関与してきた経験を基礎として、高等教育の理念・目的・制度などの全体について俯瞰的に巨視的に検討する立場であり、他の一つは、個々の機関が、それぞれの意図する教育の理念・目標を、高等教育制度の枠組みのなかで達成する上での便宜・支障を検討する微視的な立場である。両者の立場は必ずしも単一の結論を指向するとは限らず、ことに本学のごとく、理工系総合大学としての特殊性を有する機関においてはこのことが著しい。

したがって、ここでは上記二つの立場からの意見を併記することとした。すなわち、Ⅰ 試案の基調となる考え方に対する意見、Ⅱ 試案の各事項に対する意見、Ⅲ 本学の指向する改革の方向からみた意見、の三部よりなる本意見において、ⅠおよびⅡは主として前者の立場より、Ⅲは後者の立場よりの意見である。本委員会としては、中央教育審議会において、Ⅰ、Ⅱに述べられた意見を十分検討し最終報告に反映させることを切望する。それによりⅢにおける問題点はおのずから解決されるものと考えている。

Ⅰ 基本構想試案の基調となる考え方に対する意見

Ⅰ-1 (高等教育における教育機関の自主性の尊重)

高等教育における多様性の実現、高等教育の目的・理念、高等教育機関の管理体制およびその設置形態などについては、それぞれの高等教育機関の自主性を尊重することとし、高等教育の制度はこの自主性を助長することを骨子として作りあげられることが望ましい。

高等教育の大衆化の進行と共に、多様な資質をもつ学生のさまざまな要求を満たす高等教育機関が必要となるが、この多様性を制度的枠組みのなかで、国全体としての計画・誘導・調整のもとで実現することにはかなりの疑義がある。すなわち、高等教育機関の果たす役割として、試案に述べられているところの現在の社会に適応し、その中で専門的機能を課す社

会人を養成することのほか、将来の新しい社会を作りあげ、その中で貢献できる人材を養成すること、ならびに、個人のそれぞれの主体的な人間形成を助長することを忘れることはできない。

社会の変革の速度が著しく、将来の社会を現在の社会の延長として単純に把えることが不可能な現代において、国全体として高等教育体制の枠組みを見通しよく整備することはきわめて困難であり、また、それが適切でなかった場合の影響は重大なものがあるといえよう。

この意味で、将来の社会に備える高等教育は本質的に、自発的な多様性の形成にまつべきものと考えられる。これまでの高等教育機関が必ずしも社会的変革と多様性の認識に十分でなかったことは、当事者として卒直に反省するところであるが、この点についても、従来の国全体としての高等教育制度あるいはそれに関連する行政措置の枠組みの画一性に一半の責任のあったことを見のがすことはできない。

現在もっとも重要なことは、それぞれの高等教育機関の自主性を最大限に引き出すことであり、これを助成する国としての計画および方策の立案である。多様化を制度としての枠組みのなかで実現を図ることは、新たな硬直性と、全体としての単一目標指向を高等教育に持ち込む恐れがあるといえよう。

I-2 （高等教育機関の活動の評価と、自由競争原理の導入）

基本構想試案は高等教育の全体を国民全体の立場で計画・管理する基調を打ち出しているが、自由にして創造的な高等教育活動を育成するためには、このような計画・管理の原理よりも、むしろ自由競争の原理の導入が望ましい。I-1に述べたように、高等教育機関の自主性を尊重し、それぞれの機関に権限を大巾に委譲することにより、教育機関相互の自由競争が自然発生し、教員の流動性も高まり教育活動が全体として活気あるものとなる。

このためには、高等教育機関の活動を厳正中立に評価する機構が必要と

なるが、この評価の機構は単一なものではなく、高等教育の多様化にふさわしい、複数のものである必要がある。この評価の機構においては、高等教育、学術研究に携わる多数の有識者の意見ならびに幾つかの分野における代表的な意見が、その評価に反映されるような配慮が必要である。

I-3 （高等教育の目的・理念）

高等教育の目的・理念として社会の構成員として必要な専門的能力を育成することのみでなく、個人と人間性の形成について十分な考慮を払う必要がある。

もちろん、社会の構成員の1人1人に対し、総合的な、あるいは特定分野の専門能力を身につけさせることは高等教育の目的の一つとして重要なものであるが、高等教育の目的をこれのみに限定することには疑義がある。個人の主体的な人間形成を助長し、それを通じて社会に貢献する面も同様に重視すべきであり、この意味から、社会全体の立場からすれば一見無目的な教養を主体とする高等教育の分野にも十分な配慮がなされるべきである。このことは、人文、社会系のごとく、個人の主体性が基盤となる学術の分野において特に重要であろう。

I-4 （高等教育の位置づけ）

高等教育は、初等・中等教育と関連して、その役割・目的が位置づけられるべきであり、またその体制は学術研究体制との関連において考慮されるべきである。試案の（まえがき）において、(1)初等・中等教育とくに初等教育から青年期に至る人間形成に対する配慮、ならびに、(2)学術研究体制についての検討が今後の課題として残されているが、これらは高等教育の役割・目的ならびに体制の本質に関連する問題であり、高等教育制度の検討に先立って、あるいは少なくとも同時に、検討されるべきことである。

すなわち、(1)については、I-3において、高等教育における人間形成について意見を述べたが、これは現在の高等教育がこの面の役割を現に有していることに基づいた意見である。もし人間形成が主として初等・中等

教育においてなされるならば（この場合には中等教育の終期がかなり高年令におかれることとなろう）、高等教育は、一種の成人教育の色彩を持ち、専門教育にある程度かたよることも許されよう。

また、(2)については、学術研究を実践し、その進展と体系化に努力している研究者自らが教育活動に関与することが、高等教育においては本質的意義を持つ場合が少なくないことを考慮するならば、高等教育の制度を研究体制と切離して検討することもまた適切とはいえない。

I-5 （高等教育機関の閉鎖性の排除と不当な力の支配の排除の両立）

試案においては、従来の高度教育機関における閉鎖性、とくに公権力に対する閉鎖性が、かえって不当な力の支配につながり易く、また内部からの衰退を招くもととなったことが指摘されている。このことを理由として管理体制の確立、設置形態の変更を図った場合、それが新たな不当な力の支配につながらないよう十分な制度的な工夫が必要であろう。

近年における大学紛争に関連して、高等教育機関の管理運営の体制、ことに意志決定の手続きについて幾多の非難が集中している。このうちには傾聴すべき点、率直に反省すべき点も多いがこれのみが紛争の根本的解決を遅らせた原因ではない。むしろ最大の原因は大学自体に財政的・行政的な自主性が殆んどないこと、そしてこのことが大学の組織の変革を遅滞させ、また、学生の正当な要求に対する適切な回答を遅らせ、紛争の解決を困難にした場合が少なくない。

高等教育機関の管理体制があらたまり、設置形態が試案のごとく変更されたとしても、高等教育機関に財政的・行政的自主性の基盤が確立していない限り、あらたな不当な力の支配を受け易くなる可能性がある。

いわゆる「開かれた大学」は開かれているがゆえに他の力の影響を受け易くなることを考慮し、その設立の基盤を確固たるものとし、閉鎖性の排除と、不当な力の排除が両立できるように配慮すべきであろう。

I-6 （より抜本的な長期構想への期待）

試案に述べられている基本構想は、現在における高等教育の問題点を抽出し、その解決を図ろうとするものであって、現在の延長として将来の高等教育を検討したものといえよう。現在、本学を含めて幾多の高等教育機関から提案されている改革案と、この点で軌を一にするものといえる。高等教育の実施の場となっている個々の教育機関における改革においては、現状との連続性にかんがりの考慮を払わざるを得ないが、国が教育体制について長期的構想をたてる場合には、束縛のない自由な発想を基盤として、ゆりかごから墓場までの個人の人生における初等・中等・高等教育の位置づけ、それに対する国としてのビジョンを打ち出すなど、抜本的な長期構想を提出し、高等教育機関のそれぞれが自主的に改革を進める際の目標となるべきものを設定するような努力がなされることを期待するものである。

Ⅱ 試案の基本構想の各事項についての意見

以下、試案「高等教育改革の基本構想」の各事項について審議された結果を概括する。なお、ここに記載されていない事項は、賛成であるか、または問題点がないとして特に意見のなかったところである。

1 (高等教育機関の目的、性格の多様化)について

ここに述べられている各種の教育機関は、いずれも(総合的あるいは特定分野の)専門教育を目的とするものである。中等教育のあり方とも関連するが、個人の人間形成、教養を目的とする高等教育機関があるべきであろう。また、高等教育機関の多様化が、このような6種の格付けとして制度の枠組みの形で実現されるよりも、教育機関個々の自主性により実現されるよう施策を講ずるべきであり、このようにしてできる多様化が、むしろ今後の複雑に変動する社会にとって適切なものであり、また多様化を格差として解釈される危険を防ぐことができる。

2 (教育課程改善の方向)について

一般教育をここに述べられた四つに分解、再編成することにより、果たしてこれまでの一般教育がねらいとしたところの実現できるようになるか

どうか問題が残ろう。とくに外国語教育のなかに文化的意味が少なからず含まれており、また、外国語に専門基礎としての意味があるなどの問題点がある。

3 (教育方法の改善の方向)について

体育的・文化的活動に対する指導センターの設置が、課外活動に対する管理の強化とならないよう十分な配慮が必要であろう。

5 (教育組織と研究組織の機能的な分離)について

教育に関する研究(知識の総合的体系化など)を積極的に進めるためにも、研究と教育をある程度分離する方が良いと思われる。この場合、教育方法の改善、教育のための学問の体系化など、教育における独創性と進歩を助成する方策が必要であろう。学術の進歩が著しく、教育のための体系化のいとまのない分野、あるいは、大学院などの高い水準の教育においては、教育の組織と研究の組織を分離することは事実上不可能となる場合もありえよう。たとえば、研究の実践を通じて教育が行なわれる博士課程などはこの場合に相当する。また教育の組織と研究の組織の分離が、そのまま教員の分離とならないよう、十分な配慮が必要である。なぜならば、高等教育においては、研究を実践している教員による教育が本質的である部分が少なくないからである。

これらのことを勘案するに、教育と研究の機能的な分離についても学術の分野、水準、教育の理念などの異なる、それぞれの教育機関の自主性にまかせるべきであろう。

6 (大学院のあり方)について

試案における大学院の目的は、教育・研究者の育成にあるとされているが、今後の拡大発展する社会においては、大学院修了者の活動分野はより広まるものと考えられることから、さらに広い目的を持たせることが適当であろう。試案における大学院は博士課程のみを対象としていると考えられるが、第2種、第5種との関連において、第6種におけるスクーリング、

単位取得などをどのように考えるかが問題となろう。とくに独立の研究所に設けられた場合のスクーリングおよび学位の認定などには特に配慮が必要であろう。この目的のために大学院を幾つかの教育研究機関にまたがる存在として位置づけることも考えられる。

7 (高等教育機関の規模と管理体制の合理化)について

試案においては、全学的重要事項について学長・副学長を中心とする中核的管理機関を設け、これと合議制審議機関との役割分担、意志決定の合理化などを強調している。高等教育機関が、一つの組織体である以上、何らかの管理機関は必要であるが、その管理体制は、教育機関の規模、教育の目的・理念によって多様なものであるべきであり、画一的な管理体制をつくることは望ましくない。

同様のことは、学外有識者の参加、学生の声の反映についても考えられる。小規模の比較的単純な型式から、大規模の立法・行政・司法の3権分立型の管理に至る多様な形態を高等教育機関のなかに許すべきであろう。

この試案にとりあげられていない事項の一つとして、高等教育機関における事務組織の問題がある。現在、大学が行政機関であることもあいまって、事務の合理化、事務職員の処遇、姿勢などに幾多の問題が残されているが、これに対する抜本的な解決策を必要とする。

9 (国公立大学の設置形態に関する問題解決の方向)について

従来、大学が広義の行政機関であったことの問題の他の一面は、財政的な意味での行政が官公庁と同様であり、大学の自主性がきわめて小さい所にある。これが高等教育の画一性、硬直性および非効率の運営の大きな理由となってきた。この意味で、財政的な自主性が増加する方向への改革は賛成するところであるが、試案に述べられている二つの設置形態を提唱する前に、現在の形態のままで、自主性の拡大と、設置者よりの権限の委譲を受けることも検討に値するところであろう。これにより個々の教育機関での行政と経営の観念が明確となり、管理体制、設置形態が自然に変革し

ていくこととなろう。

このためにはⅠ－Ⅱにおいて述べたごとく高等教育機関の活動に対する厳正、中立な評価を行ない得る機構を確立する必要がある。

11 (高等教育の整備充実に関する国の計画的な調整)について

国が計画を立てるに際しての具体的方法において、とくに計画の科学性、客観性の確保などに困難な問題が残されよう。

〔説明〕中において、「計画の立案と推進にあたる公的機関は、広く国民的な利益を代表する人々の参加…」とされているが、国民的利益の代表者は往々にして、その属する集団の利益の代表者と化す恐れがあり、問題が発生しよう。

Ⅲ 本学の指向する改革の方向からみた意見

本学はすでに学部教育制度、大学院制度、研究体制、教官自己規制などに関する改革を作成し、現在それらの検討を続けている状況にある。これらの改革案の基調となるものは、本学が理工系総合大学として、自由で創造的かつ活発な雰囲気のもとで、科学技術の発展に貢献する研究活動を行なうと共に、科学技術という専門分野を通じて人間形成を行ない、文化の他の分野との関連において得られる健全なる文化観、価値観を有する、科学者・技術者を養成することを目的とするところにある。

この線に沿って作られた改革案は、画一性の排除、学生自らが決定する学習計画、教育組織と研究組織の分離、大学院学生の処遇、教官自己規制など、基本構想試案と軌を一にするところが多いので、Ⅰ、Ⅱに述べた意見が答申に十分に反映されることを期待しつつ、本学は今後の改革計画をさらに前進させたいと考えている。

なお、この試案の枠組みだけについていえば、1、2の点において問題があるので指摘する。

1) 試案において規定された6種の教育機関は、いずれも専門的能力あるいは職業教育を重視しているが、とくに第2種において、「特定の専門

的な職業に従事するための資格または能力」として職業教育の色彩を強めている。本学のごとく、特定の専門分野を通じて、人間形成を図り、健全なる価値観を持つ専門家を養成することを目的とする教育機関が存在することに鑑み、第2種において「職業に従事するための」を削除するか、あるいは、「特定の専門分野について学術の教授を受けようとする場合の教育研究機関（たとえば第2 a種の高等教育機関）」を追加することが望ましい。

2) これに伴って、上述の第2 a種の高等教育機関には、第6種の機関を併設することが考えられる。とくに第2 a種の高等教育機関は、学部、大学院修士レベルの一貫教育が特定の専門分野においてきわめて効果的であることが期待されて設けられるものであるから、柔軟な頭脳を持つ独創性にすぐれた若い高度の研究者を養成する第6種の機関の併設はむしろ効果的であろう。

3) 試案にとりいれられていない事項であるが、理工系教育研究機関の管理運営における特色の一つとして技術系職員の地位、処遇の問題がある。これに対してもⅡ-7に述べた事務組織の問題と同様に抜本的な解決策を必要としよう。

東 京 水 産 大 学

○ 教授会可決

A、この試案は全般的に言って次のような諸点に問題がある。

- (1) 「高等教育の大衆化」に対する教育の在り方について、「学術研究の高度化」「社会の複雑高度化」の現実を経験しつつある研究教育の現場担当者とは、異質の理解のもとにこの試案は「高等教育の制度の構想」

を展開しており、その構想を「将来の職業生活」と低次に短絡させて受け止めていると認めざるを得ない。一方従来の大学が果たして来た、また将来益々なされねばならない創造的・積極的役割についての考慮がほとんど見られない。

- (2) このような理念のもとに探求されたと見られる「高等教育機関」のうち、ことに第5種第6種の性格の不明確な点が多く、またことさらに「高等教育機関」の間の格差を助長させ混乱を招く一方、第1～4種の教育に生命を失わせ歪を生ずる危険の大きい点について配慮が見られない。
- (3) 「高等教育の大衆化」に対処するため、まず現在の新制大学に対して考慮すべき人的・物的の貧困から脱却を計り、その開花結実を期すべきであるのに、現段階においてそれらへの対応もせず新しい構想に飛躍しているように見える。

「教育上の組織と研究上の組織」の新しい「編成」を仮定するにしても、人的・物的に貧弱な現在の大学自体では新しい計画すら立てることが難かしい状態に置かれている。これらの条件を整備充実する中で新しい編成を考えるべきである。

- (4) 「教育・研究の進歩改善のために調査企画する機能、運営の実績を自己評価する機能、全学的な意志として決定されたことの実現を保証する機能」の欠如を直ちに「新しい管理機関」「特別な法人」に直接結びつける思考には同意し難い。また我が国の現在の社会的風土では困難な問題が多いと考えられる。

真の「社会の要請」である大学の創造的・積極的役割の基盤となる大学の自主性を伸長させるべき工夫を跳躍している点を指摘したい。

B. しかしながら個々の点のうち

- (1) 第2-1に触れている「卒業あるいは修業の条件」は妥当と考えられる。
- (2) 第2-3に述べられている「教育方法の改善の方向」の配慮は遅きに

失したとはいえ、ようやく取り上げられたことは評価に値いするものである。

- (3) 第2—8の「教員の人事・処遇の改善」の趣旨は理解できる。但しその対処の方法については大学の理念の上にたって十二分に検討すべきである。

電 気 通 信 大 学

第一 緒 言

1. 貴報告に対する意見については、各教育においてそれぞれその見解を異にするので本学全体としての所見を陳べることは不可能である。従って、以下に述べるところは、本学における各教官が各個に述べた意見をほぼ集約したものである。
2. 現在、わが国においては各大学が大学制度の改革につき各々努力しているので高等教育改革の基本構想を策定するに当たってもまず各大学の制度改革に対する経過を暫時待つべきである。即ち、高等教育改革の基本構想は、むしろ大学各自の努力によって創造されるべきものであり、貴審議会はその創造の実現に協力すべきであると考ええる。
3. 高等教育の改革には、何よりもまず国家予算における教育費の増額が先行しなければならない。貴審議会は最優先事項としてこのことの実現に努力すべきである。
4. 貴試案が高等教育機関の構想を立てるに当たって、学術研究の面を分離除外しているのはその基本姿勢に誤りがあると思われる。

第二 意 見

1. 「第2の1」について

高等教育機関を、貴報告のごとく6種類に分類することは、現状を却っ

て混乱に陥し入れるものであって好ましくない。

現在の大学・高専などを貴報告に掲げられているように再編成することは現実問題として著しく困難であり、新高等教育機関の設置は、むしろ新設の方法によるべきであると考える。

2. 「第1の5および第2の1」について

6種類の高等教育機関のうちには、その性格が不明瞭のものがある。これを前提として高等教育機関を格付けすることは好ましくない。それよりは、現代に要求される教育の多様性に応じて大学みずからがめざすところをさらに伸張せしめる方が、『全体としておのずから調和のとれた発展が期待できる』と考える。

3. 「第2の1〔説明〕の前段」について

一定の在学年数を必ずしも卒業の要件としないことには賛成である。

4. 「第2の3」について

少人数教育は、いかなる時代においても教育の根本であると考える。

5. 「第2の3〔説明〕の後段」について

教育補助職員の大巾な充実は現在のほとんどの高等教育機関において、もっとも緊急を要する事項であると考える。

6. 「第2の4」について

高等教育の開放と資格認定制度の必要については、おおむね賛成である。

社会人教育については、現在も研究生の制度があり、この制度を工夫発展させるべきである。

7. 「第2の6」について

大学院のあり方については、第一に人員、施設の両面において十分な予算的措置を講ずべきであり、第二に修士課程、博士課程ともに、既成事実にとわられず設置を考慮すべきである。

8. 「第2の7」について

大学の管理運営を合理化すべきことはもちろんであるが、その機関に外

部の者を導入することは賛成しがたい。

9. 「第2の8」について

教員の人事につき、同じ学校出身者の採用制限については、おおむね賛成であるが、任期に限度を設けることなどについては、相当の財政的措置の裏付けがなければ、実行は困難かと考える。

10. 「第2の8」について

高等教育機関の教育の給与は研究者としての立場をも考慮して抜本的に改善する必要がある。

11. 「第2の9の(1)」について

管理組織につき抜本的な改善をすることの必要は認められるが、学外の人を管理組織に加えることには賛成しがたい。なんとなれば、わが国の現状ではいまだ、このことによって、学外勢力が学内に浸透し、学問の自由と思想の自由を侵害する虞れが多分に存在するからである。

12. 「第2の9の(2)」について

特殊法人をつくるとすれば、その統轄は、たとえば、現在の学術会議のごときものに委ねべきものとする。

13. 「第2の11」について

おおむね妥当と思われる。但し、権力的な統制は厳に戒めなければならない。

14. 「第2の12」について

学寮以外に組織的、計画的に合宿セミナーを学生に経験させることは、もちろん好ましいが、他方、学寮も大いに拡充、活用すべきであり、最近における大学紛争の一時的現象を捉えて学寮廃止に傾くことには賛成できない。

15. 「第2の13」について

こんにちみられる受験戦争の現象は社会における学閥偏重主義に主要な原因を見出すことができる。すなわち、社会において学閥主義（官界およ

び実業界、特に官界における)を排除すれば、名目的な卒業学校名の取得を目的とする受験戦争は減少し、受験戦争問題の半ばは解決するものと考ええる。このことなくしては、いかなる選抜試験制度の改革もこんにちの受験戦争を収束せしめることは不可能である。他面、選抜試験制度の問題は小・中・高教育制度の問題でもあり、従って、この問題は、大学問題というよりも、むしろ一般的な社会問題として取り組む必要があると考える。

第三 結 言

茲に陳べた意見以外の部分についても賛否の両論があったことを付言する。

一 橋 大 学

1. 中教審はこれまで数字にわたって高等教育についての見解を発表し、その都度大学側からの批判を招いてきた。

大学は、それぞれが多様性を保ちながら独自の発展をとげるべきものであり、この観点から見る時、このたび公表された『中間報告』は、以下に指摘するような問題点を含んでいる。といわざるをえない。

われわれは、従来の批判にも拘らず、このような『中間報告』を作成した点について中教審に強く反省を求めるとともに、大学側の見解に虚心に耳を傾ける態度を望むものである。

2. 研究と教育とを使命とする大学が「社会の要請」にこたえるには、単に高度の専門的職業教育を実施するだけでなく、社会にたいする創造的批判者としての役割をはたすことが必要であるが、『中間報告』は後者の役割を看過している。大学の理念についてのこの一面的な理解のため『中間報告』は、大学の自主性が種々の形で外部から侵害されることの重大性について、十分な配慮を欠く結果となっている。

3. 『中間報告』は、「学術研究体制や研究条件・研究費などの問題につい

ての本格的な検討は今後にゆずる」として、もっぱら専門的職業教育の能率向上についてのべ、事実上、大学を単なる教育機関としてのみ設定し、教育と不可分の創造的研究を大学の内部に位置づけることをしていない。

4. 「高等教育機関の目的・性格の多様化」がそれぞれの機関の自主的發展の結果として生じることは望ましいことであるが、『中間報告』にみられるように、6種類の種別化をおしつけることは大学間格差のいっそうの拡大、研究条件の劣悪化につながるおそれがある。
5. 『中間報告』によれば、副学長制および学長権限の拡大によって、学内の管理機構が不当に強化されるおそれがあり、さらにこれに「学外有識者」による管理と「第三者による訴追」の制度とが結合することになる。

これは大学の自治の侵犯をもたらすもので、管理が研究・教育活動そのものにまで及ぶおそれもある。

また「国および国以外の一般社会からの大規模な資金援助」を理由として、「国民」の名のもとに研究と教育との自由が侵害されるおそれを多分に含んでいる。

さらに、提案されている「特殊法人方式」の構想にもきわめて問題が多い。

6. 『中間報告』は、「社会の要請」の名のもとに国家の「誘導・調整」機能を強調し、もって国家権力による高等教育の再編成を意図しており、大学種別化の発想も、この意図の具体的表現である、とみられる。これは、それぞれの多様性を保ちながら独自の発展をとげる、という大学の本質と民主的・自主的改革による大学問題の解決を背馳させるものである。
7. 『中間報告』がとる「受益者負担」の立場は、現行の奨学金制度の不備のもとでは、教育の機会均等の大原則を否定するものとなる。
8. 大学問題は、これまでの政府の文教—経済—社会政策の欠陥に起因する面をもつにも拘らず、『中間報告』は、これにたいする反省を求めようとはせず、上に指摘したような観点からのみ大学問題を処理しようとしてい

る。

横 浜 国 立 大 学

○ 教育学部教授会

「まえがき」について

各大学の自主的努力を十分に尊重するという趣旨がのべてあるが、その意味から各大学の自主的改革案の実現を可能にするよう、法制的改革や財政的援助などの保障のための努力を望みたい。ある程度の制度的な枠組は必要であるが、そのなかで各大学の多様な自主的努力をみとめ、これを助長することが高等教育をみのりあるものにする途である。

なお、初等中等教育との関連、教員養成制度などの問題は、別途に検討されるとあるが、これらの問題に関係の深い本学部としては、これらに関する考案を欠いた「試案」について十分に責任ある意見を述べ難い。

「第一 高等教育改革の中心的な課題」について

全般的に社会の「要請」に短絡的に対応し、そのために効率的な管理運営方式を採用しようとする立場が強くみられる。しかし、さまざまな社会的要請の意味を十分に検討しなければ大学の持つべき批判的の創造的な機能は喪われる危険性がある。もちろん、ここに触れられた問題点は、今日の大学を改革するにあたって、避けて通ることのできない視点を多く含んでいるが、しかし〔社会的要請—職業—高等教育機関—効率的な管理〕という関係が、あまりに無媒介的に直結させられると、大学はもちろん社会そのものも、創造的發展を阻害される可能性がある。

「第二 高等教育改革の基本構想」について

以下「試案」の項目ごとに、簡単な見解を述べ最後に全般的な意見と希望を表明する。

1. 多様化について

社会的要請の多様化に対して、あまりにもストレートに高等教育機関を対応させすぎているように思われる。原則として大学（ないし高等教育機関）においては、教育が研究と切り離して行われるべきではない。そういう意味からも、第2.5.6.種に類型化されている大学は、組織的制度的にあまり分離させるべきではないし、第1種（さらには第3.4.種）のものも、研究的性格を充実強化させる方向が、社会の高度化に真に応える途であろう。現状において、このプランをそのまま具体化していくことは、研究と教育の有機的・統一的な発展をさまたげ、大学および大学卒業生の新たな格付けと格差の増大をもたらす危険性を十分に含んでいると思われる。基本的に再検討されることを望みたい。

2. 教育課程について

いわゆる一般教育が形式主義的に行われてきたことへの反省は必要であり、一般・専門の形式的区分を廃し教育課程の総合化をはかることは基本的に賛成であるが、それが旧専門学校的なものへの後退を意味しないように留意しなければならない。

3. 教育方法について

大学における教育方法の改善、とくに教育工学的方法の導入は必要である。それと同時に少人数教育の増強が指摘されているが、これらを実質的に成功させるためには、相当な経済的裏付けが必要である。

4. 開放と資格認定について

一般国民への開放や再教育は望ましいが、それを実質的に可能にするためには、かなり思いきった社会制度的、経済的な保障が必要である。それを伴わなければ、真に国民に開放された再教育は画餅に終るであろう。

5. 教育と研究の分離について

「試案」の趣旨が具体的にどのような構想なのかは、必ずしもよくわからないが、一般的について大学の教育は研究と不可分であるのが原則であ

る。しかし、教育組織と研究組織のあり方の再検討はぜひ必要である。ただ、従来大学（の教員）が研究面により多く関心が乏しかったという批判は、たしかに正しい指摘を含んでいるが、その反動として研究とあまり関係のない次元で教育のみが強調されることがあってはならない。

6. 大学院について

大学院は、これまで施設・教員などの多くを学部依存してきた形であるが、したがって当面施設・予算・教員などを充実することが急務であり、組織的な諸問題は、その後において本格的に検討されるべきものであろう。

7. 管理運営体制について

管理運営体制に関して、その合理化をはかるという目的で「学長・副学長を中心とする中枢的な管理機関」の権限を強化し「財務・人事・監査」などの機関に「学外の有識者」を加えることが提案されているが、大学運営の「民主化」による自治体制の充実・強化という点については極めて消極的である。学生の参加については抽象的にふれられているだけで、職員の参加については全くふれられていない。一般に上からの監督的権限による管理体制の強化が目ざされていて、全構成員の参加による主体的自治の原則を、管理運営の能率化とどのようにして両立させるかという観点に乏しい。われわれは、このような立場からの改革を望んでいる。

8. 教員の人事・処遇について

教員人事に関して、研究業績のみの重視、同種繁殖による停滞、身分保障による安住などは、たしかに改善されるべき問題点である。しかし「試案」の改善方法は、にわかには首肯しがたい。やり方によっては、教員人事をテコにして学問の自由の空洞化をもたらす危険性がある。それを排除するための制度化を伴わなければマイナスの方が大きい。給与・処遇の抜本的改善をはかることはぜひ必要である。

9. 国公立大の設置形態について

国公立大学の設置者と大学との関係は、単なる行政機関的处理では不適

当な問題を内包している。これは学問研究を目的とする大学の性格からいってむしろ当然である。改革方向の①②は何れにしても国・地方公共団体の大学に対する監督力を強化することになるが、このことが長期的にみて、大学はもとより国や地方公共団体にとってもプラスかどうかは甚だ問題である。

10. 財政援助・受益者負担・奨学制度について

私立大学に対する財政援助・奨学制度など、今日の大学（高等教育）の問題は、経済的基盤の確立によって解決されるべきものが少くない。国公私立を問わず、経済的条件の整備によって、その実質的向上をはかるべきである。

11. 国の計画的調整について

長期的な全体計画の必要性はいうまでもないが、そのプランニングの主体たる「公的な機関」の性格が如何なるものになるかは極めて重要である。

12. 学生の生活環境について

「学生の生活環境の改善」という主題で、学寮問題だけが集中的にとりあつかわれているのは、どういう意味かよくわからないが、学生の生活環境の問題は別途に本格的な検討を加えるべき必要がある。

13. 入学者選抜について

高校の「調査書」、「共通テスト」などは、入試方法の改善に関連して常に問題とされてきたものであるが、問題はその具体的な方策の中味であり、今後当然継続的に検討されるべき課題である。

総括的意見と希望

1. 以上述べた如く、この「試案」はかなり多くの点において、具体的な問題提起をしており、又その中にはわれわれとしても賛成しうる主張も少なくない。しかし、それと同時に基本的に再検討されるべき多くの問題点を含んでおり、とくに「社会的要請」を背景にした公権力による大学の管理統制の強化という危険性を十分にもっていると思われる。そして公権力に

よる大学の管理統制の強化は、当の大学とその学問研究にとってはもとより、結局は国家社会にとっても極めて不幸なことがらである。以上のような見地から、全体として根本的に再検討されることを要望する。

2. 全般的に、学生を単なる受動的な被教育者、施設の利用者として考え、したがって学生の問題を主として体育的・文化的・厚生的な領域の問題として処理しようとする傾向が強いが、学生を大学の構成員としてももう少し積極的に位置づける方向で問題をとらえることが必要ではないか。

3. もとより、この「試案」は、今日の大学が当面している困難や矛盾の所在を、かなり適確に指摘している。今日の大学には改革を必要とする多くの問題がある。「試案」はその「まえがき」で各大学の自主的な改革への努力を期待し、かつそれを尊重すると述べている。われわれの大学の自主的な改革案は近く公表されることになっている。中教審はわれわれの意見を十分に参考されるよう希望しておく。

○ 経営学部教授会の見解

戦後施行された一連の諸改革は、戦前のわが国になお残存していた封建的な諸要素を完全に払拭したという意味で、すぐれて民主的改革であったと評価されている。

今日、その改革の必要が改めて問われている現行大学制度も、もともとはといえば、かかる一連の諸改革の一環として打出されたものであり、事実又、極めて相対的ではあるが、わが国社会の民主的發展にかなり大きな足跡を残して来たことは否定出来ない。かかる足跡の中で最大のものの一つは、高等教育における「閉鎖性」の打破、すなわち「大学の大衆化」（そういう意味での「開かれた大学」）だと評価されてよい。能力ある子弟に経済力が許す限りで高等教育を受ける機会が与えられ拡張されたということは、知識と学問、広くいって文化の担い手が、特定の社会層に独占されることを排除した

という意味で、社会的に見て大きな前進であったからである。

現行大学制度が担った今一つの改革の意図は、文化活動、あるいは、又科学的認識を享受する機会を、中央に独占しないで広く地方にも分散することによって、戦前のわが国文化発展にみられたあの地域差を打破せんと試みた処にある。

戦後行なわれたこの大学制度で始めて、わが国の教育と学問が、民衆によって担われるものであることが公式に声明され、保障されることになったのであった。これに反して、今回発表された中教審第26特別委員会中間報告案をみると、その基底には、現行大学制度がその初発において理想としたこの二つの社会的使命がかなり大きく後退し、それに代って次の二つの理念が大きくクロウズ・アップされているのを見ることが出来る。一つは、戦後20数年間に高度に展開したわが国産業界の要求に応じ切れる多様化された高度の専門人の育成という使命、今一つは、戦後かなり無計画に設立されてその運営そのものも、各大学の自治に委ねられて来た大学教育を、国家の大学に対する財政援助の名のもとに、全体として国家が管理しそれを産業社会の分業化に応じて意識的且つ計画的に再編成せんとすること。この二点である。

例えば、今回の改革案の中で、中心的地位を占める高等教育機関の6種類への分化と格付あるいは、大学管理の合理化の思想は、現行大学制度がもっていた「大学像」、すなわち「大学とは将来人間に豊かな生活を約束するに必要な原理的研究を深め、積み上げていく処から、その管理も、研究、教育に従事する大学関係者の自治的運営に委ねらるべきだ」という大学像を大巾にくつがえすものであった。

そこでは、「大学とは、むしろ目先の社会的需要に直ちに応えられうるレディー・メイドの高等技術者を養成する処」と定義され、従って大学管理も、大学関係者の自治的運営のみでは不十分で、大学以外の人々の援助が当然必要とされるとしている。

確かに今日、わが国の大学がもはや現行大学制度で初発に理想とされた超

歴史的使命を実現し得ない位の大きな問題をかかえこんでいることは事実である。これには種々な理由があげられるが、その中で何といっても最大のものは、大学の背負う文化活動が初発から産業の急速な発展によって大きく規制され歪められ続けて来たことであろう。

今回の報告にみられる改革の姿勢の特徴は、産業の発展によって次々に理想実現の条件をうばわれて来たわが国大学の現実をそのまま肯定し、もっと積極的に大学制度それ自体を産業界そのものの要請に充分応じ切れる体質のものに再編成せんとするところにある。

文化発展が民衆に担われた場合に、その国の将来が豊かな明るい希望に満たされたものになることは、人類の古今の歴史がわれわれに示したところであり、今日のわが国産業の高度成長も、これを科学的に分析すれば、実は幾多の戦後改革を起点とした民衆のかかる自由な文化創造を基礎にしたものであることを忘れてはならない。中教審が今回示した改革の姿勢は、かかる意味で、文化発展の方向を国家が一義的に規制せんとするものであり、わが国文化が内包している多様な発展の可能性を、ただ産業の合理化（高度化）という方向にのみ極限してしまう恐れを多分に含んでいるといわねばならない。

一国の社会的発展にとって産業の発展が極めて重要であることは決して否定しないけれども、かかる産業の発展が人類を永遠に幸福する活動から離脱しないように監視すること、同時にわれわれ人間に課せられた使命である。その監視の眼は、豊かな人間性に裏づけられた人間の文化活動によって始めてとぎすまされることも明らかであろう。

今日確かに大学は大きな危機に直面している。だが、今日大学が直面している危機は、大学がその本来の理想を実現するどころかかえって産業の発達にのみ、一面的に奉仕せざるを得なくなっている現実から来ている。その意味で、今回中教審報告が打出した改革の方向は、現行大学制度の下に進展して来た大学の矛盾をむしろ促進し、長期的観点に立つと称しながら、実は全く近視眼的に、国民の文化活動を時流に合致した狭い領域に押し込めようと

しているものに他ならない。

今日、わが国大学が直面している危機を打開する方向は、今回の報告が強調しているように、大学における研究と教育活動を産業の発達に照応せしめることだけにあるのではなく、むしろその方向に対して大学の相対的自立化を、国家が現在よりももっと積極的に保障する仕組みを打出し、かかる相対的自立化が脅やかされている現今の状況から大学の活動を救出することにあるように思える。かかる観点に立って、わが教授会は、今回の中教審改革案の全面的改訂を切望して止まない次第である。(昭和45年2月)

○ 工学部教授会有志の意見

「第一 高等教育改革の中心的な課題」について

全体として問題の取上げ方には賛成である。しかしながら次の意見がある。

(イ) それぞれの項目について「Aと同時に(または一方)B」という表現があり、そのAとBはしばしば矛盾関係にあるので両者を併立させて具体化するにはいろいろな問題があつて現在すぐビジョンが浮ばないが、いずれにしてもAとBの一方のみを取上げ、他を捨ててもらっては困ることになる。

(ロ) 全体としての欠陥の取上げ方に異存はないが、これらは旧制大学にとくに典型的に現われているものであり、新制大学のみについて考えると、研究と教育の相克、規模の巨大化など、当らぬところが幾つかある。

「第二 高等教育改革の基本構想」について

全体としての意見は「第一」の所で述べたと同様である。とくに幾つかの具体化案について、その判断の基準となっている我国の教育と研究の長期的なかつ定量的な見通しの資料が発表されていないので、我々としても判断しかねるところが多い。また文教予算を大巾に拡充しなければどの改革も難しいという意見もある。

1. および 6. の各種高等教育機関の分類について

とくに旧制大学の大学院大学化、新制大学の第 2 種高等教育機関化の構想（そうははっきり書いてないが）に強く反対する。その理由は

(イ) 我国の新制大学（修士課程を含む）が果してきた教育・研究・産業発展上の大きな役割を評価せず、3～5 年制の大学にすることは社会に大きな損害を与える。

(ロ) 我国の博士・修士数は米国と比べて桁違いに少なく、その社会的要量はずっと多くなる筈である。これは旧制大学のみによっては頭底まかないきれない。

(ハ) 大学に格差をつけることによって学生にも教官にも悪影響を与える。とくに教官の場合、第 2 種に入れられるならば研究の意欲を失い、第 5 または 6 種機関への転出のみをねらって教育もおろそかにするであろう。本報告に対置する案としていかなる大学にも博士課程を認めるか、あるいは第 6 種機関は一切なくして旧制博士制度とするという意見がある。いずれにしても博士号審査は全国一本で行なうことが必要である。

2. について

おおむね賛成である

3. について

おおむね賛成である。しかし少人数教育のためにはスタッフと設備の拡充が前提条件である。

4. について

おおむね賛成である。

5. について

研究と教育組織の分離については理念的あるいは実際面から反対が強い。しかし、教官の諸職とくに助手の区分および定義の再検討とともに現講座制の再検討も必要という意見が多い。

7. について

大学の規模の適正化については異議がないが、総合大学か単科大学かについては意見がまとまっていない。学長・副学長制にはおおむね賛成であるが、いわゆる執行部に現在より多くの権限と責任を与えるにしてもどの範囲まで与えるかについては色々意見がある。

8. について

おおむね賛成である。前提としての待遇改善についてはまったく賛成である。

9. について

(1)、(2)の構想がよく理解できないので、とくに意見はないがもう少し具体的になって見れば意見をのべることができよう。

10. について

おおむね賛成である。

11. について

趣旨には賛成であるが、具体化に問題があろう。

12. について

おおむね賛成である。

13. について

賛否いろいろある。

新潟大学

本学においては、この試案とともに、昨年末、公表された大学問題についての他の中間報告、たとえば、学術審議会（44.6.23）、日本学術会議（44.12）等をも、全教職員に配布し、現在、学内各部局・各層の意見を取りまとめ中である。したがって、本学としてまとめた意見を発表する段階に至っていないが、本学評議会に設けられた大学問題小委員会の議を経て、とりあえず、一応の意見を述べるにとどめるものとする。

I 全体としての問題点

1. 大学問題が今日に至つた責任の一半は、中教審の取組の姿勢にもあったにもかかわらず、その点についての謙虚な反省がほとんど見当たらない。

のみならず、依然として、財政的な裏付のない、あるいは具体的プロセスの指摘のない抽象的理念のみに終始していて、これでは戦後における学制改革の矛盾を、再び繰り返すことになるおそれがある。

2. 大学と社会との関係は、大学から社会に対して能動的に働きかける面と、その逆の面とがあるにもかかわらず、この中間報告では後者の面、特に国から大学への働きかけの側面についての強調が過ぎる。

大学が、自主性・創造性・総合性を保持するがゆえにこそ、社会に対して果たしてきた、そして今後も果たし続けるべき役割を、もっと高く評価し、助長すべきであって、単に産業・経済界の要請にこたえるための効率的教育にのみ、眼を奪われてはならない。

3. この報告の論旨や表現には、きわめてあいまいな点が多く、解釈のいかんによっては、どのようにでも具体化しうる危険性がある。

また、本文と説明との間に、何らの脈絡のないこと、あるいは相矛盾することが雑然と記述されているなどのために、その真意が読み取りにくい箇所が多いのも問題である。

Ⅱ. 個々の問題点

A 「第1 高等教育改革の中心的な課題」について

1. 高等教育の大衆化と学術研究の高度化の要請

この本文の趣旨はおおむね妥当である。しかし、「説明」において、この要請にこたえるためには、高等教育機関が、教育と研究についての役割分担や機能分化を必要とすると述べているのは、納得しがたい。

2. 高等教育の内容に対する専門化と総合化の要請

3. 教育・研究活動の特質とその効率的な管理の必要性

以上2項は、抽象的な理念を述べたもので、その限りでは、特に問題とする点はない。

4. 高等教育機関の自主性の確保とその閉鎖性の排除の必要性

この項はきわめて問題が多い。全体を通じて、公権力に対して開かれた大学たることの必要性をことさらに強調しているかのように受け取られる表現がある。すなわち、高等教育機関の自主性の確保と閉鎖性の排除の必要性をうたい、そのためには、今後開かれた大学として制度上のくふうが必要であると述べているが、大学における学問の研究・教育の自由を守るためには、大学に対する不当な力の支配はもちろん排除すべきであるとともに、大学に対する公権力の不当な関与も排除さるべきである。そして、従来、大学は、大学の管理運営に対して、公権力が関与することを拒否したことはあっても、一般的な学外の声を取り入れることを、拒んだりためらったりしたことはなかったはずである。

なお、この説明文の末尾における「不当な支配や内部的な衰退から立ち直る力が自動的に生まれてくるような制度上のくふうが必要である」との記述は、何をいわんとしているのか真意がつかみにくい。

5. 高等教育機関の自発性の尊重と国全体としての計画的な援助・調整の必要性

この項は、おおすじとして賛成である。しかし、「国民全体の立場に立った合理的な計画」が、どのような制度や組織によって立案されるのかが問題である。また、当然のことであるが、立案に当たっては、大学の実状を最もよく知悉している大学自体の発言が最大限に尊重されることが必要である。さらに、大学における研究・教育は、現在の国民のみならず、未来の国民に対しても責を負っていることも忘れてはならない。それゆえにこそ、公権力の不当な関与や不当な力の支配からの自主性の確立が必要なのである。

B 「第2 高等教育改革の基本構想」について

1. 高等教育機関の目的・性格の多様化

現在の高等教育機関を本項のように区分することが、「新しい変化と発展の要請にこたえるような改革」といえるかどうか、はなはだ疑問である。また、現体制を出発点として、どのようにして、このような多様化に達するのか、そのプロセスが何も述べられていないが、この問題こそ最も重要であり、このプロセスにおいて、各種高等教育機関の間に、財政面・教員の待遇面等における格差を生ぜしめられることをおそれる。

なお、第5種機関はいかにも一般社会人の再教育機関であるかのようになっているが、これはいわゆる生涯教育あるいは成人教育について触れているわけではなく、また、勤労者が働きつつ学ぶことのできる高等教育機関の提案でもない。勤労青年のための夜間大学あるいは夜間学部の設置が必要である。

また、「全体として制度上たいせつなことは」以下に述べられている「修業年限」・「在学年数」・「在学資格」等の問題は、入学者選抜制度ともかかわる重大事項であって、ここで、これだけを取り出して、ことさらに強調すべきではない。

2. 教育課程の改善の方向

この項で述べられていることは、ことあたらしく教育課程の改善といえるほどのものではなく、その理念は戦後の新制大学構想の中に既に存在していたものである。それを、しいて改善と称して、ここに記述せざるをえなかったのは、高等教育機関の目的・性格を多様化せんとする構想の当然の帰結であろう。

また、(3)および(4)に述べられていることは、外国語教育および保健体育教育を軽視せんとする方向を示しているかのように受け取られる。

3. 教育方法の改善の方向

この項で述べられている方向は大賛成である。そして、これらのことは、現行制度のもとでも、予算さえあれば、今すぐにも実現可能である。すなわち、教育補助職員の大巾充実とともに、施設の整備・拡充、研究費の増額、教員定員の充実を強調すべきである。

4. 高等教育の開放と資格認定制度の必要

本項の理念は賛成である。しかし、一般社会人の高等教育機関としては、「放送大学」ばかりでなく、勤労青年学徒のための夜間大学あるいは学部なども考えられるべきである。

5. 教育組織と研究組織の機能的な分離

この考え方には賛成しがたい。高等教育にあっては、教員も学生も、常に研究的な環境の中にあつてこそ、その教育の成果が期待できるのである。特に教員は、一人一人がみずからの研究に基礎を置いてこそ、学生に対して自信をもって教育できるのであつて、ここで述べられている「機能の分離」が、単純に教育者と研究者、あるいは教育組織と研究組織を切り離してしまうという意味であれば、このような方向は高等教育の質的低下を招来するものであり、承服しがたいといわざるをえない。

また、説明の末尾に述べられている「伝統的な教員の職制の再検討」は、いわゆる講座制の再検討なども含めて、きわめて重要な課題には

いないが、この項、すなわち教育と研究の機能的な分離とのかかわりにおいて重要視さるべきことではない。別項を設け、慎重に取り上げるべきであって、このような述べ方ですませることは、かえってこの問題の本質をそこねることになりかねない。

6. 大学院のあり方

大学院の問題は、きわめて複雑であって、このような簡単な記述でことたりるものではない。国大協でも、現在検討中であるから、それらの結論をも尊重し、さらにじゅうぶんに検討すべきである。

あえて付言するならば、「これからの大学院は」以下の考え方については、いわゆる旧帝大の復活を指向せんとするおそれがあるとの理由から、問題視せざるを得ない。

7. 高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化

この項では、高等教育機関の規模の大小の問題と、管理運営体制の合理化の問題とを直接的なかわりあいがあるかのように、同時に取り扱おうとしているところに問題がある。

総合大学にあって、研究・教育の多様化と総合化との両面にこたえるためには、規模の巨大化は避けられないのは当然であって、それゆえにこそ、全大学人特に研究と教育に責任を持つ教員が自らの問題として真剣に取り組んでいるのである。軽々しく「学外の有識者を加えたり、学生の声を聞いたり」ということで問題が解決するかのような記述は、あまりにも現実に対する認識が欠けている。

8. 教員の人事・処遇の改善

教員人事の停滞を余儀なくされている根本的な理由は、大学間の格差が大きい現行制度によるのであって、今後、この点の改革こそが重要課題である。

また、教員の人事が停滞しがちであることからくる研究・教育上の支障については、教員自ら改善の方向を示すべきであると考え。こ

の項の記述にみられるように、教員の選考や業績評価に参加できるような専門家を学外から参加させようとの考え方には納得しがたいものがある。

そのような専門家こそ、給与や処遇の抜本的な改善および教員定員の拡充によって、学内に吸収すべきである。しかし、何らかの理由によって、どうしても学外にとどまらざるをえないのであれば、専門家といえども学外者は人事に参加すべきではない。

9. 国・公立大学の設置形態に関する問題の解決の方向

この項で述べられている課題は、いわゆる大学の自治と公権力との関係にかかわる事項であって、重大な問題を含んでいる。高等教育機関が自律性と自己責任をもって運営されるためには、大学の管理運営体制と設置者との関係あるいは設置形態のいかんを問題にするのではなく、大学内部の管理運営機構を自主的・民主的なものに改めるべく、再検討する以外にない。本項に示された方向に進むことは、かえって、自律性や自己責任をそこなうことになりかねない。

10. 国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善

高等教育の発展とその水準の維持向上のために、国が長期にわたる教育計画にもとづき財政援助をすることが望ましいことはいうまでもない。そのために慎重な準備が必要であるとの指摘もほぼ妥当と考えられる。しかしながら、国が長期的な教育計画をもっているか、また、もちうるかが問題である。

また、これらの問題と授業料などの受益者負担や奨学制度の問題とを安直に結びつけて論じてはならない。〔説明〕の後半でも指摘しているように、教育費は、社会的には一種の投資であるとみることができるとしても、投資効果は、国家のおよび長期的な展望に立って評価されなければならないので、じゅうぶんな検討が必要である。

11. 高等教育の整備充実に関する国の計画的な調整

「国民全体の立場に立ってそのような計画を立案し、その実現を推進する公的な新しい体制」とは、どのような体制を具体的に考えているのか、本項の記述の範囲では、きわめてあいまいにされている。

「公的な機関」「公的な措置」という表現は耳ざわりはいいが、具体性にも欠けている。そこが明確でない限り、この方向で検討を進めることにも危惧の念をいだかざるをえない。

12. 学生の生活環境の改善充実

この表題のもとで、主として学寮問題について述べているが、学生の生活環境の改善充実の必要性は、抜本的には国や自治体による市民の生活環境の改善充実の必要性とともに論ぜらるべきである。いわゆる都市公害の解決なくしては、この問題は解消しないであろう。学寮問題にすりかえてはならない。

よしんば、学寮問題を論ずるにしても、ここに示された考え方は、学寮は本来教育的な目的をもつ施設であると指摘しつつも、結論的には学寮のもつ諸機能を分散せしめることによって、学寮の必要性を軽視しようとしている。生活を共にすることからくる良さというものは、その機能を分散した形では、とても望むべくもなからう。学寮には種々の問題があるにしても、今後とも拡充すべきである。

13. 大学入学者選抜制度の改善の方向

大学入学者選抜制度の改善については、じゅうぶんな検討が必要なことは指摘のとおりであるが、具体的な検討課題として、調査書の改善と活用、共通テストの開発と活用、制度改善上の手続きの3点を、特に強調している点に問題がある。他の委員会、あるいは各大学においても検討を進めているのであるから、もっと自由な立場からの問題提起をしてほしかった。

富 山 大 学

○ 薬 学 部

1. 大学はいま社会的有用性と創造的批判性について諸方面から強い批判を受けている。試案は「社会の要請」を強調するあまり大学の果すべき役割の「人間の要請」の方がやゝ受身的であり創造性に欠けているのではなからうか。
2. 管理思想が一方通行的に強すぎて創造的な知的活動が疎外される恐れはないか。新しい大学を創造しようとする意欲はお互の自律的で自由な精神から生まれなければその目的が達しない。大学人のみならず国民のなかから教育改革エネルギーが生まれるように政府はいかにそれを激励し、援助するかといった考えがないと本当の改革はむづかしい。
3. 注目される学校法人化について学外からの政治的経済的圧力からどう学園の独立を保証するかには充分の配慮が必要である。学外からの声をきくことは大いに賛成であるが慎重に取扱って行くべきではないか。
4. 六種型の大学の提唱はこうした機能化はあつていゝがエリート選別、ランキングづけの機能分化になつては結局はいまと同じパターンの上をいつてしまう。この点に大いに注意をする事が必要である。
5. 数百の大学はそれぞれが特色を持ち、それぞれの中で学生が生き生きするようなものでないといけない。それには教育は創造性教育に徹する事が必要で、創造的教育の重要なのは総合研さんである。教育、研究が分離されすぎると教育即研究、研究即教育の姿勢がくずされる。この点を強く望みたい。
6. 初・中等教育の改革を通じて高等教育の改革があるので今後の初・中等教育の改革に充分の注意を払う必要がある。
小学校から大学までの、もし選別体制を進められたら青年をますます仲間

との間の猛烈競争と孤独に追い込む悪い点が一層増長される懸念なきにしもあらず、大いに警戒を要する。

一般的に政府は教育政策を重点政策の一つとして財政的に十分な援助をおしまないようにしてもらいたい。

卒業免許制を廃止し、資格認定の事等の国家試験を大学とは別個に行なうて行く考えも一案ではなかろうか。そうすれば入試制度も大きく改革されるものと判断される。

(八) 項の教官人事のあり方や、絶えず人間能力の再開発をうながす「生涯教育」の方向等は積極的に押し進めて行く価値あるものと考えられる。

○ 工 学 部

第 2 高等教育改革の基本構想について

1. 初等教育、中等教育、高等教育の各々の基本構想及び関係が分らない。
その理由は「高等教育の内容に対する専門化と総合化の要請」と云う項目で「人間観・価値観」にかかわる基礎的な教養と関係があると思うからである。
2. 現行の教育方法についての現状認識の上に立っての批判から形式的に改善しようと云う方法が強く打ち出されている。これにも一理はあると思われる。しかし実質的に現行の方法の機能が十分に生かされない点、そして科学技術進歩に追従出来ない点等教官の負荷が多くなり過ぎていること、即ち高等教育に値するに十分な学識を身に付けるべく教官自身の研究時間が少なすぎること、そして研究費が過少である点である。

形式的にどんな方法を取っても実質的効果はそれ程期待出来るものではないが、また逆に云えば現行のまゝでも教官定員の倍増と待遇の改善によ

り十分効果のある教育研究が十分に出来ると思う。一般教養課程などはその典型であり持ち時間が多く知識の切り売りしか出来ない現状では教育を受ける側に立っても全く興味が湧かないことは明白であり、よく実態を調査していただき改善されることを希望する。

3. 大学院のあり方

この種の大学院はむしろ現在の博士課程を有する大学の所在にとらわれず、また大都市中心主義、旧城下町主義におちいることなく将来の我国の産業発展計画、地域開発計画、道路および幹線などの交通計画と関連し最も至便と考えられるところにおくべきであり、表日本偏重の配置にならぬよう裏日本の便も充分考えて設置することが望ましい。

将来の交通の要所に設置することも一案である。

金 沢 大 学

○ 法 文 学 部

1. 今日すべての大学で自主的改革を志向しているとき、この種の「試案」は大学人自らによる改革への努力を抑制し、拘束するおそれがある。
2. 本来研究と教育とは不可分のものであり、大学間および大学内での両者の組織的な分離は、大学の性格を根本的に否定するものである。
3. とくに管理運営組織の強化は、社会と大学との自由で相互批判的な交流を妨げ、特定の意志を外部から大学運営へ導入するおそれがある。

以上3点をもって本試案の撤回を要求する。

○ 教 育 学 部

私たちは「試案」を検討した結果、幾多の問題点や疑問を見出したが、とくに次の諸点はきわめて重大な問題を含むものと考える。

- (1) 研究と教育を大学の種別や学内機構の上で機能上のみならず組織上分離する考えは、大学における学問研究をいちじるしく制限するものである。
- (2) いわゆる副学長や学外者を含む学内管理機関の強化は、学問の自由を保証するための大学の自治を大きく束縛するものである。
- (3) 大学の設置形態として学校法人方式をとることは、大学における学問研究と教育が一面的な社会的要請に従属する結果を招いて研究と教育の自主性が疎外されるおそれがある。

このような諸点から見てこの改革試案は大学自治の基本精神を軽視して、ただ今日の一面的な社会的要請にこたえることにのみ重点をおいたものとして私たちにあって容認しえないものである。

○ 教 養 部

- (1) 「高等教育改革の中心的な課題」としての「高等教育の内容に対する専門化と総合化の要請」(P 3～4)と「高等教育改革の基本構想」1～2(P 6～8)との間にある矛盾について

㌈ 高等教育改革の中心的な課題として、1) 学生の「将来の社会的な進路を中心として総合された専門的な教養」、2) 学生が「みずから生きる目標を正しく選び、充実した人生を送る」ための「人間観、価値観にかかわる基礎的な教養」の二つのものが、共に必要とされている。(P 3～4)

したがって、今後の高等教育機関においては、上記二つのものの総合が目指さるべきなのに、P 6に示された、第一種～第六種の教育機関の

説明には、このことが全く触れられておらず高等教育機関は、専門教育ないし研究の機関としてのみ、位置づけられている。

- (1) P 7の「教育課程の改善の方向」の(1)で「基礎的な教養」の必要性が説かれているが、「基礎的な教養」と「専門教育」との総合が、どうして可能かについては、全く触れていない。

またP 8の「説明」から判断すると「中教審」が考えているのは、両者の総合などではなく、単に従来の、狭い専門教育の枠を、若干拡げているにすぎないように思われる。

- (2) したがって、「試案」に示された「基本構想」は、「改革の中心的な課題」としてみずから掲げたものに、全く答えていないという矛盾を含んでいるのではなからうか。

(2) 改革の基本構想におけるビジョンの欠除について

- (1) 高等教育の改革を構想する場合には、専門化の要請と、「基礎的な教養」の必要性という二つのものの総合の可能性についての具体的ビジョンがなければならないが、「試案」には、これが全く欠けている。

- (1) 「試案」は、「時代の進歩に即応」(P 3)し、「国民全体の立場」(P 1)に立って論を進めると述べているが、結果的には産業界の要請に応じた専門的職業人の養成に傾きすぎているのではないか。

- (2) (1)に述べたビジョンの構想は、広く衆知を集めてつくるべきであり、とりわけ大学改革の問題に取り組んでいる各大学の意見を徴すべきである。

- (3) 大学に対する「公権力の排除」の必要性に対する配慮の不十分について「試案」は大学に対する「公権力」の不当な力の支配の危険については、全く触れていないだけでなく、「公権力」の排除は、「かえって不当な力の支配を容易にする」(P 5)とさえ述べている。このような考え方は、この「試案」を一貫するものであるが、(例えばP 14)過去において公権力が大学自治を侵害した実例があった点を考えるならば「中教審」は政府に対して、大学自治の擁護の必要性を進言する程度の積極性を示すべきで

はなかろうか。

- (4) 「教育組織と研究組織の機能的な分離」の問題性(P10~11) 教員は「教育と研究の両面の活動に従事すべきものである」(P11)から「教育と研究の機能の調和」(P11)をはからねばならないのに、「試案」では逆に、教育と研究の分離の方向を志向する傾向が強いようにみえる。

このように、総合の必要性に対して、分離案を以て答える傾向は、1および2で指摘したのと共通の欠陥である。

- (5) 一般教育の軽視について

「試案」は「教育課程はその目的、性格に即して総合的な専門教育または特殊な専門教育を行なうのにふさわしく編成されなければならない(P7)」とし、また「一般教育科目の教育がねらいとした」ものは「それぞれの教育課程の中に含めて」実現をはかる(P7)としているが、これは実質的には一般教育の軽視である。これまでの大学教育では、一般教育と専門教育とが「遊離して専門化にも総合化にも十分の効果をおさめていない(P4)」という欠点の存在したことは認めざるを得ないが、一般教育の必要性和重要性を認識したのが新制大学発足の理念であった筈である。一般教育は、決して専門教育の片手間でできないことは、多くの大学が発足後十数年の経験をもとにして教養部を独立させるに至った事実が明瞭にこれを物語っていることを再認識すべきであろう。

- (6) 教育方法の改善について(P8)

従来とかく軽視されがちであった「少人数ごとの演習・実験・実習などを増強」すべきであるという「試案」の見解には同感である。

教育工学的手法の活用の必要性についても異論はないが、それが単なる多人数教育に終らないよう細心の注意が必要であるとともにこの方面の開発・研究に対しては十分な保証がなされなければその実現は困難であろう。

- (7) 人事に関する機関や、大学の「管理機関」に「学外の有識者を加えること」(P13~14)の問題性

「学外の有識者」とはどのような者か、それを「誰が」「いかにして」選ぶかに関する、基本的考えが明らかにさるべきであり、それなくしては、事の当否を論じえない。

要するに、人選を誤まった場合の、大学の教育と研究に及ぼす危険をもっと考慮すべきであり、重大視すべきである。

福 井 大 学

○ 教 育 学 部

I 「第1 高等教育改革の中心的な課題」について

『これまでの高等教育に対する考え方やその制度的なわく組みが、高等教育の普及と社会の複雑高度化に伴って生ずるさまざまな複合的要素を含む要請に対応できなくなった』として、その要請の内容を「中心的課題」として5項目、指摘している。それに対する見解。

(1) 『1 高等教育の大衆化と学術研究の高度化の要請』において『教育と研究に関する相異なった要請に対して、教育と研究を不可分としてきた伝統的な大学の考え方だけで対応しようとすることは、教育面でも研究面でも不徹底になる』とし、教育と研究の分離を提言しているが、研究と教育の不可分一体の活動こそ大学の特徴で維持されねばならないものとする。

(2) 『3 教育・研究活動の特質とその効率的な管理の必要性』において『学問研究の細分化、大学の巨大化の傾向にかんがみ、学内組織の合理化と効率的な管理機能の確立』が必要であるとしている。

合理化・効率化はつねにはかられねばならないが、それはあくまで、大学本来の使命達成のためのものでなければならない。そのことの指摘

がなく、先に公表された「当面する大学教育の課題に対応するための方策」に示された紛争処理的発想につらなる合理化効率化の危険を感じる。

- (3) 『4 高等教育機関の自主性の確保とその閉鎖性の排除の必要性』において、研究教育の活動が自主的に行われるための制度的保障の必要性を指摘しつつも、自主性を強調するあまり閉鎖的独善の傾向が見られるとし、「開かれた大学」を強調し、大学に公権力アレルギーがあるかのように非難しているように見られる。公権力をふくめて本試案も指摘するその他政治的・職業的な組織活動や経済的誘惑から大学の自主性を確保する制度的保障に関する具体案こそ重点的に提示さるべきである。

Ⅱ 「第2 高等教育改革の基本構想」について

1. 基本構想として13項目を提示しているが、全般的に見て、
 - イ 具体的なもの、抽象的なもの、軽、重が混合して並記されており不整合である。
 - ロ 現在の大学以外の教育研究の諸機関の総点検をなし、それとの関係も考慮して改革の構想がねらるべきと考えられるのにその配慮を欠いている。
2. 『1 高等教育機関の目的・性格の多様化』において、6種の高等教育機関を提示しているが、これは高等教育機関の格差をなくしてそれを広く国民に開放するという高等教育近代化の原則に反する。
3. 『2 教育課程の改善の方向 3 教育方法の改善の方向』で示している教育内容、教育方法の改革は現在、各大学において自主的に改革がすすめられており、それにゆだねらるべきものである。
4. 『4 高等教育の開放と資格認定制度の必要』の提案は高く評価される。
5. 『5 教育組織と研究組織の機能的な分離 6 大学院のあり方
7 高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化 8 教員の人事・処遇の改善』は大学の内部組織と運営に関する提案であるが、これら

のことについては現在各大学および国大協等で検討されているが、その結果が尊重されねばならない。特に、「7 高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化」において、学長・副学長を中心とする中枢的管理の強化および管理機関に学外の有識者を加えるということは大学の民主化、大学自治にも深く関連する問題で軽々に結論されてはならない。

6. 『9 国・公立大学の設置形態に関する問題の解決の方向

10. 国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善』は、大学の行財政に関する提案であるが、設置形態として、学外の有識者を加えた管理機関を設ける形態（理事会方式）と公共的性格をもつ特別法人方式を提案しているが、これらの方式によって果して大学の学外の政治的・経済的圧力からの自主性が確保できるか、など多くの疑点を残していることは重大な問題点である。受益者負担については、その負担額の妥当性等を云々するよりは、むしろ全廃の方向で検討すべきである。

7. 『12. 学生の生活環境の改善充実 13. 大学入試制度の改善の方向』などは基本構想というよりも早急に実現さるべきものである。

Ⅲ むすび

1. 本試案の性格として「まえがき」において、国民全体の立場からの合理的現実的判断を積み重ねてゆきたいと述べているが、審議過程においてそれがなされていない。
2. また、各大学における大学改革の自主的努力を尊重するとしながら、その実は審議過程にも、この試案の内容にもふくまれているとは思われない。今後の審議においては公聴会等の方式のみでなく、真に全国民の意思が反映するような方式が工夫さるべきである。
3. 長期の見通しに立って構想したとしているが（まえがき第2点）最も重要な大学の理念、使命についての検討を欠如した、むしろ短期的現実的な改革案でしかない。
4. 学術体制の検討との総合性を欠き、医学教育、教員養成を除外した性

急にして不備な構想でしかない。(まえがき 第3点)

本試案を端的に批判すれば、

現在にいたる政府の文教政策に対しての批判と評価が全くなされず、また、指導理念を欠いた、産業社会の要請に応ぜんとする効率主義につらぬかれた試案といっても過言ではなからう。

○ 工 学 部

I 「高等教育改革の中心的な課題」について

- 1) 高等教育の大衆化と学術研究の高度化という相矛盾する要請を妥協させるため、教育と研究の分離が必要であるという結論が打ち出されている。しかし、大学においては研究と教育の不可分の原則が固守されなければならない。大学が他の研究機関と異なる点はそれが教育という異質の機能と結びついていることであって、そのことによって大学は研究機関としては基礎的な部門においてその独創性を発揮することができ、教育機関としては高度の専門的知識の正確な伝達と知的な創造力を持った人間の育成が可能となるのである。
- 2) 高等教育機関の効率的な管理の必要性を述べ、その結果として教育と研究のための組織の再編成、管理体制の確立を強調しているが、このことは運用を誤まると大学そのものの生命を断つような結果をもたらすかも知れないので、その実行には慎重な配慮を必要とする。
- 3) 高等教育機関の自主性の確保、自発性の尊重を一応うたっておきながら、それを保証する具体的な裏付けについては何ら考慮が払われていない。

II 「高等教育改革の基本構想」について

- 1) 高等教育機関の目的、性格の多様化については現行以上にする必要を認めない。すなわち、試案にいうところの第1種、第2種、第5種およ

び第6種の研究教育機関は一種類に統一し、各大学は原則として修士課程を置き得るものとする。博士課程については、いわゆる認定研究室が実際の研究、教育活動を行ない、その管理、運営を国立科学院が行なうこととするのがよい。

国立科学院が成立するための条件については前の意見書（別紙参照）において述べたとおりである。要するに、各大学のどの研究室も、努力によっては博士の養成を行ない得るという希望を持ち得るようにしなければならぬ。

試案は大学間の格差を固定し、現在博士課程を持たぬ大学で研究水準の向上のため苦斗している若い研究者を絶望に陥れる危険を持っている。

- 2) 「教育組織と研究組織の機能的分離ということがいわれている。ここでは教育を研究に対して優先させるという思想が打ち出されているがこれは誤まりで両者は同等の重みで考えるべきである。

また、このことは個々の教官についてはある期間は研究組織に、他の期間は教育組織に従事するか、あるいは、毎週の勤務時間を研究と教育に確然と割り振ることであると、理解される。しかし、これは現在の定員を倍増させるのでなければ行ない難いことであると思われる。

- 3) 「高等教育の機関の規模と管理運営体制の合理化」ということがいわれている。確かに大学の規模が巨大化することは好ましいことではない。しかし、誰がその規模の適正化をはかるかが問題である。公的な性格を持つ特別な法人「日本大学公社」（仮称）ができて、そこにおいて大学人が自主的に大学の規模の適正化をはかるのであれば賛成する。また大学の管理、運営の合理化と称して副学長をおき、教務、財務、人事、学生指導などを担当させる案は、もし副学長が文部当局よりの直接任命によるものであれば、これは教官に対する文部当局の管理強化にほかならないので、これに反対する。また、管理機関に学外の有識者を加えることについても大学自治の観点からこれに反対する。

- 4) 「国、公立大学の設置形態に関する問題の解決の方向」として、二つの方向が打ち出されているが、われわれはこのいずれにも反対する。

解決の方向としては前に述べたごとく特殊な公的法人「日本大学公社」を作り、国はこれに抜本的な財政援助を行ない、その管理、運営については、大学人の自主性に任すべきである。

Ⅲ 結言

試案の精神を一言にしていうならば、大学を一つの企業と見て、教育研究の効率を高めようということであろう。ここでは学生のみならず、教官もまた被管理者であって、極度の労働強化が強られるであろう。大学は基礎的な研究に基づいて国家、社会のあり方に対して批判を加えることを一つの任務としている。試案はこのような大学の体制批判の任務を根本的に抹消してしまうものであると受け取れるので、中教審におかれてはなお一層の審議を行なわれることを希望する。

別 紙

昭和45年1月29日本学提出にかかる「大学院制度の改善について」のうち、国立科学院関連部分の抄録

I 工学部の意見

まえがき(略)

1. 新構想の分析とそれが実施されるに必要な条件

A 新構想の分析

1) (略)

2)

3) 「国立科学院」という名称の組織ができて、これが博士課程の管理・運営に当ること。

4) (略)

5)

B 実施されるに必要な条件とその理由

1) 略

- 2) 国立科学院の管理・運営は民主的に行なわなければならない。原則として、そのスタッフは大学において研究と教育にたずさわる人たちの中より民主的な方法で選出された人たちよりなるものとする。

その理由は、日本の学術の方向を民主的に定め、入学者の資格の認定、学位の認定の客観的価値を高めるためである。

- 3) 国家は国立科学院に対して充分な経費を出す、サポート・バック・ノー・コントロールの原則を確認し、その法的裏付けを与えること。

その理由は

- (1) 国立科学院は日本の学術水準を維持・向上し、世界の学界に対して貢献する任務を持つから、このためには完全な自治を必要とする。
- (2) 日本学術の方向が国家権力の指向する方向へ誘導されることを避ける。学問発展の目的はあくまで世界の平和と人類の福祉にあることを忘れてはならない。

信 州 大 学

○ 理 学 部

このたびの中教審第26特別委の「試案」に対し、現に高等教育にたずさわる者としてわれわれは深い危惧の念をもち、この「基本構想」に強く反対する。それは「高等教育」に関する基本的な考え方の上で試案とわれわれの見解との間に以下のべるような大きなへだたりがあることに由る。

1. われわれは本来、高等教育とは人間の秘められた能力・資質を発見しそれを開発することに最重点をおくべきものと考え、この意味で、人間の能力・資質をあたかも初めから固定されたものであるかのように類別化し、それに見合った教育をほどこすという試案の内容は、少数の高級技術者群と多数の労働力を生産するための選別差別体制につながる危険のあるものとして強く反対せざるを得ない。
2. 試案は「相当長期の見通しに立ってわが国高等教育のあり方を考えた」と述べている。しかしそこには制度的技術的な改革は見られても、真の意味で教育の長期的計画を立案し、推進してゆくうえでの指導理念を欠いているように思われる。われわれは「教育とは何か」「学問研究とは何か」という根本理念の確立こそが正に長期的見通しでなくてはならないと考えるものである。
3. われわれは「高等教育」とは一方では人間形成の場として、また一方では学術研究の重要な場としてこれら相互の全体的な関連において論ぜられるべきものと考えている。しかるにこの試案ではこれら最も重要な問題が教育とは切りはなされて何ら論ぜられておらず、単なる制度的改革に終始している。

このような基本的問題を回避した提案を対象に、個別的な妥当性や疑問を問題にしてみても、しよせんは問題の根本的解決にはなりえないと考える。今後国民のあらゆる階層の声を十分にとり入れて慎重に審議されることを切望する。

○ 教 育 学 部

報告は全般に表現が抽象的かつあいまいなため具体的にとらえにくい点が多い。個々の点、たとえば教員の給与および処遇の抜本的改善とか、研究専念期間の設定、教員の再教育の問題等には改善策と思われる面のあることは

否定できないが全体的にみて、現在の産業界の要請に忠実にこたえようとするあまり、学問研究の府としての不可欠の条件である高等教育機関（大学）の自主性と主体性が破壊される危険性が報告には内包されているものと考えらる。なお、上記の個々の問題についても、その個所だけをきりはなして論ずることは誤まりであり、常に報告全体の立場と、その前後の関連のなかで慎重な評価を下すべきである。以下問題と思われる点を指摘する。

1. 教育と研究の関係について

この点にかんし報告の意図はやや不明確であるが、報告第2の1において、現在設置されている高等教育機関を新たに6種に分類し、その種類に応じてたとえば第1、第3及び第4種については教育機関としての位置づけを行なっているがこれについては、報告第1の1の説明文中の「……教育と研究を不可分としてきた伝統的な大学の考え方だけで対応しようとするのは、教育面でも研究面でも不徹底なものとなる（以下略）」という表現とあわせ考えたとき、上の機関に属する教員を単なる教育者としてのみとらえ、研究者としてはとらえない立場に立つものであり、きわめて問題である。高等教育機関において教育と研究の不可分なことは、報告の指摘するような単なる「伝統的な大学の考え方」ではなく、1970年代における新しい社会創造の使命を負わされた大学を考えるばあい、まさに必要不可欠の条件である。よって両者の分離につながるような制度の改変には反対である。

2. 高等教育機関の間に明確な格差を設けようとする点

この点は上記説明の部分でも明らかであるが、報告には現在の高等教育制度を再び、帝大にあらすんば大学にあらすとするような戦前・戦中の制度にあともしりさせるような意図がうかがわれる。戦後発足した大学制度については、現在その問題点が多く指摘され、各大学がその改革に取り組んでいるが、報告のように6種の諸機関に明確な格差を設けることは、大学格差撤廃の正しい歴史的方向に逆行するものと考えらる。

3. 一般教育の軽視的傾向

報告は、その第2の2において一般教育の問題をとりあげているが、その説明部分の例示によっても分かるように、一般教育をそれぞれの専攻コースの附属品のように考えている傾向がみうけられる。一般教育について、それぞれのコースに応じた特性をもたせることの必要なことは事実であり、またそのためのタテ割り授業の必要性を否定するわけではないが、そのために一般教育そのものの中心的課題である。豊かにして創造的な人間形成という点が見失なわれては本末てんといいわざるをえない。このような意味で報告の立場には一般教育軽視の傾向がみうけられる。

4. 学長及び中枢機関の権限強化について

学長その他の中枢機関の地位とその権限については現在多くの論議をよんでいるところであるが、報告はその第2の7において各種の事情による大学各部局の割拠と、そのための全学的なまとまりの欠如その他を理由に、学長を中心とする中枢的な管理機関（学外者も参加）に対する高度の指導性の賦与をうたっているが、これは問題である。現在、大学の部局の割拠その他が大学問題処理のばあい相当程度マイナスになっている事実はあるが、だからといってその矛盾解決が学長等中枢部に対する強力な権限強化にそのままつながるものとは考えられない。大学の管理運営制度の問題は、職務権限の配分その他について、学長をも含めたそれぞれの機関相互の関係の明確化によってのみ正しく解決さるべきことがらであり、へたをすると学長その他の中枢機関独裁に通ずるような報告の立場は危険なものとする。

5. 学外者の大学参加について

報告は、その第2の7及び8において学外有識者あるいは学外専門家の大学参加の必要性を説いている。高等教育機関の管理運営や教員の業績評価などに学外者が参加する点については、外国だけでなく現にわが国の私立大学などにおいてもみうけられることであるが、国公立の高等教育機関にまでそれを実施することには問題がある。それぞれの国の大学にはそれ相応の歴史的特殊性がある。わが国のばあい、国公立大学における大学自治および学問

研究の自由獲得のための歴史をふりかえってみるまでもなく、大学はむしろかたくなと思われるほど公権力その他の外部勢力の大学への介入に強く反対してたたかってきたし、またそのことによって学問研究の自由の場をなんとか維持してきたのである。そのため一部において、自治や自由の名のもとに教育・研究の停滞が生じている事実を否定することはできないが、そのような弊害を解決することはあくまで大学自身において処理すべき事柄であり、弊害除去という理由で、大学財政や人事など大学の最重要事項について学外者（有力財界人その他）の参加を認めることは、大学から創造的・批判的な学問研究をうばうことになるものと考える。

6. 学生について

学生の身分について、報告はそれを参加者、即ち従来通り営造物の利用者としてとらえ、そのような学生の声を聞くことが大切であるとしている（第2の7）。学生を単なる営造物の利用者とする立場にたいしては、学術会議その他から異論のでているところであるが、それ以外にもこれからの高等教育実施のなかで、学生の声を聞いたり、それをとりいれることが「大切」であるとする程度に彼らを軽くみてよいものかどうか、相当疑問である。

7. 教員の選考や業績評価等に学外者を参加させることについて

これについては報告第2の8で述べられているが、極めて問題である。前述(5)の部分との重複をさけ、簡単に結論を言えば、教員人事にたいする学外者の参加はたといそれが専門家であろうとも、結局は大学をして公権力や産業界の意のままになる墮落した人間集団にしてしまう危険性を多分にもつものと考える。

8. 学寮について

学寮については、それを厚生施設として現在以上に国の財政的な援助を行なうべきであり、教育施設とすることは問題である。この点に関し、報告の内容はあいまいな点がある。

岐 阜 大 学

このたび、中央教育審議会が中間報告を行なった「高等教育の改革に関する基本構想試案」については、以下の観点から基本的に反対である。

- (1) 高等教育の改革に関しては、大学の自主的努力を尊重すべきであるとしながら、「国民全体の立場」なるものをこれに対置して大学の立場を事実上否定するとともに、大学の努力の成果を踏まえることなく、「構想試案」を提示したことは、自己矛盾をおかしたものである。
- (2) 「構想試案」では、高等教育の普及と社会の複雑高度化に伴い、これに対する新しい解決策を見つけることがこの基本構想の中心的課題であるとしている。しかし、このような単に社会の要請にのみ追随する姿勢からは、教育の基本理念に基づいた改革は望むべくもない。このような基本理念の欠除によって、「構想試案」全体は水増しされた高等教育の拡大と管理運営機構の中央集権化とを目ざすものに終っている。具体的にいえば、社会・国民に対して「開かれた大学」という虚像を与える反面、管理運営権の集中化をはかり、文教政策の中央集権の強化を打ち出している。
- (3) さらに、高等教育の大衆化と学術研究の高度化を理由として大学を教育機関と研究機関とに種別化し、大学間の格差を拡大・定着させ、不可分であるべき研究と教育との分離を考えていることは重大である。このことは、高等専門学校が発足したときすでに指摘されたとおり、資本の利益に奉仕する産学協同体制につながるものであり、かつ教育予算の軽減化をはかるものとも見られよう。
- (4) 高等教育機関の目的、性格の多様化の名のもとに、高等教育機関を6種類に枠づけしていることは、既存大学の格づけを一層強化するとともに、新たに複線的画一主義を強いることになる。真の多様化は大学の格づけによってではなく、大学の自発的創意の多様化に期待しなければならない。
- (5) 社会的進路に応じた専門教育を強調している教育課程についての考え方

は、職業教育の重視そのものであり、教育課程を従属的に社会に適応させようとするものである。そして基礎的教養をその課程の中に位置づけていることは、真の教養と基礎教育を発展させる方向と考えることはできない。

- (6) 「構想試案」は、大学の閉鎖性、人事の独善性を指摘し、これに対する具体策として、たとえば管理運営の責任体制を確立するために学外の有識者を加えた新しい管理機関の設置、教官選考については学外者を含めた審議制および任期についての契約制などを提案している。しかし、一方にすでに述べたような文教政策の中央集権の強化が打ち出されている中で、以上の提案を実施することは大きな危険性をはらんでいることは明らかである。

- (7) なお、教員養成制度を別途の検討課題としていることは、教員養成制度を高等教育機関の枠外に置こうとする意図が感じられ、その危険性を指摘せざるを得ない。

静 岡 大 学

この中間報告で述べられている個々の考え方については、部局間でも必ずしも意見を同じうしない。ここでは大局的意見を述べるが、それぞれの部局に対してもその意見を汲み上げる道を開いてほしい。

学外者を管理機関に入れることについては危惧を抱く向きが多い。大学の社会に対する責任と社会の大学に対する受けとめ方の問題に取り組みつつ大学の基本理念を築いて行かなければならないが、このような問題は経験を積み重ねて解決すべきであると考え、一つの構想を提出することによって、各大学それぞれの脱皮の努力を妨げてはならない。

高等教育機関の目的、性格の多様化にしても、たしかに理由もあるが、大学間の格差をつけることにつながるなら問題がある。教育組織と研究組織の

機能的分離にも同様な問題がある。また、高等教育を市民教育と考えるか、職業教育と考えるか、どちらに割り切るとしても無理がある。各大学が経験を積み重ね、試行錯誤をくりかえしながらよりよきバランスに達する努力をしようとしているとき、これを一つの構想によってしばるべきではないと考える。

名古屋大学

将来の高等教育に関する基本構想は、きわめて重要な問題であり、これに関する全学の統一的理解をまとめるには、相当の時間を必要とする。しかるに、今度、「中教審」は、試案発表後わずか一カ月という短期間に回答を要求した。このような態度は、大学の民主的運営の本質を理解しないものである。

そもそも大学の改革は、大学が自主的に行なうべきものである。本大学においても、現在、全学をあげて改革を検討しようとしている。しかるに文部大臣の一方的選任にかかる「中教審」は、性急に大学の改革をおしすすめ、自主的改革の努力を圧殺しようとしている。

国大協は、「中教審」のこのような行動をおさえ、それに対して、大学の自主的改革を尊重するよう強く要求すべきである。

名古屋工業大学

中教審の中間報告は全国的な大学紛争を手がかりとして、大学の体質改善と教育需要増大の問題を解決しようと意図しながら、大学に対する管理体制の強化と大学に対する外部からの干渉の危険を含むものと感ぜられる。

また、個々の具体的な諸点についても、大学の歴史と現状を無視した部分があり、さらに現在本学が指向している改革と矛盾をきたすおそれがある。

以下、試案の各項目について本学の意見を述べる。

「第1. 高等教育改革の中心的課題」について

ここで述べられている高等教育における矛盾、すなわち

- (1) 高等教育の大衆化と学術研究の高度化
- (2) 高等教育の専門化と総合化
- (3) 研究、教育の自由と効率的な管理
- (4) 高等教育機関の自主性、閉鎖性と社会連帯性、解放性
- (5) 高等教育機関の自律、自治性と国家援助の計画性

の5項目に問題点があることが認められる。

これらの矛盾は全国的な大学紛争の間にしばしば指摘されたものであるが、大学紛争は戦後の文教政策に深く関係しており、単に大学制度の改善のみによって矛盾が解消されるものではない。本来、大学の中心的課題は「社会における教育のあり方」に基づく「大学のあり方」であり広く社会の発展や人類の進歩に対する「大学のあり方」であるべきものとする。

従来、大学教育が知識の授与に重点が置かれ、「みずから生きる目標を正しく選び、充実した人生を送る」ための知的、創造的人間形成の面が軽視される傾向にあったように思う。試案においても「人間形成を強調されるべきもの」としてはいるが、全般に人間性の重視を具体化しているとは思われない。もちろん人間形成は中学、高校教育との関連において考えるべきであって、大学教育においてのみ成果を期待すべきではないが、高度の人間形成は将来とも大学教育に期待すべきものである。

「第2. 高等教育改革の基本構想」の全般について

基本構想の底に流れるものは、現代社会、とくに産業、経済界の要請に呼応するという主旨から出発し、人間形成を軽視してあまりにも実学、職業の面を強調しすぎた教育観であると思われる。

このことは教育と研究の分離という実利的な短絡としてとらえられ、大学から学問的ムードを衰退させる結果となり、新しい学問分野の開拓という現在の大学の本質的使命をそこなうおそれがあり、ひいては社会発展の障害になりかねないと考える。

「1. 高等教育機関の目的、性格の多様化」について

実務や職業のための教育機関（短大、高専など）が現在存在しているが、本来大学はこれらとその目的および役割りが異なるもので、これらをも包含した形で高等教育機関という一律的な名称の下に大学を再編成することには反対である。

大学教育の改革が表面的な種類分けの問題に歪曲されるおそれがあり、また大学間に無意味な混乱をもたらすことになるであろう。

また試案によると大学相互間の現存する格差をさらに増大させるとともに、大学の個性を無視して画一化や固定化をもたらし、教育機関としての活気ある発展性の本質を失わしめるおそれがある。教育機関は年限、呼称において画一性があっても、地域性、さらに歴史によって独特なカラーを有することに意義が存在する。各大学が現在までつづけてきた大学発展のための努力を無にしない配慮が必要である。

「2. 教育課程の改善の方向」について

教育課程の改善の方向は、その主旨において異議はないが、このような改善は画一的なものでなく、各大学がそれぞれ自主的に種々な条件を考えながらその方向を検討すべきものと考えられる。

「3. 教育方法の改善の方向」について

優秀な教員を多量に確保することは処遇などの条件が改善されれば決して不可能なことではない。教員を増加し施設を充実することによってゼミ等の少人数教育を行なうことにし、それを大学教育の中心とするようにすべきである。これを補う意味で講義による学理の教授を行なうために、

VTR, UHF, テレビ放送等の教育工学的手法を応用することが考えられる。

少ない教員数で教育工学的手法による多人数教育を行なっても「余力を生ずる」ものでなく、逆に教員の労働過重となることも忘れてはならない。

「4. 高等教育の開放と資格認定制度の必要」について

勤労者を対象とした夜間大学（本学第二部のごとき）のあり方について検討されていない点が遺憾である。

現状では昼間大学に併設された形で夜間大学が存在し、施設の共用はある程度許されるとしても、教員の労働過重の下に教育効果を挙げようとしている。

夜間大学は独立の大学として十分な教員数を確保し、昼間大学と異なる特色を持つものとすべきである。

「5. 教育組織と研究組織の機能的な分離」について

大学教育では研究と教育が不可分であることは、現在においても、また将来においても変らないと信ずる。大学教育においては教員と学生とが研究を媒体として直接触れあうことによって生きた教育が行なわれ、高度の人間性の育成がなされるべきである。研究と教育の分離が大学の格付けにつながり、附属研究所のごとき研究組織を持たない大学を予算面で締めつけることになりかねないと思う。

「6. 大学院のあり方」について

博士号の意味を再検討する必要があると考えるが、従来のような博士課程をおくならば、充実した大学には、いずれにも設置する途が開かれていることが必要である。

これは大学間の格差を生じたり、これが固定化してしまったりしないようにするためである。

また博士号の授与については従来のように論文博士の途は当然残しておくべきである。

「7. 高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化」「8. 教員の人事、処遇の改善」および「9. 国、公立大学の設置形態に関する問題の解決の

方向」について

規模や管理運営方式にも大学の歴史性などを考慮にいて、それぞれの大学の特色を生かすようにし、画一的なものにすべきではない。管理運営者は教育、研究者から学内の総意によって民主的に選定すべきであると思う。

学外者の管理運営への参加は知的創造性を使命とする大学を実用的な教育機関に移行させ、大学の低次元化を招くおそれがあり、大学設置の本来の目的に反する結果となる。

なお開かれた大学という意味では大学の自主性によって広く学外の意見を聴取することが望ましい。

教員の人事に「第三者による訴追の制度を検討する必要がある」としているが、これは学内組織によって公正に運用さるべきである。

「10. 国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善」および

「11. 高等教育の整備充実に関する国の計画的な調整」について

教育に投資という経済観念を持ち込むことは根本的に誤りである。人間形成は投資の対象にならないからである。

少くとも5年後、10年後の長期の見通しに立った国としての教育計画は必要であるが、しかしこの場合あまりにも近視眼的な実学教育に重点をおくような態度は避けなければならない。広く社会における教育や研究の基本的計画については、国民の総意に基づいてあらかじめ充分検討しておく必要がある。

「12. 学生の生活環境の改善、充実」について

教育の機会均等の観点から経済的な理由で修学困難な学生に対して必要な額の奨学金を与え、また全学生を対象とする十分な厚生施設を設置するなどして、学生の生活環境を改善充実し、実り多き大学生活を送られるようにすることは必要である。

「13. 大学入学選抜制度の改善の方向」について

大学入試が中学、高校教育を歪めたものとしており、現行の入試制度を改善すべきであることに異論はない。

しかし、この問題を選抜方法の変更という形で解決しようとしても真の解決にはならない。広く大学制度の改善という観点に立つて、抜本的方策も含めて検討すべきであると考える。

上述の本学の意見は目下大学改革を進めつつある本学の現時点におけるものであって、試案の内容には抽象的で判断し難い事項もあり、さらに検討を充分重ねるべき事項もある。

全般的に言えることは大学は有機体であって、制度によって画一的に変更しても教育と研究の改善にならない。大学における教育と研究の改善の途は各大学がみずからの苦悩のうちでこそ見出すべきものであると考える。

三 重 大 学

この試案は中教審第26特別委員会が約2年がかりで検討し、1月12日総会に中間的に報告するとともに一般に公表したもので、2月末日までに意見の提出を求められている。このことは、1、2月は大学にとって多忙を極める時期であることを考えると、十分な討議の機会を与えられないことになり、大学側の意見が反映されない可能性のあることをまず指摘したい。

さらに、最近における大学問題の経過にかんがみ、各大学において旧来の制度を改革しようとして自主的努力が重ねられている。

この時期に「国が大学を改革するから大学はこれに協力せよ」ともうかがえる姿勢で書かれたこの試案には反発を感じる。

第二に産業界における専門職人の必要性に大学を適合させようとしている意図が試案全体に流れている。国民全体の立場とか、社会の要請とかいう言葉を使っているが、これらは産業界からの要請であって決して科学の発展を

見通した発想ではなく大学における人間形成、創造的知的活動を忘れている。

我々はこのような現実社会の要請を見逃し、独善に陥ってはならないが、さらに現実社会に批判を加え、よりよき未来を創造することも社会から要求されているはずである。

この点この試案は現実社会（しかも産業界のみ）をそのままのみにすることを大学に強制するものであり、決して長期展望に立っているとは思えない。

第三にこの試案には具体的な提案もかなり多いが、とくに合理的、効率的な管理体制を強調している。大学においては、本来一体であると考えられる教育と研究を組織上も分離し、学外者も加えた管理組織を作り、人事、財政面に政府の意向の及ぶ可能性を明らかにしている。ここで述べられている管理体制は上意下達の方通行であってこれが果して大学の創造的知的活動を管理し得るであろうか。このことは、教育研究面における国家権力の介入となってこの試案全体を流れている。勿論、我々も大学の管理運営体制については、その整備強化の必要性を認めるものであり、また学外者の意見を聞くことにやぶさかであってはならないと考える。しかし、学外者が名実ともに大学の教育研究を管理することは学問の自由、大学の自治をおかすものであることを強く訴えたい。

各項目についての意見

本文は前文、第一高等教育改革の中心的課題、第二高等教育改革の基本構想の3部よりなっているが、各項目について意見を列記すればつぎのとおりである。

前 文

ここではこの試案の性格について、3項に分けて述べられている。すなわち大学の改革は自主的努力を尊重するが国民全体の立場に立つ必要があり、また長期にわたる見通しに立つといているが、第一、第二に書かれている内容より見て眼前の産業界のみを考えているように見える。

まず、基本構想を検討する立場については、「国民全体の立場から判断・・・この構想はその出発点である」と述べている。

これでは中教審のこの特別委員会が国民全体の立場であるかのごとき表現に聞えるが、その構成メンバーはかなり偏りがあるのではないか。少なくとも国民全体の立場を代表しているとは思えない。

またこの試案の段階で審議未了の課題について「教員養成制度などの問題は・・・今後検討を進めたい。」と述べているが、教員養成制度は後に残され別枠として扱われる恐れがあるのではないか。特別な職業人養成大学として特別扱いにする様な考え方は厳に不可である。

第一 高等教育改革の中心的課題

1. (高等教育の大衆化と学術研究の高度化の要請)

大学とは現実の社会をそのまま受入れることであるとして大学本来の目的が忘れられている。とくに教育と研究を分離することには強く反対する。

2. (高等教育の内容に対する専門化と総合化の要請)

大学教育の目的は産業界にすぐ役立つ職人の養成にありとし、学問の発展を考えていないと同時に、人間教育を軽視している。すなわち、「真の教育」という意味が失なわれていると考えられる。

3. (教育研究活動の特質とその効率的な管理の必要性)

学内でのもり上がりによる管理体制の強化は必要であると思うが、次章で明らかにされるように、この試案ではいわゆる「上からのおしつけ」的管理体制を言っているようである。

4. (高等教育機関の自主性の確保とその閉鎖性の排除の必要性)

大学の管理運営に学外者を加えることは危険である。

5. (高等教育機関の自発性の尊重と国全体としての計画的な援助、調整の必要性)

大学における学術の振興について、国が計画的に調整援助を行なう必要性がのべられているが国家権力の大学に対する圧力となる可能性が多分に

ある。

第二 高等教育改革の基本構想

1. (高等教育機関の目的、性格の多様化)

高等教育機関として6種類あげられているが、このような大学の種別化は大学に格差をつけることになり研究教育予算の不平等を助長する危険がある。

大学の教官は研究者であると同時に教育者であるべき筈である。それが第1種から第4種までのごとく養成教育だけとなるとこの種の大学は生氣のない大学となって行く恐れが多分にある。

2. (教育課程の改善の方向)

ここではとくに課外活動を取りあげた目的が不明確である。次項とも関連して課外活動も統制しようとしている意図がうかがえる。

3. (教育方法の改善の方向)

現在の学生に対し勉学の意欲を起こさせるためには、教員数の増加が必要であるにかゝらず試案ではこれを不可能とし、教育用機器を使うことを述べているが、これこそ人間性無視の教育であると言えよう。

4. (高等教育の開放と資格認定制度の必要)

放送大学は一方通行の教育でありまた高等教育を開放するためには教員の増加をとまわなければ不可能であろう。

5. (教育組織と研究組織の機能的な分離)

教育と研究とは表裏一体をなすものであり、それぞれの組織を分離して合理的に編成されることは不可能である。

6. (大学院のあり方)

現在の博士制度をそのままで肯定した上に立っているが学位制度そのものを批判すべきではなからうか。

7. (高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化)

「学長、副学長を中心とする中枢的な管理機関」の必要、また学外の有

識者を加えて財務、人事、監査の機関を作る必要を強調している。ここに言う管理体制とはいわゆる中央集権体制の強化である。

管理、運営の問題については現在各大学で鋭意努力しているし、かなりの進歩を見つつある段階であるからその自主的努力にまかすべきではないか。

8. (教員の人事処遇の改善)

人事について、学外者を加えた審査制度や任期制度を言っているが、この場合益々研究業績偏重になりはしないか。

学外者の意見を聞くことはよいとしても大学の自主性を失ってはならない。

9. (国、公立大学の設置形態に関する問題の解決の方向)

大学管理体制として理事会方式と法人方式とをあげている。

理事会方式の場合、学外の政治経済的圧力から大学の自治を守りきれるかどうか、また法人方式のときでも文部省が依然として支配することを明示している点に問題がある。

10. (国の財政援助方式と受益者負担及び奨学制度の改善)

経費の受益者負担を言っているが、教育による利益は個人よりもむしろ国民全体にあるのではないか。また、国以外の一般社会からの資金援助が得られるようにすることは結局大学が産業界に支配されることにつながるであろうか。

11. (高等教育の整備充実に関する国の計画的な調整)

私立大学に対してさえも国家権力の介入をはかっている。

12. (学生の生活環境の改善充実)

現在の大学紛争に眼をうばわれる余り、学寮の廃止をとなえるのは対症療法的であろう。

13. (大学入学者選抜制度の改善の方向)

対症療法的にすぎない。

滋 賀 大 学

○ 教 育 学 部

A 「前文」について

「試案」の性格に関連して、第1点として、大学自体の自主的な努力と国民全体の立場からする判断の積み重ねの重要性が強調されていることは、一応妥当である。しかし、この解決は、安易なうえからの改革であつてはならず今後各大学で紆余曲折を経ながら押し進められていくであろう、自主改革を、政府は長期的展望に立って尊重し、必要な法改正や財政支出の面で間接的に援助してゆくべきである。

また、第2点について、国家百年の計である教育制度の改革に当っては、憲法・教育基本法 of 精神に基づいて国民各層の幅広い合意が求められねばならず、それには十年前後の歳月が必要であると考ええる。

「前文」では、同じく第3点として教員養成制度の問題は初等、中等教育の問題と並行して、今後検討を進めたいと述べられている。われわれもまた、これらの二つの問題が相並行して検討されるべき側面を持っていることを認める。しかし、われわれは、教員の養成は大学においてのみなされねばならないという戦後教育の原則を普遍的なものと認めるがゆえに、教員養成制度の問題は、まず大学教育改革の中心的課題の一つとして取り扱われるべきであると考ええる。このような見地から、今回の「試案」が教員養成制度の検討を後日に残したことは、きわめて遺憾である。

B 「第1、高等教育改革の中心的課題」について

「試案」では、課題が5項目に整理されているが、「……ともに、他方では……」とか「……が、同時に……」という表現から察せられるように、これらの課題はいずれも多かれ、少なかれ矛盾対立する要素を含んでいる。したがって、それらの対立する要素を総合していく不断的努力が必要であ

る。しかるに「試案」においては対立する要素の一方においてのみ偏った解決がはかられており、総合にはなっていない。すなわち、社会的必要の片面的理解と、それへの即物的順応、そこから出てくる教育・研究の画一的能率主義の偏重、国民全体の名の下での管理行政の強化など。このような方向は大学における研究・教育の自主性・創造性を破壊し、ひいては真の国民的利益を損うにいたるであろう。以下、項目別にわれわれの意見を述べてみたい。

1. 「試案」では、まず高等教育の普遍化という問題を大衆化という視点で受けとり大学の機能を大衆教育とエリート研究者の養成とに分化させているが、この発想には疑問がある。教育の目的は単なる職業人の養成であるのではなく、全人格的な人間形成にある。大学の機能や制度が社会に出て、すぐ役に立つ機械のような人間を養成する方向にいかに関合理化されようとも、大学問題の解決にならないであろう。

また「試案」では複雑高度化する社会の変化に対する適応だけが強調されているが、大学は、社会の変化に自らを適応させるだけでなく、社会の変化自体を批判の対象とし、適切なる方向性を与えるという重要な役割をもっている。

「試案」には、この点の問題意識が欠除している。

2. 専門化と総合化という相反する要請を統一する能力と原理が、学問自身にあるか否かという問題が今日問われている。この問題に取り組む場は大学、なかんずく総合大学を措いて他にない。一般教育と専門的知識、技能の統一は、各大学が上の問題と取りくむ努力の中から個性的に実現されるべき不断の課題である。したがって、「試案」のように学生の職業的進路に合せて多様な教育課程を設定するだけでは解決せず、かえって、多種多様な機械的人間を作り出す結果になりかねない。
3. 教育・研究活動の効率的管理とは何か。まず、教育は教える者と教えられる者を前提にしており、そのいずれか一方の側を一方的、全面的に管理することになれば、昨今の紛争が示すように大学という教育の場は

荒廃せざるを得ないであろう。われわれは、教官と学生が、親しい中でも理性的な相互批判によって厳しい緊張関係を維持することが大学を生きさせた教育の場とする必須の要件であると考ええる。

次に、研究は創造的な知的活動であり本質的に外部からの統制管理の対象となり得ないものであるから、大学の自主的管理以外には在り得ないと考ええる。その場合、勿論自主的な管理体制を自主的に改革して行く機構が各大学において探し求めなければならない。この点に関しても教育活動を通じて学生から受ける刺激は、有益であると考ええる。

次に、教育と研究の一体性は以上に述べてきた見地から維持されねばならないし、それは人員、施設を抜本的に改善することによって維持され得る考える。

4. 「試案」は、従来の大学自治が現代日本の社会で果して来た積極的意義を十分評価していない。また、「説明」の前段で云われている大学の自主性の尊重という観点は、制度の改善に当っても貫かれるべきであろう。内部からの衰退を防ごうとして外部からの干渉による衰退を導いてはならない。開かれた大学の構想も、便宜的ではなく大学の自治・学問の自由の原理的立場から考えられねばならない。

5. 「前文」との関連で述べたように、教育制度の改革に当っては、「国民全体の立場から計画性をもって」進められねばならないが、その際、国民的合意が憲法・教育基本法に則ってしかも大学の自主的立場から十分な年月をかけて形成される必要があることを再度強調しておきたい。

○ 「第2、高等教育改革の基本構想」について

「第1」に示された課題の設定の仕方は概ね妥当であるが、「第2」の解決の方向には、全体として、大きな疑問を抱かざるをえない。以下項目順に疑問点を挙げる。

1. ここに示された6種の分類は、ただ社会の分化された職業的要請に機

能的に対応するためにのみ考えだされた感が強く、学問研究と人間教育の本質面が忘れられているだけでなく、大学間の格差を制度的に固定化し、大学の質的低下を招く恐れがある。われわれは、新制大学の理念を生かし、人事・財政の両面から大学間の格差是正に努め、質的・個性的多様化をこそ計るべきであると考えます。

2. 一般教育と専門教育の形式的・画一的横割りの廃止や、また、伝統的な学部・学科の区分の是正は必要であるが、一般と専門の関連を職業的目的にそった縦割の枠にとらわれて考えることは、真の解決にはならない。一般教育の目的は、大学における人間性の確立と、高度に細分化された学問・教育が見失い勝ちな巾広い知性の樹立にあるべきである。この観点からの一般教育の充実が真の課題であり、各大学において中心課題の一つとして検討せられつつある問題なのである。
3. 教育方法の改善は当然必要であるが、能率のみにとらわれた画一的な改善は大学における創造性的知性の開発に必ずしも役立たない。むしろ独創性の枯渇を招く恐れがある。この問題は人事・財源面の裏付けを得て各大学がそれぞれの学問的個性に応じて自主的に解決すべきものである。
4. 字句的には特に問題とすべき点なし（効率のみから見た解決にならないよう留意すべきである。）
5. 高等教育においては教育と研究とは不可分であり、これを組織上分離することは両方を相殺することになるか、あるいは社会的責任を顧慮しない専門埋没、それと裏腹の教育の軽視・質的低下を逆に公認する結果に終るであろう。教員は教育を通じて学生より受ける新鮮な批判と刺激によってその研究を促進し、学生は教員の真摯な研究態度に接することにより、勉学意欲を向上させることが出来るのである。
6. 6種の分類を前提とし、第2種及び第5種のみに大学院を設置することは、大学の格差固定以外の何物でもない。大学院担当教官を増員することは教育・研究充実のためにもとより必要であるが、同時に大学院担

当の碩学たる権威者が学部における高度な教育（一般教育を含む）を担当することも極めて重要である。

7. 大学の巨大化の否定は、教育・研究の面から見て当然である。しかし、そのことは各学部の自主性の上に立つ総合大学の積極的意義を否定するものであってはならない。割拠主義の是正は各学部コースの独自性に基く自発的連帯によって行なわれるべきであり、中央集権的な管理体制の強化によってなされるべきではない。この点についても各大学において最重要問題として検討中であり、単なる管理行政的発想による拙速主義的解決は厳に慎まねばならない。

8. 人事の閉鎖性の打破は各大学の厳しい自己規律と人事の公開・公募制の採用等によって行なわれるべきものである。学外者を加えた選考、評価は、外部からの統制、干渉への道を開き、また、学内に卑屈な迎合の気風を生む恐れがある。待遇改善については遅きに失していることは、いうまでもない。

9. 設置者の積極性は大学の自主的活動をサポートすることに向けられるべきであってコントロールに向けられるべきでない。大学の自治は教育・研究の自由の根源であることは周知の事実である。

(1) 学外者を加えた管理体制の強化は、これと真正面から衝突する。

(2) 公費による援助において公費支出側に自主的判断を行なわせることは財政面からの大学自治の束縛である。大学の管理運営はあくまで大学の自主性において行なわれるべきであり、設置者の側においては、サポート・ノー・コントロールの態度が貫かれなければ真の大学像の完成はあり得ない。

10. } 9と同様である。

11.

12. 学寮問題は大学教育全体の中で位置付けられるべき問題であり、今後とも慎重な検討を必要とする。少くとも合宿、課外活動等に分解して安

易に解決できる問題ではない。

13. 今後の検討にまつ。

○ 経済学部

高等教育大衆化にともない大学制度の抜本的改革が要請されていることは、現在いづれの国においてもみられる事情であり、その一般的動向を無視していたずらに改革反対を唱えることは避けなくてはならない。かかる意識に立ちながら今日の大学人は自らの社会的責任を直接に自覚しつつ着実に自主的建設的努力を重ねている。かかる時点において、事を急ぐあまり十分な検討と諒解を求めることなきまま中央において具体的結論を出すことになれば、予期せざる誤解・摩擦を生じ双方ともその効を失う恐れありと考える。元来、大学の自治、学問の自由が損われた場合、それがいかなる外力によるものであれ、不必要な混乱を来たし、不幸にも学問の発展を阻害するにいたることは歴史的事実を徴しても明白である。この意味において、今回の中央教育審議会の「高等教育の改革に関する基本構想試案」の性急な結論づけおよびこれに基づく立法化という方向が当をえたものではないと判断し、場合によっては国家権力の大学自治への介入の危険もあることを憂慮して、最終的な報告作成までにはなお十分な検討、批判の時間を与え、慎重を期せられたい。

以上の基本的態度に立って検討の結果、さしあたり次の諸点に問題ありと考えた。

- (1) 大学自治を保証するモメント（大管法、政府との関係、管理機構のあり方）
- (2) 管理機構（機能分割、権限強化、構成、思想差別など疑点あり）
- (3) 産学協同の考え方（大学の自治との関連、職業教育化）
- (4) 大学の多様化の程度（教育と研究の分離、大学格差、新制・旧制大学との関係）

- (5) 一般教育科目の位置づけと性格（専門への従属化による人間性喪失）
- (6) 入試制度（中教審自らが検討不足、統一テスト・内申書利用の具体案）

なお、教官人事について抜本的改革を必要とし、人事の閉鎖性、教授万能主義の排除、業績審査の恒常化、公正化を促進すべきであるが、運用にあたって不適格者の排除と弾圧の混同を避けるポイントに考慮をはらう必要がある。

京 都 大 学

まえがき

中教審第26特別委員会は1月12日に「高等教育の改革に関する基本構想試案（中間報告）」を公表したが、文部省は1月26日京都大学に対し、これに関する見解を2月末日までに明らかにするよう求めてきた。この中間報告は、大学改革問題に関する多くの重要な問題を含んでおり、広く国民全体のなかで慎重な討議を重ねる必要があるにもかかわらず、こうした文部省の性急な態度およびそこにひそむこの問題への基本的な姿勢に対し、強い不満を表明せざるを得ない。委員会としては、この問題について十分な討議をする余裕はなく、個別的に各委員が問題点として考えたものを提出し、これを整理し、集約するだけにとどまった。なお、この場合問題点は中間報告の審議の姿勢と基調に限り、その他に提起された問題については、これを割愛した。委員会は、この中間報告が公表された現段階で、これになんらとらわれることなく、従来の方針どおり京都大学の改革を基本的に検討する姿勢を、あらためて確認する。

I 中教審の性格および中間報告審議の姿勢についての問題点

- (1) 中間報告と大学改革の自主性との関係について

この中間報告は、現在各大学で行なわれている改革に対して重要な影

響を与えると考えられる。したがって、現段階において、政府に直結したかたちの機関から、このような試案が提出されることには問題がある。大学改革については、各大学における自主的改革を尊重すべきである。

(2) 慎重な審議手続きの必要性について

中教審のこれまでの基本構想のまとめ方およびそれに対する意見の聞き方が不備である。このたびの中間報告にも「国民的合意」を作り出すことの必要性が指摘されているが、そのためには、これにふさわしい慎重な手続きと十分な討議を行なう時間的余裕が必要である。たとえば、各大学から寄せられた意見を関係機関に配布し、ふたたび意見を聴取する手続きがとられるべきであるし、各々の意見がどのようなかたちで試案にもられてきたか、また今後もられようとしているのかが明らかにされねばならない。なお、少数意見の取扱いについても、慎重な考慮が払われるべきである。

Ⅱ 中間報告の基調についての問題点

中間報告の基調に対して、多くの重要な問題点が指摘された。

以下これを7項目にまとめる。

(1) 学問・教育・大学についての基本理念を示していない。

「高等教育の改革に関する基本構想」がこの試案のテーマであるにもかかわらず、高等教育とは何か、大学とは何か、それらは何のために必要であるか、さらに学問そのものの体系性と価値、学術研究のあり方についての見解を示すことなく、教育面だけを切りはなしその合理化をはかろうとする姿勢そのものが問題である。

大学教育の目標は、学生を高度の知的活動の世界に導き入れ、それによって人格の形成と専門の知識の修得とをはかることにある。高度の知的活動とは、内容程度の高さだけでなく、批判的精神をも意味している。このような教育をうけた人々の存在が、その専門的知識だけでなくさらに内面的な意味において社会の水準を向上させるのである。

専門的知識の点でも、科学技術の進歩の急激な現代では、現時点の知識の修得でなく、今後生まれる新しい知識を吸収し発展させる能力の獲得を高等教育の目標としなければならない。

さらに、この試案では、社会に対する批判者としての大学という観点がまったく欠如しており、大学は単に高度産業社会に役立つ人材の養成機関とされている。しかし、本来の人間性のあり方をたえず問い、それに基づいて社会を批判できる能力を養うことが、大学教育の重要な任務の一つである。

また、教育においては、個々の人間の特殊性が、エリートたることを約束された少数のグループとそうでないグループとに分類されることの根拠となり生涯の発展を規定されることをさける努力がつけねになされなければならない。このような点で、試案の基調は逆の方向をむいている。試案にいう「大衆化」と「高度化」とは決して対立する2条件でなく、教育と研究を分離せず、すべての国民に差別なく高度の研究教育の効果を与え、さらにそれに従事する道を開くことこそ大学改革の目標でなければならない。

(2) 教育の技術的修正、効率的遂行をもって、高等教育の改善としている。

この試案では、大量の大学生をいかに効率的に教育すればよいかという、まったくの機械的、技術的処理の姿勢が強く出ている。学問、教育は将来の社会を形成していくための重要な創造活動であることを考えると、この試案は、教育の場のもつ行政的側面に関する技術論を普遍化することによって次元の異なるものを律しようとする誤りをおかしている。「高等教育改革の基本構想」であるならば、現代社会の構造、自然と人間との基本的な関係など、もっとも原理的なものから出発して教育の意味を考えねばならず、生産技術的合理主義は一手段に過ぎない。この試案の基調をなす問題の理解態度こそ現代の教育における最大の問題点である。

- (3) 国民の要求、社会の要請の名のもとに産業界への寄与を重視し過ぎて
いる。

今日の、いわゆる高度成長を遂げている変動期の社会の中で、とくに
若者たちが、人間性を見失い深い苦悩をいだいている事実のあることを
忘れてはならない。また、人間の基本的自由が必ずしも確保されてい
ない中で、政治経済その他あらゆる圧力から自由を守る努力の重要性を見
落してはならない。人間性の確保と人間の自由をもとに養われる高い批
判力が尊ばれなければ、大学の教育と研究とは本来成立しがたい。試案
においては、この緊張をはらんだ社会との対応の面がはつきりでておら
ず、大学が今日の産業的社会に無批判に順応しないための歯止めはどこ
にも見出されない。大へん遺憾であり、危惧の念をいだかざるを得ない。

むしろ、試案の文中には、国民的合意、国民の要請、国民全体などの
言葉がしばしばあらわれるが、高度産業社会における部分的利益への奉
仕に大学を適応させることをもって国民・社会の要請にこたえることと
みなしている気配さえ感じられる。さらに、「複雑高度化する社会」、
「急激に変化する社会」などの表現にしても、これらの言葉の象徴する
社会のあり方に対する批判的精神と価値判断を欠き、もっぱらこれに適
応し得る人間の養成を高等教育機関の課題としている。「高等教育の大
衆化」にしても、産業社会の要請する多様な専門家の養成にむけて各種
大学を設置することへの伏線としている。

- (4) 学問・教育のあるべき姿に立たず、管理的発想に基づく研究・教育の
分離をめざしている。

この試案では、大学の学問・教育についての理念を欠くことから、教
育と研究とを安易に分離し、また研究教育と管理運営とを切りはなそう
という機械的な考え方が出ていられると思われる。大学は研究を行なうと
ともに学問内容を批判的に検討することを教えるものである以上、その教
育は創造的研究活動を背景にもつ教員によって行なわれなければならない

い。

(5) 学問の自由を保障する大学の自治を弱めようとしている。

試案は、大学の自治を弱め、国家の統制、管理を強化する方向を強く打ち出している。試案第1の3、4、5項において、「教育研究活動における自由な雰囲気保障」、「自主性」、「当事者の創意と努力の尊重」という大学における基本的な条件が、「効率的な管理運営」、「閉鎖性の打破」、「計画的援助・調整」という運営上の助けとなる副次的条件と等置されるか、むしろ後者に力点が置かれているという印象を受ける。

たとえば、大学自治を閉鎖的であるとして、学外者を加えた管理運営をすすめているが、「試案」の根底に、「学問の自由」や「批判的精神」に根ざす大学自治が、高度に発達した産業社会においては過去のものである、とする考えがある限り開かれた大学の名のもとに加えられる学外者は、国民のいかなる層を代表するであろうか。

理性と良心の批判にたえる研究教育を行なうための大学の自由は、これを尊重しなければならない。

(6) 立論の方法上の疑点がある。

「試案」第1の1～5項は、それぞれ前段と後段とが対立的にとらえられた構成となっており、後段はおおむね大学にこれまでなかった見解ないし実現しえなかった点の指摘となっていて、その内容だけを取りだすともつともなものが多い。しかし、実はこのような対立の帰趨が問題であり、むしろ後段に重点があるとの印象をうける。試案としては、どこまで、いずれを認めるかの方向を示して問うべきものであろう。

このように、対立的にとらえること自身に、問題がないわけではない。前節(5)にのべたように、教育研究における基本的条件と、副次的条件とを同列に置く考え方には反対せざるを得ない。試案は、大学の従来の欠陥の是正を急ぐあまり、大学の本来のあるべき姿を曲げるおそれが感じ

られる。

(7) 今までの文教政策への反省を欠いている。

試案には、現在の高等教育のおかれている貧困な状況の分析、文教政策の責任の指摘を欠いている。たとえば、現在までの我が国の行政では、予算も人員もなく大学院制度をつくったように、実が名に伴っていない。試案には、できるだけ予算を入れないで、制度だけ変えてすませようとする姿勢が見られる。

この試案は、戦前法規により教育機関を分類し固定化させたような誤りをおかす危険を伴う。さらに戦後教育基本法に基づき確立された国公立にわたる大学教育の理念を実現するために、現実に採られた不十分な文教施策の欠陥を検討し反省することなく、直ちに多様化の類型を提示することは、教育機構の真の改善につながるものではない。

- 中央教育審議会中間報告「高等教育の改革に関する基本構想試案」には、大学改革に関する重大な論点が数多くふくまれている。大学における研究と教育は、社会の発展、人間形成にかかわる根本的な問題の一つであり、その改革は慎重にとりあつかわれなければならない。にもかかわらず、「報告」を検討するじゅうぶんな時間的余裕もあたえられず、これにたいする見解をもとめられても、論点を深くほりさげることはできないし、また問題が重大なだけに軽々しく意見をのべることはできない。

このような重要な問題について、ただ形式的に大学側の意見をもとめ、これにより検討されたものとし、四月には正式の報告を作成し、答申されるということは好ましいことではない。政府においても、慎重に取扱われることを要望する。

大学の改革は、大学自体の手による自主的改革が中心となるべきである。各大学は、それぞれの歴史と特殊性をもっている。したがって、その改革にあたって、それぞれの事情を考慮しておこなわれるべきであり、画一

的であつてはならない。

京都大学は、すでに70年の歴史をもち、研究・教育においておおくの成果をあげ、特徴をもっている。さらにまた各学部もそれぞれ異なる歴史と特徴をもっていることはいうまでもない。それぞれの大学、学部の特殊性をふまえたうえで具体的な改革をおこなうものでなければ、真に改革の実をあげることはできない。

京都大学では、全学的には、大学問題検討委員会が設置され、大学改革についての検討がおこなわれている。また各学部においても、それぞれ具体的に改革の問題が検討され、すでにいくつかの問題については、各学部の実情におうじ改革が実施にうつされている。「報告」は「自主的な努力はじゅうぶん尊重されるべきである」とのべてはいるが、「制度的なわく組みを用意」しようとして、大学制度全般の画一的な改革をめざすものであり、ひいては大学の統制となり各大学の歴史と特徴を無視し、大学の自主性を否定する結果となっている。

大学の改革は、大学のもつ使命からいって、自主的にすすめられるべきものであつて、外部から干渉され、強制されるべきものであつてはならない。

「報告」を参考にすることにはやぶさかではないが、これに拘束されるものではない。

時間的制約があるので、以下いくつかの問題点の指摘にとどめる。(なお、以下の指摘は学部の若干の教官の個々の意見を取りまとめたものであることをおことわりしておく)

(1) 「報告」は、ただ「社会の複雑高度化」に適應することを優先し、「効率的な管理」を強調し、大学改革の問題を検討するうえでの前提である「大学とはいかにあるべきか」という歴史的認識、新しい大学の理念が欠除している。

大学の改革をすすめるためには、なによりもまず現在の社会の変化の原

因をあきらかにし、社会の進歩と改革のために必要な科学的批判精神を育成し、複雑な社会に適応しうる創造性をもった人間を育成することが必要であるが、「報告」には、このような見地がみられない。

(2) たんに現実の社会に順応することが、社会の発展と国民の期待に真に答えることはできない。真理探求の府としての大学は、「国民の要請」という名でよばれる政治的要請によってではなく、真理の要求にしたがい、科学・技術の基礎理論の研究と教育の場でなければならない。このため目の要求にのみ答える即効的研究や教育ではなく、学問体系上重要な基礎的研究や教育こそ重視されなければならない。

(3) 「報告」は、「大学教育の大衆化」と「学術研究の高度化」とをなにかに対抗する二条件のように考え、研究と教育との分離の方向で、大学の教育の改革を構想している。しかし、すべての国民大衆に差別なく高度の研究・教育の効果をあたえ、また、すすんでかれらを高度の研究・教育に従事させることこそ、大学の目標でなければならない。

(4) 「報告」は、従来の大学自治は閉鎖的であるとし、「管理運営体制の合理化」や「人事の閉鎖性」の打破を理由に、学外者を大学の管理運営に参加させることをすすめている。しかしながら、現在の大学自治にみられる「閉鎖性」は、(3)にのべたような意味において、大学の研究・教育を国民大衆にむかって開放すること、さらに大学の研究・教育を分担する全構成員が、固有の権利と責任をもち、なんらかの形で大学の管理運営に参加することができるようにすることによって、最終的に打破されるのであって、学外者を管理運営に参加させるような安易な方法を選ぶべきではない。

学問・研究の自由と大学の自主的な管理運営は不可分のものである。もとより学外者の批判には耳をかたむけるべきではあるが、研究・教育、大学の管理運営については、その担当者が責任をもつべきものである。

「報告」の指摘するように、学外者を管理運営に参加させるならば、研

究・教育、人事が一部の利益のために左右される危険をとまなう。

(5) 「報告」は、教育と研究の「機能的分離」という思想に立つて、教育の要素の多い大学から、研究の要素の高い大学にいたるまで、6種の大学教育の系列をつくろうとしている。このような大学教育制度は、国民のなかに、大学のなかに、さらにはまた大学の研究者・教育者のあいだに、差別と分断とをもちこみ、大学の研究・教育をささえる自由な社会的環境を破壊することになるであろう。

(6) 「報告」のいう「高等教育機関の目的・性格の多様化」は、一面的な能力主義教育を助長し、大学を、産業界の要求のみにおうじた再教育、速効的職業教育、知識と資格のきりうり、あるいはまた排他的なエリート教育の場とすることになる。

(7) 「報告」は、大学教育の専門化と総合化を理由に、一般教育課程を専門教育と職業教育に分離しようとしている。総合的・多面的な科学的知識と能力をもった人間の形成、世界観のきその形成を目的とした一般教育課程と、そのうえにはじめてなりたつ専門教育とを分離することは、大学教育のもつ意義と目的を否定し、部分的、一面的な知識と能力の形成ということになり、国民の真の要求とはますますかけはなれることになる。

以 上

- まえがきに記されているところでは、中教審の中間報告は試案であつて、大学改革にあたつては大学の自主性を尊重するが、社会の要請も強いから国民全体の立場から合理的かつ現実的な判断を積み重ねる必要があるという。これは当然のことであり、従つて大学側の意見をもとめられているのだと思う。しかし、实际的に両者の意見の調整をどのようにして進めて行くかが問題であつて、大学改革の最後の段階で、あるいは国家的統制が一方的に入つてきはしないかということを中間報告の全文を読んで感じざるを得ない。大学側、中教審或いは文部省側、国民各層の代表者の三者の意見を調整する適正な機関を設けて教育・研究に関する国家百年の計を設定す

ることが肝要であると考える。

また、中教審の中間報告については、われわれは意見を具申する以上、十分時間をかけて検討したいので、その都度ゆとりのある配慮をお願いする。

第1 高等教育改革の中心的な課題

1. 高等教育の大衆化と学術研究の高度化が、社会の要請という面から、あまりに強く打ち出されすぎているという印象を抱かざるを得ない。大学が社会の要請を受けとめて行くのは当然のことではあるが、大学が単に社会の要求のみに対応した場合、政治的あるいは権力的圧力から自由を守り抜いてきたわが国の大学の伝統あるいは今日の激変する社会のなかで人間性を見失いがちになっている若人に、人間というものを考えさせるためのよりどころとなるべき大学というものが見失われるのではないかということを危惧する。

このような若人に対する教育は従来の教養課程の充実だけで果されるものとは思わないが、如上の姿勢を大学が基本的にもちつづけることが肝要であると考える。

このことについて中教審の考え方を伺いたい。

第2 高等教育改革の基本構想

1. 6種別の高等教育機関の性格が残念ながら的確にとらえ得なかった。それは何故にこのように分けなければいけないのかという論拠が十分に示されていないことにもよる。

しかし高等教育機関の多様化に反対しているわけではない。むしろ現在の大学の格差の是正は特色ある大学の誕生によってできると考える。

第2の5 教員はもともと教育と研究の両面を念頭におくものであるが、實際上、両方の組織を区別して考えるとき、まず、研究所と、いわゆる学部のちがいを明確にしておく必要がある。すなわち第一線の研究は研究所に学問均斉を保持し、総合化体系、をはかるのは学部というように

使命の分化を明確にし、それに応じて予算、設備等も考慮されるべきである。そして両組織の人事の交流を全国的に行なうべきであろう。また老教官は教養あるいは基礎の課程に集中することなども考慮されるべきであろう。

教授、助教授、助手などの伝統的な職制は研究所においては不適當であつて研究員一本でよいと考える。

第2の6 大学院の修士博士課程をなぜ第2種と第5種に分けるのか、その論拠を明示されたい。

なお、共同利用研究所の場合、全国の研究者に開かれていることは共通しているが、共同研はそれぞれ目的が異なり、その母体となる学問分野や教育上の組織もさまざまである。従つて大学院に関しては、画一的に規制しない方がよいと思われる。

第2の7 中央集権的な管理が、各部局に存在すべき研究・教育の自由及び自主運営とどのように関係づけられるかを明確にされたい。

第2の8 人事交流は学外も含めて、大いに賛成である。任期制も教員自体の教育・研究の都合を考慮した上での流動性のあるものでなければ、施行しても困難が生じよう。

第2の9 (2)の特別法人の方を支持する。

第2の10 適當と判断された私大への国費援助は必要であるが、その弾力的な使用を認めるべきである。また、奨学金も国家によつて一方的管理をしないように配慮されたい。

第2の11 国民全体の立場に立つて立案される際に、大学側の意見が反映されるよう配慮されたい。

また、これまで重要な存在であつた日本學術會議について言及されていないのはなぜか。

第2の12 一部セクトによる寮の独占は問題であるが、寮の絶対数の不足に起因するところも大きい。

また、大学の所屬とせず一般にその地域の学生を収容する公社的なもの
にすることも一案と思われる。

- 案文が所員の手に実際にわたってから回答を提出するまで1週間たらず
という期間は、余りにも短く、十分な検討は不可能である。この様な状況
の下に不十分な舌たらずの回答を出すことは却って悔いと誤解を招くおそ
れさえあると思われる。従って各論的な点についての意見は留保し、総論
的な点についてのみ — それも限られた期間に気付いたままという条件付
きで、 — 2・3記すこととする。

- 1) 高等教育の必要性、理想の様な高等教育の基本に関する理念ぬきで、
現在の社会に旺盛している物づくりの考え方をそのまま人づくりの世界
へもちこんだのではないかとの印象をうけるのは果して間違った感覚で
あろうか。
- 2) 社会をいかに形成していくかを考えるところが大学であるはずと思わ
れるが、この試案では逆に大学をいかに社会状況に順応させるかという
面だけが強調されてはいないであろうか。実学のはかに虚学もあるとこ
ろが大学ではなかろうか。
- 3) 今日の大学の混乱は高等教育制度の不適切さだけに由来し、制度さえ
改善すれば救われることになるであろうか。

制度の運営に必要な最善、最大の努力は果して払われていたであろう
か。文教政策の貧困と制度の欠陥と果してどちらの罪が重かったであろ
うか。

殷鑑遠からず、インターン制度は必要であるにもかかわらず制度のみ
制定し財政的裏付けをしなかったため、大混乱を招いたことはつい最近
の事実である。制度の改善も必要であるが、文教政策に対する反省なし
に制度、組織のみ改めても、十分な効果はあがらないのではないかとい
う心配がある。

4) 現在の大学制度で最大の問題は、性格の異なる教養課程と専門課程を1つに括めたところにある。従って可能なら両者を分離した組織にすることを考えるべきで、それには、1方では高等学校、他方では大学院の制度とも関連させて考えるべきであり、従って高等学校以下の教育制度と切りはなして論じない方がいいのではないか。

○ 1月31日付庶法第6号をもってご照会のありました標記のことについては、大学問題全般にわたり、就中

- (1) 第2の1「高等教育機関の目的、性格の多様化」
- (2) 第2の5「教育組織と研究組織の機能的な分離」
- (3) 第2の7「高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化」
- (4) 第2の8「教員の人事、処遇の改善」

など大学存立の根幹にふれる重要な事項が含まれておるので、軽々にこれを推進することなく、充分慎重に取り扱われるように希望します。

○ 中央教育審議会第26特別委員会の高等教育に関する構想試案(中間報告)につき、当研究所では、慎重に各階層の意見を聴き、熱心に検討したが、論議を尽すための十分な時間がなかったので、中間報告の内容については、遺憾ながらまとまった具体的見解を回答することは差し控えたい。

しかしながら、中央教育審議会の姿勢には、従来から、今回の国民全般(大学をも含む)からの意見聴取の方法、態度をも含めて、極めて不満な点が多く、従って京都大学としての審議会への意見開陳(国大協を通ずる場合も含む)には極めて慎重な態度で臨まれることを希望する。

なおこの機会に、京都大学自らの手による改革をさらに速やかに推進し、いやしくもその自主性を、他からおびやかされない措置を講ぜられんことを強く要望する。

○ 本問題の如き高等教育の改革に関する重要な根本問題について、指定された日限内に早急に意見をとりまとめることは困難であり、手続的にも時間的余裕がなく、また無理をしてまととりまとめるべきでないを考える。

○ 標記のことについて御指定の期限までに回答をいたしますのは、無理がありますので内容にわたる回答はいたしません。

学部としての独自の意見はおって表明する所存であります。

○ 1月31日付の御照会の件につき、現在所員会議で討議しておりますが、中教審試案にもられている基本的な考え方、ならびに個々の構想に関して少なからぬ疑問や賛成し難い点がありますので、本研究所の意見を早急にとりまとめることはできません。

○ (その1)

与えられた短時日の間に、この大きな構想に対して深い検討を加え批評を述べることは不可能である。一読して、大綱として妥当であり、おおむね賛成であるとの声もあるが、しかし同時に、全面的に抽象的で具体性を欠き、従って曖昧で、時に何を意味するかを理解しがたい事項が多いことも事実である。その曖昧さの故に、これが実施のために法制化せられる時、その精神がゆがめられるのではないかとの危惧もまことに大きい。以下、これを読んで得た意見の二、三を摘記することとする。

大学の運営管理が、正しくない方向で強化されるのではないかとの危惧がある。管理については、まず「第1 高等教育改革の中心的な課題」の3、5等に触れられ、それが「第2 高等教育改革の基本構想」の7、9等において処理されている。第1の5においては、「国民全体の立場から計画性をもって調整」云々と述べているが、若し学問・研究の理念が明確にされていないならば、この「計画性」にせよ「調整」にせよ、それが何

を意味するかに疑念を挿まざるをえない。第2の7の「管理運営体制の合理化」においては、「学長・副学長を中心とする中枢的な管理機関」を考えているが、この機関は「教務・財務・人事・学生指導」などの事項を処理するものである。これは一般に学長の権限を著しく強化する方向にあると思われるが、特にその「人事」が教官の人事を含むものとすれば、そこには大きな問題がある。この中枢機関には、「学外の有識者を加える」（第2の7および9）ことが考えられている。しかし、教官の人事・選考は、厳に学問的な判断の上に立つべきで、専門外の学者や「学外の有識者」に委ねることはできない。また、このような中枢機関が設立されて、教授会に課せられている過度の負担が軽減されることは、歓迎せられるところであるが、しかし、この中枢機関を構成する人物（administrator）は、少なくとも教育行政の専門家であつて、単なる文部官僚であつてはならない。このような「教育行政の専門家」としてすぐれて傑出せる人は、現在では容易に得がたく、その構成する中枢機関が「指導性」を確立し（中間報告 P.13 3～4行）、かつ上記のような人事までがそれによつて管理されるとすれば、このような試案はなお十分慎重に検討されねばならないと思われる。上記のような「教育行政の専門家」としてのすぐれた administrator の育成は、なお将来に期待をもちうるのであるが、それにしても、教授会に代つて教官の人事選考まで行なうことが適當であるか否かに、問題は残る。さらに第2の9においては（P.14～15）、管理運営の二つの方式を提示するが、その第一案では右の「学外の有識者を加えた新しい管理機関」が「責任をもつて管理運営にあたり」、設置者との間の責任・権限などの関係を明確化することが述べられている。しかし、問題は、その責任や権限が如何様に明確化せられるかにあるのであつて、その内容はここではなんら触れられていない。その点では、むしろ第二案の「公的な性格をもつ特別な法人」の考え方が、より無難であり、現下の状況に沿うるものとなるであろう。

第2の1に提示された6種の教育機関(P.6-7.)についても、多くの疑問がいだかれる。これらの種別は、本文では「6種類とすることが望ましい」として、大学を6種のいずれかに格付けするかの如くであるに対して、説明では「それらを別々に設けるか、併設するかは、……別個に決めるべきこと」ともいって、判然としないものがある。従って、この6種は、現行の大学を分析して番号を附したに過ぎないとの酷評も出る所以であって、将来の大学のイメージは漠然としている。6種の中、第1ないし第4種は、主として卒業後の就職を考慮に入れて種別化せられたものの如く、学術研究は後の2種にのみ委ねられているかの如くである。しかし、現在の本学部などは、就職よりも学術的探求を最初から主眼とするものであって、そのような学問を修める大学は位置づけられていない。若しそれが第1種であるとすれば、そこに大学院修士課程レベルが考えられていないことは不可解である。却って「特定の専門的な職業に従事するため」の第2種の中に、「大学院修士課程の水準をめざす5年程度のもの」までが含まれている。その他には、第5種において一般社会人の再教育の場が考えられたり、画一的な修業年限を定めないこと、在学年数も一定にしないこと、学修の見込みのない者が在学の資格を失うようにすることなどが考えられていることは賛成である。

第2の2においては、一般教育の改善が述べられている。それは現在の教養部を廃止する方向にあると思われ、教養的・総合的視野は、各専門教育の課程において与えうると考えるものの如くである。しかし、果たしてそれが適切であり効果的であるか否かについては、高等学校の教育と専門学術の研究との間のギャップを的確に吟味する要があり、今ここに速断することを差し控えたい。外国語教育、殊に第二外国語や古典語学、ないし特殊な領域の特殊な言語の履修に関しては、われわれは特別の関心をいだくものであるが、それらについては「実地的な活用能力の育成」をめざすというのみである。また専門として外国語外国文学を学ぼうとするものに

についても、「別途考慮する」というのみで、それ以上の説明はない。

第2の5の教育組織と研究組織の分離も、理念的であって实际的でないとの感が深い。教育・研究の両機能の分離ということは、われわれもこれを組織としては考えた。しかし、本報告に見られるように(P11)、

「毎週の勤務時間を割振って……教員の特定の場所と時間における任務が、教育と研究のどちらにあるかが明確でなければならない」という如きは、实际的ではないと思われる。大学においては、研究と教育とは相即するものだからである。ただし、研究業績とともに、「教育者としての適格性」が重視されるべきことはもちろんであって、賛成である。もし両機能の分離が、研究に専念しうる特定の期間(Sabbatical yearの如き)をも準備しようとするのであれば、その具体案の提示が望まれる。

第2の8の教員の人事・処遇の改善については、おおむね賛成である。ただし、一方では「同じ学校の出身者を採用する場合の数を制限する」など、かなり具体的な提言がある半面、重要な案件については具体性に欠けている。すなわち、人物の交流ということは、現在最も喫緊の問題の一つであるが、本報告で考えられている交流は「学外の社会」との間のそれであるらしく、その交流を容易にするために「教員の給与および処遇を抜本的に改善する必要がある」と述べるのみである。このことはもちろん歓迎される場所であるが、人物の交流は、「学外の社会」とのそれよりも、まず大学相互間の交流が重要である。そのためには、現在の給与体制が「抜本的に」改められることにより、たとえば「特別進級」というようなものが大はばに認められ、すぐれた学者を地方の大学にも招聘しうるような道が開かれねばならない。それによって、大学の閉鎖性が打破せられるとともに、どの大学もが一律の学科目を提供している現状とは逆に、各大学がその特色を発揮しうることもなろう。本報告に「抜本的に改善」ということが、このようなことまで意味しているのかどうか、抽象的で判然としない。なおこれと関連して、交流は教員のそれに止まらず、学生もま

たなんらかの条件の下に他大学の授業を聴講し、それが自己所属の大学によってメリットとして認められるような道の開かれることが、考慮されて然るべきであろう。

教員の給与や研究費の基準の引上げは、上に述べた「特別進級」の実現なども含めて、まず改革せらるべき緊要事項である。かつて別の個所でも述べたことであるが、改革草案を実現するためには、当然十分な財政的な裏付けが前提されねばならない。わが国の文教予算、ことに大学予算の貧困さは、そもそも改革以前の問題なのであり、遠く新制大学発足の当時に遡る。研究費・教育施設・教職員の待遇・学生厚生施設等々、そのいずれをとってみても、今日世界各国における大学の実情に照らすまでもなく、それはまさに貧寒の一語につきるといってよい。根本的には、このことが問題なのである。本中間報告は、制度の改革を構想するものであつて、文教予算の貧困さを直接問題にするものではないが、若しこの問題が抜本的に改善されていたならば、かりに大学の制度が今のままであつたにしても、大学は今とは見違えるようなものになっていたであろう。

(その2)

- (1) 高等教育機関とくに大学は、社会における最高の研究機関であるとともに、最高の教育機関であつて、その研究、教育の成果は、将来の社会の進展に極めて大きな影響をもつものであります。大学の改革は、研究体制・教育体制・管理運営体制等の制度的問題をはじめ、研究・教育者の対社会的地位等各般の面においてなされるべきであることが一般に認識されており、京都大学においても昨年の6月以来、大学問題検討委員会が総長の諮問機関として発足し、各種の問題が根本的に検討されております。

大学問題は大学自体の問題であるとともに、国家、社会ひいては人類の運命にも重大なかかわりあいをもつだけに、その改革は慎重の上にも慎重を要します。しかるに今回、文部省は、上記中央教育審議会の試案について、極めて僅かな時間を限ってそれについての意見を求めて来ておりますが、このような僅かな時間では十分な検討は不可能であり、したがって、京都大学としての最終的な意見を今の段階で具申することはできないと考えます。文部省がこのような形で意見を求めたことそれ自身に対して深く遺憾の意を表せざるを得ません。

- (2) (1)に付言しましたように、京都大学では慎重に改革案を検討しておりますので、回答するにあたっては今後さらに意見を述べる積りであることを付け加えておくべきだと考えます。
- (3) 今回はしたがって、さし当り問題点ないし疑問点を指摘するにとどめます。

問題点

a) P 6にみえる「高等教育の種別化」について

第3種と第4種とは別として、第1種、第2種、第5種、第6種の種別化は、大学の格差を固定化し、そこにおける研究者、教育者、学生に必情的な差別感を抱かせ、大学間に無用の摩擦を起し、教育界を混乱におとし入れ、研究・教育の実を失わしめることは必定であります。大学の種別は、それぞれの大学がその実体によって自らきめるべきことで、制度によって固定すべきものではありません。

b) P 10にみえる「教育組織と研究組織の機能的な分離」について

大学本来のあり方は、研究と教育とが一体として遂行されるところにあります。現在ある大学附置研究所は次第に共同利用研究所の性格をもつべきであり、したがって、むしろ大学からは独立すべきものと考えられます。もし大学における研究・教育の機能的分離が行なわれたならば、教育者と被教育者の関係が稀薄化し、真の人間形成という教育の目的が失われる惧れが生じます。P 11にいわれる「組織間の教育の交流は、大学にまたがって行なわれる」ということは一面望ましい面をもっておりますが、それが行なわれる保障もなく、また行なわれれば上記の人間関係の断絶が起り、人間形成に必要な教員の教育責任が軽視されることになるでありましょう。

c) P 11にみえる「大学院のあり方」について

大学院制度の充実は多年要求されて来たことでありますが、大学院が現在の学部の上に存する以上、大学院の専任の教員をおき、学部の教員と区別することが如何にして可能でありましょうか。これは現在の大学院のあり方では不可能であると思われます。

d) P 12にみえる「管理体制の合理化」について

管理機関に学外の有識者を加えることを指示しているが、およそ大

学の管理運営は、研究・教育の目的を全うせしめるための管理運営でなければなりません。そして、研究・教育が正しく発展し遂行されるためには、その管理運営についても大学が外からの力にゆがめられず、自らの力で検討し努力することが必要であり、大学の自治が強く要求されるのもこのためであります。今、管理・運営が学外者の参加によって行なわれるならば、大学の自治は崩壊し、研究・教育の正常な発展は阻害されることになるであります。このことはP 13で教員の人事・処遇の改善について「教育の選考や業績評価については学外の専門家の参与を求め」とある点についても同様に考えられるであります。

以上要するに、今回だされた中央教育審議会第26特別委員会の中間報告には、大学の本質をゆがめる点や、日本における大学の教育を混乱におとし入れるものと考えられる点が含まれており、このままでは、到底賛成しがたいという他はありません。中央教育審議会に対しては、各大学の意見、学術会議の大学問題特別委員会の「大学問題についての中間報告草案」等を謙虚にうけとめ、より慎重に検討されることを強く要望すべきであります。

- 本試案は相当長期の見通しの下に立つた日本の高等教育のあり方の基本構想を示したものであるから、その見通しと改革方向について妥当かどうかを大局的にみた積極的・建設的な意見を期待すると、いささか批判封じを感じられる高飛車的な構えであるが、文中に一言も批判という言葉がないことと併せ考えるに試案作成者の性格も察知され、甚だ興味がある。卒直にいつて、高度に産業化された自由社会体制下の大学モデル理念としては至極常識的な英米型新構想大学を語っているにすぎないと思う。従って、以下常識的な意見しかのべられないのは残念である。

第1 高等教育改革の中心的な課題

1. 高等教育の大衆化と学術研究の高度化の要請

高等教育の大衆化を進学率の上昇という角度から考えるだけでなく、早く社会に出て、必要に応じて再教育が受けられるような体制の下に考えている点は、従来の考え方よりは一歩進んだものである。また、教育機関の目的・性格・内部組織において、教育と研究に関する要請

に応じた適当な役割の分担と機能の分化を必要としている点も、否定されるべきではない。本案が、単に教育と研究を二元的に分離していることに問題があるのではなく、教育と教育・研究の二元においてむしろ教育意識の方に焦点をかけているように見えすぎるところに問題がある。学生に対する「親代り政策」が批判されているときに、教育意識が過重にうけとられる傾向が案全般からくみとられるように思えるのは、高等教育と初等中等教育とを混同して教育概念を使用しているように思われ、研究内容を低格化するものであると考える。

2. 高等教育の内容に対する専門化と総合化の要請

ここに述べられたことは妥当の線であり、一般教育と専門教育との単純な積重ねの欠陥を指摘している点はいい。

3. 教育研究活動の特質とその効率的な管理の必要性

専門細分化による組織の複雑化、規模の巨大化の傾向を考え、組織・編成を合理化すると共に効率的な管理機能を確立して全体としてのまとまりを確保する必要を説くのは当然のことである。

4. 高等教育機関の自主性の確保とその閉鎖性の排除の必要性

大学が社会から遊離してその社会的な使命を充分に果たさなくなったり、閉鎖的な独善に陥る傾向をいましめているのはよい。大学が開かれた存在であって悪いことは決してないが、開かれた大学を強調する余り、従来の大学の閉鎖性が陥った独善性とは全く逆に、学外者の刺激過剰による大学の自主性の消滅にならないよう大学の明確な意志決定の実行を保障する機構が確立されねばならないだろう。案全体を通じて、批判ということに全然考慮がなされていないことを考えるとき、私たちはいささかの不満を感じる。大学が無批判の場と化したら、もはやそれは大学の名に値しないだろうし、そんな大学しかない国家は哀れである。

5. 高等教育機関の自発性の尊重と国全体としての計画的な援助・調整の必要性

高等教育機関の整備充実を進める場合、当事者の自発的な創意と努力が尊重され生かされるような制度的配慮とともに、国民全体の立場から計画性をもって調整と援助を行なうことが必要であるという本案

の趣旨は別に異とするに当たらないが、国民全体の立場というものを明確にする必要がある。誰が国民全体の立場というものを規定するのか、財界の有力者や議会の多数党の意向のみを指すものではあるまい。国家・社会・自主の三つは、従来あいまいに使われていかに国民大衆が迷惑をうけてきたことか。「高等教育について一方で自由な活動と競争を認めながら、他方では国民全体の立場に立った合理的な計画に基づいて、望ましい方向へ誘導し助成する国の役割をはっきりさせる必要がある」と試案がいつているだけに、「国民全体の立場」の明確な規定を要請したい。

第2 高等教育改革の基本構想

1. 高等教育機関の目的・性格の多様化

ここで高等教育機関の6種分類がなされていることは別に誤っていない。ただ、高専・短大級の学校を高等教育の枠にいれるか、中等教育制度の上限にいれるかについてはいろいろ意見があるだろうが、この2種の学校は中等教育制度の中にいれるべきものとする。高等教育機関を六つにも種別化することは煩雑にすぎよう。これら6種別のものを、教育機関と教育研究機関の二つに分けること、即ち高専・短大・いわゆる「教養大学」を教育機関、いわゆる「専門大学」・「研究大学」・博士課程に相当するものを教育研究機関とすることは少し念がいりすぎているのではないだろうか。本案にいう教育機関に当るものは、専門教育という一つの段階をつくるか、中等教育の上限拡大の方向によるかして、高等教育の枠から外したらいと思う。

2. 教育課程の改善の方向

3. 教育方法の改善の方向

4. 高等教育の開放と資格認定制度の必要

以上の三項目については別にいうところはない。

5. 教育組織と研究組織の機能的な分類

この分類は、却って教育の機能、研究の機能を相互に低下させることになりはしないか。また、教育組織を研究組織の下位におくことになり、教育軽視の風を生じ、本案の根本趣旨である、大学を教育の場として重視しようとする考え方と矛盾することになりはしないだろうか。何と云っても大学は研究の施設であることが重視される機関である。大学教師は研究業績の上にその教育機能が基礎づけられねばならない。いかに教育指導が巧みでも研究業績に欠くところがあれば大学の教師としては務まらないのである。このことは大学の現場に立つ教師には充分理解されていることである。研究業績のない大学教師に学生はつかないのである。

6. 大学院のあり方

これはもっと別個に詳しく論ぜられるべきもので、本案の程度のふれ方ではお粗末にすぎはしないか。

7. 高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化

いわゆる、新構想大学の根幹となるものであるが、「教育機関としてまとまった活動を行なうのに適した規模のものとすべきである」といいきっていいものかどうか。在来の大学と新型大学とを共存させている。英国や西独の場合の効果をもう暫くみてからその良し悪しを判断してよいだろう。

学生参加についても、学生の声を積極的に取り入れることが大切であるというだけでいいものかどうか。

いちばん問題となるのは、財務・人事・監査などに関する機関に学外の有識者を加えることが、大学の内部的な衰退を防止するためにも必要であるとする発言であるが、学外の有識者の選択の範囲とその可能の限界をはっきりさせることが先決問題である。これは単に理念だけで解決する問題ではない。

8. 教員の人事・処遇の改善

これも重要な事項である。人事の閉鎖性から教育・研究活動の停滞が生じることを防止するための教員の選考や業績評価については、学外の専門家の参上を求め、同じ地位の場合にはその任期の限度を設け、同じ学校の出身者を採用する場合の数を制限するなど人事の取り扱いに特別の工夫を要するとする点、考え方としては否定されるべきではないが、人事にタッチする学外の専門家をいかなるものより選ぶかが具体的に決定されねば、価値的判断は下し得ない。先ずその内容を明示すべきである。

9. 国・公立大学の設置形態に関する問題の解決の方向

大学が真に自律性と自己責任をもって運営されるための改革方向として二つの方向、すなわち、大学の管理運営の責任体制を確立すると共に設置者との関係を明確化するために大学管理組織に抜本的改善を加えることと、一定額の公費の援助を受けて自主的に運営しそれに伴う責任を直接に負担する公的性格をもつ特別な法人とすることを試案は挙げているが、いずれも重要な問題である。案文では単に方向を示すにとどまり、真剣な理論的展開なきは遺憾である。学外の有識者を加える新しい大学管理機関の設置など、もっと具体的なプランにつき千萬言を費さなければ軽々しく是非の判断のできない重要事項である。「今後詳しく検討する必要がある」の発言だけでは不親切である。もっと本気の立案がなさるべきだったろう。具体的な資料は充分ある筈である。本項のような重点事項はすべてもっと詳しく、その具体的な内容と論理を、それこそ全国民のために提供することが必要である。日本の大学の形態を全く変え、大学自治の概念に重大な変更を加える事項だけに、国民にたたかれる十分な資料を示すだけの謙虚さを持つべきであらう。

10.～13.

以上の四項については常識的に妥当のことで別にいうべきことはない。

- 本学部教授会において種々検討を加えておりましたが、個々の教官において見解の相違も避けられませんので、以下の意見は教授会の大よその意向を反映させるよう、学部長の責任においてとりまとめたものであることをお断わりしておきます。

記

- I 社会が複雑化し高度化するにつれ、それに応じて研究教育の制度も何らかの対応を必要とすることは否定できない。それにつれて大学のあり方も変化するべきものである。この報告がこのような視点にたつて問題を提示している点は意味あるものと認める。

しかしそのためには、そのよって来たるゆえんを深く究めその上に立って改革の方向を探ることが必要である。その点でこの報告は上述のような視点にたつて深く究明しつくしたかどうか疑問をもつ点が多い。やや現象的な原因把握にたつて対応を論じているうらみがみえる。

さらに、この報告はいわゆる大学紛争の問題の根本的解決には大学改革という制度的問題の解決も必要であるとの問題の関連性を指摘しているが、この報告の内容には、このような意味で有効なものと思えないものも含んでいることを注意しておきたい。

いずれにしても、原因においても対応においても複雑な改革の問題について、短時間の検討によつて意見を述べることは至難であり、また、個々の点について論ずることも無理があるので、ここにはごく巨視的な問題性指摘にとどめざるをえない。

- II この報告は大学の閉鎖性を取り上げ、社会に向つて開かれた大学とすべきであるとの主張を基調の一つとしている。しかし、そのため社会への貢献、社会の要請にこたえることを重要事としているが、その結果無

批判的現象的に社会の要請に即応することに急であつて、大学の本来の使命役割に沿いけないおそれがある。というのは、大学は社会と一定の距離をおき社会に対して批判的創造的な役割を果たすことを本来の使命とすべきもので、そのことによって真に公共的実用的要請にもこたえることができるものであるからである。この点を看過すべきではない。

Ⅲ このことは、教育内容として提示されている問題点にもみられる。諸種の型の大学の提案も、このような批判性創造性を介する研究能力の修得それ自体の価値を認めるよりは、むしろ直接に職業に役立つ実用性を得るための職業能力の修得を目的とするかにみえるものがある。

報告書に総合教育一般教育なる表現がみられるが、前後を総合して理解するときには職業能力修得に必要な総合教育一般教養を考えているようである。総合教育一般教養の必要性はそのような次元で把握すべきでなく上述の大学の使命にてらして考えるべきである。

Ⅳ さらに大学管理機構に対する第三者の干与も、社会の要請に対する上述のような対応の一環として考えるのであれば、結果としては大学本来の使命を果たすことを妨げるような形で干与に終るかも知れない。第三者の干与そのことを抽象的に捉えて開放性の現われであると即断することは危険である。

Ⅴ また、大学管理機構に対する諸提案も管理そのものの効率化という側面からのみ合理化を試みることになるおそれがある。大学には上述のとき使命にてらし、それに適応するため企業ないし通常の行政庁にみられるような効率化合理化のみに頼ることはできない特殊性のあることを忘れてはならない。その複雑さはときには管理機構の不明確さ不合理さとして映ることがあろうが、根気よい自主的努力と慣行的積み重ねを重視すべきである。この点を忘れて合理化をはかると、第三者の干与と相まって大学の使命達成に重大な支障を来すであろう。

Ⅵ なお、研究と教育の分離という主張もみられるが、そのことは一面ではこの管理能力の増強のためとみられる。しかし、大学の教育は真の意味の研究をなすことを通じてのみなしうるものであり、また大学の研究は教育を通じてのみなしうるという、不可分離性が両者の間にはみられるものである。この報告書は全体として両者の分離に立ち、その結果大学を専ら研究とは分離された教育の場として捉えている傾向がみられるのは遺憾である。

- 中教審の中間報告につきましては教授会にて協議の結果、下記理由により本学部としては、今時意見を見合わせるようになりましたので御報告いたします。

記

理 由

1. 試案まえがき後述中「医学教育のあり方は、その問題の特殊性にかんがみ、別途の検討課題としたい」旨記述され、医学に関しては試案がないこと。
2. このような重要な問題にもかかわらず十分に検討する期間がないこと。

- 現在各大学において、自主的な改革が進められつつあるので、その成り行きについて十分の関心を持って案の中へ折り込んでいく必要がある。

なお、本研究所としては、この中間答申に共同利用研究所に関する本格的な考慮が払われていないのは、大学および日本の学術研究の上にきわめて遺憾であり、積極的に共同利用研究所の構想を包含せしむべきであろう。

- 本研究集会は2月23日、中央教育審議会の中間報告「高等教育の改革に関する基本構想試案」について討議いたしました。この討議の中で多く

の教官から以下にのべるような重要な問題点が指摘されましたので、大学当局としては性急に結論を出されることなく、広く大学内諸階層の意見をきき、あくまで大学本来の自主的な立場を堅持しつつ、この問題に慎重に対処されますよう要望いたします。

- (1) 大学を種別化する構想は、多様化した社会の要請に応ずる効率的な教育という名の下に大学間の格差を助長し、国民の中に差別を拡大することによって、教育の機会均等という新制総合大学の理念を破壊する危険を含んでいる。
- (2) 従来的一般教育を専門教育の中に統合しようとする発想と、教養的大学、職業専門を目的とする大学を分離する構想は、広い視野と批判的観点の育成をめざす教養課程の積極的意義を解消し、専ら現在の高度産業社会に順応する人間の養成のみをめざすものと受けとらざるを得ない。
- (3) 教育・研究と管理・運営の分離は、大学運営の効率化の名の下に、管理組織を強化し、国家による大学の統制に道をひらくものであり、大学の自主的・民主的運営と大学の自治を危くするおそれがある。また、研究と教育の分離は創造的研究を通じての教育という大学本来の教育理念をそこなう危険がある。
- (4) 高度産業社会に役立たせる観点から大学の種別化、教育・研究の能率化をはかり、大学の自治を「閉鎖的」であるとして、「学外者」の管理・運営への参加を打出していることは「学問の自由」と「批判的・創造的精神」にもとづく大学のあり方を否定して、専ら産業界の人づくり政策に大学を奉仕させる方向であると考えざるを得ない。
- (5) 現在、高等教育機関が当面している多くの困難は戦後政府の文教政策の貧困によってこそもたらされたものであり、制度をかえることによって改善される種類のものではない。このことに対する政府の責任の指摘が今回の試案の中には全く欠けている。

京 都 教 育 大 学

1. この基本構想は、複雑高度化する社会に生きる国民が、能力の再開発を求めているということを前提としているところが問題である。このような社会自体に対する批判的意見を無視して、一方的にそれが国民の要求であると決めてかかるべきではない。
2. 大学が社会から遊離しているから、今後は開かれた大学が必要であるとしても、それがいかなる社会であり、何に対して開かれた大学であるかが問題である。従来の中教審の考えかたとあわせて見ても、産業経済界の要求に対応することに重点がおかれるおそれがある。
3. 大学は社会や公権力に安易に適應する人間をつくるのではなく、独立性を保ってこれらに対する批判的能力を養う機能を持つべきであり、このような役割こそが、人類の進歩に貢献するものと思われる。
4. 教育と研究を組織の上で分離することは、教育が知識の伝達に偏し、学生の創造的活動能力を軽視することになり、真に大学の機能を果すものとはいえない。したがって、研究的機能の大部分を大学院や研究所に持たすという考えかたは適當ではない。
5. 大学の研究、教育と分離した形ちにおいて管理機関を強化したり、そこに学外者を加えたりするということは、学問の自由や大学の自主性をそこなうおそれがある。

京 都 工 芸 繊 維 大 学

第 1 高等教育改革の中心的な課題

1. (高等教育の大衆化と学術研究の高度化の要請) および
2. (高等教育の内容に対する専門化と総合化の要請) について

この答申の構想は、高等教育の大衆化、専門化、高度化等の社会的要請にこたえることを急ぐあまり、現実の社会をそのままにして、これに高等教育をあわせようとする形でたてられているぎらいがあり、高等教育の創造的批判性を育てる重要な面が忘れられている。

また、高等教育の高度化、専門化が高等教育機関の責任であるとしても、総合化は教育をうけたものがその内から創造するものであろう。

3. (教育、研究活動の特質とその効率的な管理の必要性)について

大学においては、教育、研究活動における当事者の自発性と創意が尊重されるような組織が必要であって、ことさらに効率的な管理機能の確立や全体としてのまとまりを強調する必要はない。

4. (高等教育機関の自主性の確保とその閉鎖性の排除の必要性)について

大学の閉鎖的独善性は、公平な学問的競争を妨害している人事の停滞と現存する大学間の設備、研究費などの格差から生じているのであるから制度上のくふうは、この格差をなくすことに重点をおかねばならない。

5. (高等教育機関の自発性の尊重と国全体としての計画的な援助、調整の必要性)について

高等教育機関の自主的努力は尊重されなければならないとしながら、国民全体の立場から調整を強調されているが、個々の大学の自主的努力の尊重と国民全体の立場からの調整機能は、あくまで真理の探究という大学の本質と、人間性尊重の基盤に立つべきであって、いやしくも国家の政治や経済の支配を受けるべきでなく、教育の政治からの独立が原則として認められることが必要である。

第2 高等教育改革の基本構想

1. (高等教育機関の目的、性格の多様化)について

現在ある大学を6種類に区分することは、その内容も判然としないし、無理に種類わけすることにより、その位置付けが固定化され、新たな格差が生ずることになり、ある種の大学では種々の条件から教育、研究の効果

の低下、学生の勉学意欲、希望を阻害する恐れが考えられるから、分類するとすれば、各教育機関を固定することなく、向上発展し得るよう配慮が望ましく、また教育施設、設備、研究条件等の教育、研究上に格差が生じるようなものであってはならない。

社会人の再教育が配慮されていることは結構であるが、細分化の進んだ現状で第5種の教育機関のみで満足に行なえるであろうか。

2. (教育課程の改善の方向)について

一般教育については、専門教育との形式的区分を廃止し、これが専門教育との補完関係にあることを認識し、総合的な教育課程を考えようとした点はよいが、一方基礎教育科目の設定から一般教育の圧縮にならないよう十分の配慮が必要であり、また外国語教育が単に実用的能力を目的として行なわれるべきものとする考えには賛成できない。

大学の目的が創造的精神の育成にありとするならば外国語教育も創造的精神の基盤となり得るよう配慮されるべきである。

4. (教育方法の改善の方向)について

放送、VTR等の利用の方法は功罪なかばすると考えられ慎重に検討を重ねることが必要である。

5. (教育組織と研究組織の機能的な分類)について

大学の教育は、教官の研究を通じての教育が中心をなしており、教育と研究との組織を分離することは好ましくない。

一般に教育と研究が現状では両立させることが不可能に近く、両者を徹底させることが困難であるとの見方をしているが、真の高等教育では、教育と研究は不可分であり、十分な予算をもって教育、研究の環境を整備し、これらの管理運営の体制を改善すれば両立させることは可能であると考えられる。

6. (大学院のあり方)について

大学院は、資格のそなわった大学には設置する方向に向うのが格差是正に

もよく、これは別途考慮すべきで、試案のような一義的な分類には賛成しがたい。

9. (国、公立大学の設置形態に関する問題の解決の方向)について
公的法人の性格があいまいである。
10. (国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善)について
受益者として負担すべき授業料の限度額について具体的な検討が必要である。
12. (学生の生活環境の改善充実)について
学寮の本来の目的が生かされていないとすれば、それは従来生活環境の整備が十分でなかった点に起因することが大きいと考えられる。
13. (大学入学者選抜制度の改善の方向)について
テストの正確な標準化を検討することが必要であろう。

大 阪 大 学

○ 大阪大学改革推進委員会

” 改革準備調査委員会

はしがき

標記試案につき、大阪大学の大学改革推進委員会および大学改革準備調査委員会において審議したところ、下記の問題点につき、さらに検討を加える必要があるとの結論に達したので、ここに報告する。ただし本文は、大学人、特に大阪大学のような大学の教官の立場で検討を加えた結果の報告である。

第1 高等教育改革の中心的な課題

序章の最後に、「これまでの高等教育に対する考え方やその制度的な枠組が、高等教育の普及と社会の複雑高度化に伴って、次のような複合した要素

を含んだ要請に適切に対応できなくなったため、これに対する新しい解決策を見つけることがこの基本構想の中心的な課題であると考え」と書かれている。しかしながら、戦後わが国に文教政策と称すべきものが存在していたのであるか、あるいは、「これまでの高等教育に対する考え方やその制度的な枠組が」、近時の社会の要請に適切に対応できなくなる以前から、すでにその考え方や枠組に問題があったのではないか、という点につき無反省であってはならないと考えられる。たとえば、大学における一般教育科目の必修科目数・単位数を政令によって固定化し、旧制高校を大学に吸収して教養部の設置を必然的ならしめ、すべての大学を一律化する文教政策の実施されたこと、大学設置について一定の基準が設けられたとはいえ、実際上は大学の名に値しない大学が乱立するままに放置されたことなどについて、深い反省が必要であり、その反省の上に立って論議を進めるべきであろう。

1. 高等教育の大衆化と学術研究の高度化の要請

本節の末尾にある「教育機関の目的・性格でも、またその内部組織でも、教育と研究に関する要請に応じた適当な役割の分担と機能の分化が必要となる」という意見に対しては、賛成しがたい、なぜならば、大学においては教育と研究とは不可分のものであるから、教育を目的とする大学と教育・研究を目的とする大学とを区分したり、あるいは同一の大学内において、教養部は教育を、附置研究所は研究を、学部・大学院は教育・研究を目的とするというように、区別することに対して反対せざるを得ない。

2. 高等教育の内容に対する専門化と総合化の要請

「本人の将来の社会的な進路を中心として総合された専門的な教養が重視されなければならない」とし、「多様な進路に応じた新しい教育課程を設計することが、これからの重要な課題である」と書かれている。しかし職業生活を想定したり、あるいは職業生活への必要性のみを考えて教育課程を編成することは、好ましいことではなく、やゝもすると近視眼的になる欠陥を伴う。また将来の進路に学習を続けている間に本人がみずからの適性と才能に応じ

て選択すべきであろう。

3. 教育・研究活動の特質とその効率的な管理の必要性

この試案は「教育」を対象とするものではあるが、研究の特質とか研究機関としての大学につき、別途検討を加えるようこゝで希望しておきたい。

「規模の巨大化」については後に意見を述べる。

4. 高等教育機関の自主性の確保とその閉鎖性の排除の必要性

大学の自主性の確保ならびに自発性の尊重と国家権力の関与あるいは学外の意見の吸収とを、いかにして矛盾なく調和させるかが、もっとも重要な問題であるが、この点についての適切な具体的方法の提示が本試案でなされていないのは残念である。

5. 高等教育機関の自発性の尊重と国全体としての計画的な援助・調整の必要性

「国民全体の立場から必要な高等教育機関が計画的に設置拡充される」ことが必要であり、また「国民全体の立場に立った合理的な計画に基づいて望ましい方向へ誘導し、助成する国の役割をはっきりさせる必要がある」という部分に問題があると考えられる。すなわち「国」とは時の政府もしくは国会をさし、「国民全体の立場」に立って判断を下すのはその「国」にはかならないと思われるが、「国」が正しく大学を理解し、遠い将来を見通して誤りのない計画を樹立し、大学人の「自発的な創意」をかき立てることが果して容易であろうか、理想的には、教育管理機関は立法・行政機関から独立すべきであると考えられる。

第2 高等教育改革の基本構想

1. 高等教育機関の目的・性格の多様化

6種の高等教育機関のうち、第1、3、4種は教育機関であるとされているので、これらでは研究の軽視されるおそれがある。しかし高等教育機関においては、研究に質的な差はあっても、教育と研究とは不可分であると考えられる。また上記3種の機関と第2、5、6種の教育研究機関との間で、教

員の交流が阻害される弊害も生ずる。

博士課程をもつ総合大学では、現状から見て、第1、2、5、6種の機関が併設されることになると考えられるが、第1種と第2、5、6種とが同一の大学内に混在することについては、すでに述べたような理由で賛成しがたい。また第5種あるいは第6種のための機関を設置することにも、われわれは反対である。したがって、高等教育機関を6種に分類する必要性は認められるが、しかし現在博士課程をもつ総合大学に対しては、上記第1、2、5、6種の機関を併設することとし、かつそれらの機関を本試案に示されたように厳密に区分しないで融通性を持たせ、各大学がそれぞれの自主的判断によって特色を発揮しうるようにすべきであると思われる。

2. 教育課程の改善の方向

この項の全般を通じて、一般教育を専門教育の中に吸収して職業教育を重視し、社会に出てすぐ役に立つ人物の養成を教育の目的とする思想がうかがわれるのは残念である。また「外国語教育は、主として、実際的な活用能力の養成をめざすものと」する点については、語学教官の間に強い反対の意向がある。

3. 教育方法の改善の方向

現在のところ「高等教育の拡大に応じて優秀な教員を大量に確保することは不可能に近い」であろう。しかし、高等教育の拡大のためには、多数の優秀な教員が必要であり、それを養成する努力を怠ってはならない。なぜならば、「教育工学的な方法を積極的に活用」することには賛成であるが、しかしそれは万能なものではなく、やはり多人数でない学生を対象として授業を行なうのが、教育上もっとも効果的だからである。

教育工学的な方法を活用するにしても、十分な設備と準備とが必要であり、放送、VTR等を備えただけで事足るものではない。また、高等教育においては講義、演習もさることながら、学生が自ら学ぶことが重要な教育課程である。図書館や自習室の整備充実は単に講義や演習の補助手段としてではな

く、それ自身重要な教育方法として考慮されるべきである。

このような教育方法の改善を行なうには、相当の財政的裏づけが必要である。それについて触れられていないのは残念である。後述の国の財政的援助等の項目についても、その効率を主として取り上げ、国として現在の教育への投資の額について反省ないし考慮がなされていないのは残念である。

授業展開の方法とその効果についての専門家を確保することについては、それがほとんど不可能な専門分野も多いと思われる。したがって一般的になしうるのは、教員が相互に教育の内容・方法を紹介しあい、討論する方法であらう。

ただし授業の効果についての専門家というものが、学生のレスポンスを調査し、教員に助言する人を意味するのであれば、この限りでない。

4. 高等教育の開放と資格認定制度の必要

「高等教育は、広く国民一般に対して開放される必要がある」と思われる。しかし再教育を受けようとする者の知識・能力をいかにして判定するかが問題となるはずであり、従来のごとく入学試験によるのも一法ではあるが、入学の門戸は広くし、単位の取得ないしは卒業の認定を厳格にする方法も考えられる。しかし、これによる場合には、教育施設の拡充を必要とし、教員の負担が過重になるおそれがある。

5. 教育組織と研究組織の機能的な分離

「教育と研究の両者を重要な使命とする高等教育機関では、教育上の組織と研究上の組織とを区別」することには賛成であって、大阪大学でも教育組織のほかに研究組織を別途あらたに編成するのが好ましいと考えている。

6. 大学院のあり方

「第6種の高等教育機関（大学院）は、博士の学位を得ようとする者の研究修練のための指導・管理組織」であるとのみ規定するのは片手落ちである。第6種の高等教育機関は、同時に研究そのものを行なう機関であり、またそうした機能の方がむしろ重要であると考えられる。

7. 高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化

この項の前半では、多数の高等教育機関がいたずらに巨大化することを戒めていると考えられるが、総合大学がその機能を十分に果たすためには、ある程度の規模の大きさが必要である。また従来の総合大学の存在意義を過小評価したり、それを縮小するようなことがあってはならない。

高等教育機関が閉鎖的になり独善的になる危険性を避けるため、学外の意見や批判がとり入れられる方法を講じることには賛成であるが、それが「適当な機関に学外の有識者を加える」形で達成されるかどうかには疑問がある。とくに学外の有識者の選び方、参加の形式と参加すべき機関については問題が多い。たとえば産業界の意見はしばしば近視眼的であって、そのまま採用するのは好ましくない場合が多いのである。

8. 教員の人事・処遇の改善

「学外の専門家の参与を求め」る場合、その具体的な形式が明らかでない点が問題であり、「学外の専門家の参与」によって、不当な人事干渉の行なわれない保障も必要となる。また「業績評価」は一般に至難なことであり、「学外の専門家の参与」によって、果して正しい評価がなされるか疑問が残る。

9. 国・公立大学の設置形態に関する問題の解決の方向

(1)、(2)の方法ともに重大な欠点があると思われるので、これらについては、さらに検討のうえいずれが適当であるかを判断する必要がある。すなわち「新しい管理機関」に「学外の有識者を加え」る場合、設置者の意向を受けた者が管理機関に加わると思われるので、大学の自主性のそこなわれるおそれがある。(2)の大学を「特別な法人」とする案では、「特別な法人」が何であるか明らかでないが、国・公立の大学は、公費の援助をほとんど全面的に受ける必要があるので、自己の財源を相当に持つ私立大学より、設置者による大学への干渉が著しくなるおそれがある。

10. 国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善

「私立学校がしだいに大幅な公費の援助を受けるにしたがってその公共性を高めるため必要ななんらかの措置をあわせ考える必要がある」として、私立大学の性格を国・公立大学に近づけようとするとともに、私立大学への助成金交付の方式を、国・公立の高等教育機関に対する財源交付についても準用することを検討する必要がある」と述べている。かように私立と国・公立の高等教育機関を原則的に同一に取扱おうとする意図がどこにあるのか、これら兩種の機関の差が最終的にはいかなるものであると予想しているのか、疑問である。

11. 高等教育の整備充実に関する国の計画的な調整

高等教育に関する国としての長期計画をたてるために、「国民全体の立場に立ってそのような計画を立案し、その実現を推進する公的な新しい体制を確立」する必要があると書かれているが、「国民全体の立場に」立つ人々をいかにして選ぶかが問題である。したがって、大学の管理ないしは計画に関しては、大学人が国民の声に耳を傾け、自主的に「国民全体の立場」に立って事を処すようにすべきである。

12. 学生の生活環境の改善充実

趣旨に賛成で、格別の意見はない

13. 大学入学者選抜制度の改善の方向

提案されている(1)(2)(3)のほかに、(4)として国民全体の大学観の是正と各地方の中心的な大学の充実とを付け加えるべきであると思われる。

結 語

本試案の根底には、現在の大学人に対する抜きがい不信がひそんでおり、いっぼう大学人も文部省その他に対して日ごろから不信の念をいだいている。また、最近の大学紛争を通じて得られた大学改革への理念にしても、本試案からうかがわれるものと、大学人のいただくものとの間には大きな断層が認められる。したがって、文部省その他と大学とが胸襟を開いて話し合い、こうした不信感あるいは断層を除去することが、もっとも緊要であると考えられる。

大阪教育大学

大阪教育大学においては、昭和45年1月12日公表された中央教育審議会第26特別委員会の「高等教育の改革に関する基本構想試案」について、各学科・研究室・代議員会で検討を加えてきた。

いうまでもなく、試案は中間報告であつて、叙述も抽象的であり、そこには広範にして多様な解釈がなりたち、なおかつ今後の展開にまたねば真意を解し得ない点も多く含んでいる。したがつて、このたびの検討においては、各種の意見を大学の統一見解としてまとめることを保留し、検討の過程において提出された問題点を抜きだしうるように整理した。

中教審ならびに関係機関が、これらの諸意見に積極的に留意されるよう切望してやまない。

I 現状における大学改革の基本的立場について

現在、日本の各大学において、いろいろ改革への努力が進められている。大阪教育大学でも、昭和44年10月末、紛争が一段落した時点において改革委員会を発足させ、大学改革の理念・計画を検討しつつある。

たしかに、試案でも、「その自主的努力はじゅうぶん尊重されるべきである」と、各大学の改革への自覚・熱意・努力を肯定している。

しかしながら、この試案では、「国民全体の立場から合理的かつ現実的な判断をつみかさねる必要がある」に基本的立場が求められているように考えられる。この点に関し、われわれは、各大学で進められている改革への努力と中教審の教育体系の改革とが、いかなる関係において、真に国民的要請にこたえ大学改革を推進しうるかに疑義を感じている。

さらに、現時点において、われわれ教育系大学の改革意見の開陳は、「教員養成制度などの問題は初等・中等教育に関する問題を担当する第25特別委員会の審議と足並みそろえて今後検討を進めたい」という保留事項と関連してくる。この点に関する推測もできかねるという特殊な問題を、

われわれはかかえている。

このような基本的制約を感じながら、中教審の基本的態度、われわれ大学自体の行なう改革の理念との関係について、以下のような批判もしくは積極的提案を含むいくつかの意見を取りあげた。

- (1) 各大学における大学改革の検討が十分消化してとり入れられているとは考えられない。むしろ各大学の改革への努力が具体性をもたないうちに、「国民全体」あるいは「社会」の立場という表現（「社会の要請」「国民の要請」ということばは不明確である）のもとに一定の「枠」をはめていくという性格が濃く、「権力的」介入の感をまぬがれない。
- (2) 中央教育審議会自体が各界各層の意見を反映する中立的機関として「国民全体」の立場に立っているかどうかをまず問われなければならない。
- (3) 国家と大学・変化する社会と大学との関係を、現状肯定の上に立つての便宜主義的適合主義的に取り扱おうとする色彩が濃い。
もし、国家百年の大計に立つての改革を意図すれば、社会的・文化的な現実的命題への対決のうちに、公正・中立的で、かつ大局的な見地から、大学の理念を樹立し、改革の具体方策をうち出すべきである。
- (4) 教員養成を大学において行なうという基盤に立つわれわれにおいては、教員養成制度が本試案から切りはなれていることに多大の危惧を感じる。
早急に第25特別委員会の中間報告を要求する。

以上は、改革の基本的立場をめぐっての主な意見であるが、各種の意見をとおしていえることは、大学の改革は、国民的理解の上に立つて進められるべきであり、そのために、中教審や文部省の基本的姿勢が問われているのである。その際、特に、大学の理念の樹立と、各大学の自主的改革への熱意とエネルギーの吸収をまず図るべきである。このような観点に立つて検討を進めるプロセスにおいて、つぎのような意見が提出されたので、項目を追って叙述してみよう。

Ⅱ 高等教育および大学の理念について

- (1) 新しい理念あるいはビジョンが積極的にうち出されていない。わずかに「ひらかれた大学」構想にみられるだけである。現在の固定化し形式化した大学に育った学生たちが求めている人生への夢をかなえようとする哲学が存在しない。
- (2) 本来、大学のもつ機能として、現代社会への適応と未来社会の創造があげられる。そこには、実用的機能・職業的機能と、創造的機能・批判的機能の統一が希求され、はじめて科学的批判的創造的精神を通して人間形成が成立する。この点で、本試案では、実用的・職業的機能が一面的に強調されている。
- (3) 現行の大学制度のもつ古さ、欠陥を理由に、歴史的検討と長期の見通しの立場から大学の理念の樹立を放棄し、大学の改革が制度的解決とすりかえられている点が多い。
- (4) 本試案の示すところは、主として制度の改革である。しかし、大学改革の精神は、新しい大学の理念の発見と、その実現を目指す意欲にあると考えられる。その意味で、この改革試案は、改革の全体を具現しているとはいえず、その改革は、むしろ各大学の課題である。中教審の作業は、あくまでも各大学の改革の調整と援助を中心として進められるべきである。

Ⅲ 目的・性格の多様化について

- (1) 目的・性格の多様化を機関の多様化と結びつける傾向がうかがわれる。この多様化には、教育および研究の内容の多様化も考えられる。したがって、一つの機関が多様な機能を果す統一体であることも不可能ではない。一般に、この試案では、総合大学の新しい使命・あり方に対する考察がうすいところから、目的の多様化が単科的職業的機関の多様化にすりかえられている。
- (2) 大学の多様化にも二種のものが考えられる。その一つは職業教育から

の多様化である。この場合、職業の社会的地位の上下がもちこまれて大学の格差を生む因をつくり出し易い。いま一つの多様化は、学問や技術の多様化に応じる高等教育の多様化である。

現実には、両者の区別はつきにくい、大学の自主的に打出す多様化はあくまで後者を中核として考えられるべきである。すなわち、社会的要請に対する対応は、一度学問の問題に組みかえられたうえでなされるべきである。

- (3) 大学の種別を予めきめてかかること、すなわち、六種に限定することは困難であり、制度上の固定化を生む危険を伴う。特に六つの大学の種別化と教育と研究の分離との安易な結びつきがなされるとき、現在の大学の格差をいっそう固定化することになりかねない。

また、現在の大学選択への国民の心情から考えて、第一・第三・第四種の大学設定の趣旨が理解されないまま、専門大学への集中化現象がおこる可能性もある。その結果、ますます新たな大学格差と管理経営の困難を生むことも懸念される。

- (4) 画一的修業年限の廃止「一定の在学年数を卒業の要件としない」こと、能力次第で早く卒業させる、不必要に長期の在学は認めない……といった考え方には、原則的に反対ではない。

しかし、この提案が、人材の開発もしくは紛争対策などのかくれた理由からなされたとすれば、その積極的意義は認められない。さらに、このことが人間形成を軽視する傾向を生み易いことも十分考慮しなければならない。

- (5) 人間形成への配慮に関し、一般教育軽視の傾向が感じられる。たしかに従来の教養部のあり方に検討が加えられなければならないが、このことは一般教育を軽視することには直通しない。各大学や国大協の改革案が示すように、専門教育が重視されればされるほど、一般教育への配慮がいっそう強くうち出されねばならない。だが、本試案にはそれへの配

慮がうかがえない。

Ⅳ 教育内容、教育方法の改善について

- (1) 専門的で、かつ総合的な教育課程・教育目的に即した教育課程の構想には異論はないが、専門と一般、専門と専門の共通基礎の総合をいかに扱うか問題が残されている。

その他、外国語教育のあり方において「実際的な活用能力の育成」をめざす点、保健体育のあり方において、それを必修として扱わない点など理解に苦しむ。

- (2) 方法の改善の趣旨については、おおむね同意できる。しかし、放送・VTRなどの活用に関しては、単に講義の改善にかかわるだけでなく、教授——学習システム、研究システムの問題として計画的にとりあげられるべきである。

なお、この趣旨を生かすためには、十分な予算的裏付を保証しなければならないが、この点の明確な叙述がないのは納得できない。

また、「授業方法の展開とその効果」の検討は、理工系・医科系など専門領域ごとに進められる必要がある。

- (3) 高等教育の社会一般への開放と個別的な単位の修得を積み上げることによる資格の認定制度の創設に対する提案について、基本的方向においては賛成である。ただ、これに対しては、カリキュラムの編成履修形態・方法などの困難が伴う。この点で具体的方法に十分な検討がなされるよう要望する。

Ⅴ 管理・運営の諸問題

- (1) 従来の大学自治や管理に対する大学の閉鎖性・独善性の問題について、大学自体が反省すべきであるが、そのためには、理念の上での自治だけでなく管理上の自治が確立されねばならない。この点で、「ひらかれた大学」構想のもとに、大学の管理機関に学外の第三者を加える場合、権力の介入、学外の要請の拡大により、研究の中立性に圧力が加わり易い。

(2) 教員選考・業績評価に学外専門家の参与を求めることにもまた、大学構成員の学問の自由をおびやかされる危険を伴い易い。この点でも外にひらかれた大学の困難性が感ぜられる。ひらかれた大学は、外にひらかれた大学であるとともに、内に向ってひらかれた大学でもなければならぬ。

(3) 「自主的・自律的に運営できる体制」の確立のために「中枢的な管理機関」「学外の有識者の参加」が企画されている。この点では、管理運営の合理化・能率化の強調が大学経営の適正化・大学の自治の確立に及ぼす影響について、十分配慮されることが要請される。

(4) 教員の人事・処遇に関し、任期制の採用・学閥の打破・外人の正式任用・研修期間の設定・抜本的な処遇の改善など、われわれがその必要を痛感していることと軌を一にしている。

しかし、第三者による訴追の制度は早急に結論を出しうる問題ではない。たとえば、教育公務員特例法に保障されている教員人事の自主権を制限するものであろう。訴追よりも、教員市場の流通性を確保すべきではないだろうか。

(5) 大学院のあり方については、提案の具体像を把握することが困難である。たとえば、説明文の中にある「教育研究体制の中で教育と研究の組織が機能的に分離され、それにふさわしい実体を備えたもの」の実体の意味が不明である。

大学院に専任の教員組織をおくことは原則的には認められるが、特に同一大学内に大学院専任と学部専任をおくことは、そこに格差を生じることがある。

大学院の認可・学位の意義・授与方式などの検討も残された問題といえよう。

(6) 高等教育機関の規模に関し、巨大化・完結化をさけ、教育機関としてのまとまりをもたせ、研究上の連繫を考えている点では特徴があるが、

ここで従来から問われてきた総合大学の積極的意義が不問に付されている。「管理の効率」や「学の内外におけるさまざまな影響力」や「組織的な破壊活動」からのがれるだけでは、新しい時代の大学の積極的方向づけはできない。

Ⅵ 教育と研究の分離について

(1) 教育と研究の機能的分離は、大学の一体性の確保と割拠主義への対策である。しかし、教育と研究とは本来、分離することはできない。両者は継続・統一されている。研究をとおして教育が、教育をとおして研究が推進される。そこに教育へのモラルと教師の人的魅力が学生に浸透するものである。この点で試案は安易に分離を企画しているように思われる。

(2) 教育と研究の機能的分離が教員の組織的格づけにつながる危険性がある。このことは本提案が意図している「協力体の確立」「割拠主義の打破」「職制の区別の再検討」などと矛盾する結果になりかねない。

この点で試案では、明確な対策が考慮されているようには思われない。

Ⅶ 大学に対する行財政措置の改革について

(1) 自発性の尊重と国全体としての計画的援助・調整の必要性に関し、「国民全体の立場から計画的援助」さらに「高等教育の整備充実に関する国の計画的な調整」の提案が制約のための布石でなく、大学の独自の自治的経営のための方策を意図するものでなければならない。

ここで、特に教育の中立性確保と公正な運用への努力を要請したい。教育行政は一般行政の支配から切りはなされるべき方向に向かわねばならない。そのためには、中教審のあり方も検討され、国民の審査をうける超党派的機関（たとえば「国民教育最高会議」ともいうべきもの。）として、真に「公的な新しい体制」に編成し直される必要がある。

(2) 教育に対する国家の基本的姿勢が確立されて、はじめて国家の財政援助と大学の自治とのあり方が規定される。試案では、あくまで管理制度

のあり方を示すことによって、改革を企画しようとしている。そこにいろいろの疑問が生まれる。

たとえば、つぎのとおりである。

「国以外の一般社会からも大幅な資金的援助がえられるようにすることが望ましい。」という本文に対して説明が加えられていない。教育の中立性と大学の自主性と関連して、詳細な手続きについて明確な説明を期待したい。

また、財政援助については、「あくまで国の主体的な立場が保持され、その援助の効果について、つねに厳正な評価が行われること」とあるが、「国の主体的立場」「厳正な評価」とはいかなることを意味するか明確でない。

Ⅷ 学生の生活環境の改善その他

- (1) 学寮問題の根本的とりあげ方が不明確である。「紛争の根源地」を防禦するような消極的考え方で提案されているとすれば論外である。

学寮は厚生施設としても改善充実するよう努力すべきである。

- (2) 組織的計画的合宿セミナーの問題は、寮問題としてではなく、本来の大学の機能の一つとして拡充していくべきである。
- (3) 大学入学者選抜制度の改善は緊急事であるが、技術的な問題としてではなく、その根本的な役割・意義の問題として、中等教育のあり方との関連において慎重に考えられるべきである。

Ⅸ 学生の参加の問題

学生の参加については、本試案では積極的提案はなされていない。大学運営に関し、学生の自律性と倫理性にもとづく積極参加をこそ、わたしたちは心から期待すべきであろう。

あ　と　が　き

われわれは、現在おかれている教員養成大学問題を考慮に入れなくて、試案についての意見を開陳してきた。最後につぎのことを改めてとりあげて、

特に要望したい。

- (1) 本試案はあくまで「たたき台」であること、長期の時間をかけて「教育機関の創設」を図ること、教員養成大学の検討には一般の全大学体系と切りはなさないで十分の時間をかけてほしい。
- (2) 各大学の歴史性・地域性・個性的性格などを十分考慮し、大学自体の意志を十分反映するよう手順を考案してほしい。単にアンケート・公聴会の結果にたよるだけでなく、万難を排して、各大学と直接コミュニケーションしてほしい。
- (3) 将来の改革が中教審や文部省の課題としてのみ推進されるのではなく、大学全体を含む国民全体の課題として推進されることを願ってやまない。

神戸大学

○ 教育学部長 高木 太郎

教員養成に関連していえば、12ページ3行目から、「一方、教員養成を主とする分野にあっては、修士課程に、小・中学校の現場にある教員の「研修」の役割りを果させてはどうかという意見も出されている。」とあるが、教員養成を主とする教育学部にも、修士課程を設置することが望ましい。それは大衆化した大学の学部課程においては、専門職としての教員を養成するためには、専門教育において不十分であることが認められつつあるからである。したがって、教育学部の基礎の上に置く修士課程の修業年限は1年以上とし、より精深な程度において、教育科学と専門科学とを履修しうるようにする。その際、修士課程に現職教員の現職教育の役割りを果させたり、修士課程を現職教員に再教育や資格向上の機会を提供するものと考えらるべきではなく、教職の専門性をより高度に発揮しうる学問的基礎を培う研究的性格を

第一義的に持たせるように構想すべきである。

○ 医 学 部

上記中間報告の趣旨は本医学研究科が従来から要望していた基本構想と一致する方向にあるので、おおむね賛成であるが、同意しがたい問題も少くないので、以下本研究科委員会の批判的見解の重点を記す。

I まず「国立大学院構想」を問題とする。

イ 各大学院間の連絡、調整をはかる——ということの意義を、広義の科学的情報交換を飛躍的に効果的にするものと解するならば、その必要性は大きい。またこのような性格のものであるならば、研究者の志向を生かすのにも大きな寄与が期待される。

ロ しかし中間報告に列挙されたように「研究室の資格審査」「入学志願者の資格審査」「学位審査」「財政上の問題」に関与することには、各大学院の創造性、自主性を損なう怖れが大きいので、反対である。

II 次にいわゆる「大学院大学」構想であるが、その充実に重点が傾き、他大学における「大学」と「大学院」の相補的發展を阻害する結果が生じやすい。よって他の理由も併せ考え、構想そのものにも疑問があるので、現時点では、その実施に慎重な考慮を要する。

III 博士課程と修士課程の分離、併存について

イ 両者の分離を一応前提とした見解に賛意を表するが、大学独自の判断で両課程が設置運用できるよう、基本構想の樹立とその実現の早きことを期待する。

ロ すでに第一次アンケートに対する本研究科委員会の解答として、とくに医学研究科においては、研究を中心とする博士課程と併列させて、

- (1)医学部出身者以外をも受け入れるための基礎医学・社会医学修士課程
- と(2)臨床における高度の技術を修得する臨床医学修士課程を設けること

を考慮すべきであるとした。再記して、一層の考慮を要請する次第である。

※ ※ ※

なお、中間報告には、討議すべき多くの問題が示唆されているが、単に大学院制度改善のみでは論じつくし得ない課題であるので、敢えて、一応上記3点に意見を要約した。

要するに、大学院の本来的目的が、中央集権的な統制によって損なわれることのなきよう、また当面する大学院の課題の具体的・実地的な解決が一日も早く、少なくともその一歩を歩み出すことを切望する。

そのためにも、審議を深める努力とともに、すでに自明である筈の改革の諸点に関し、その実施促進に対して国大協としての計画と予測を聞くことを、本学・医学研究科は、久しい以前から待望していたことを特に附記する。

○ 経済経営研究所

いわゆる大学紛争の経験と附置研究所に認められた大学院学生定員の受入れ方を中心とする従前どおりの学部の上にある大学院の在り方からする規制と困難とについての反省吟味の結果として、われわれの考え方にも、かなりの改変がもたらされつつある。

その具体的内容について、われわれ自身が提案できるものを未だ作り得て

おらず、また、第一次中間報告に提示されたいくつかの構想について直ちに賛否を明かにしたり、意見を述べたりしがたい状態ではあるが、6頁～9頁に示されている2)の新しい構想については大いに傾聴すべきであると主張しておきたい。

方向として、当研究所でまとまりかけているものは、その中の(1)に示される学部から切りはなされた独立の組織としての大学院であること、——当研究所としては、経済・経営・法3学部と研究所とが中心となって、ひとつの社会科学系大学院がつくられるのが好ましいといえるが——および、当面は(8)の(ア・イ)のごとく、大学学部と研究所とが、施設面・研究・教育面で協同協力体制を組むことである。(昭和45年1月20日)

奈良女子大学

1. 一般的にいて、「試案」が、「将来の職業生活に必要な準備としての教育」、「急激に変化する社会に対応する教育」、「産業界、地域社会などと連携する教育」の強調に傾斜し、高等教育における教育面と研究面を分離する結果となっていることはきわめて問題である。いわゆる六種の高等教育機関の構想は、高等教育機関の目的・性格の多様化を社会の要請と密着させつつ、他方、学術の高度化の要請に応じ、別個に第六種の大学院を立てている。しかし、学術研究の水準を高めるためには、研究と教育を分離するよりは、むしろ研究の底辺を拡げることが必要である。もし研究面が特定の機関に集中するような体制がつくられるとすれば研究・教育の全体的レベル低下を結果せざるをえないであろう。

そもそも六種の教育機関が、はたして今までの制度以上に斬新なものといえるかどうか問題であって、ある意味では戦後の大学は、高等教育の大衆化の路線にのっており、改革は現制度を基盤としてなさるべきである。

また、六種の教育機関の制度化はかえって学校の格差意識を深刻にするものであり、真の改革につながるかどうか疑問である。

2. 「試案」は「教育・研究活動の特質とその効率的な管理の必要性」について述べている。高等教育機関の規模と管理・運営の合理化に関し、今後、改革すべき面のあることは認められるが、「試案」が強調する効率的管理の方法は高等教育機関の管理運営の特異性を認めていない点で問題である。

また「試案」は、大学の管理組織の改善の一方法として、学外の有識者を加えることが必要であると述べているが、このような方法は、大学の教育・研究の本来の機能をそこなうおそれがある。むしろ、大学は、単に閉鎖的であってはならないし、「象牙の塔」であることはできないが、いたずらに産業界、地域社会と連携することは、かえって大学を閉ざされたものにすることもありうる。

要は、それぞれの大学の自発性と創意に信頼をおき、画一的でなく個性的な大学の助成こそ今後望まれる。とりわけ、本学のような規模の大学に対し、「試案構想」を適用することが真の改革につながるかどうかきわめて問題である。

和 歌 山 大 学

○ 教 育 学 部

1. (高等教育機関の目的・性格の多様化)

述べられている6種類の高等教育機関の構想では、研究と教育についてこれらの種別機関間の格差が、現在の大学間の格差よりもさらに助長せられる危険性がうかがわれる。

2. (教育課程の改善の方向)

(1)専門教育重視の傾向によって、在来の一般教育のねらいとした理念が見失われてはならない。

(3)述べられているような語学研修機関も、大学における教育研究機関の一環であることが忘れられてはならない。

(4)保健体育については、現行の制度的意義を踏まえて、課外活動とあいまって、その充実をはかるべきである。

3. (教育方法の改善の方向)

教育方法に工学的技術を取り入れることは望ましいが、このことによって本来の大学教育のあり方が見失われてはならない。

5. (教育組織と研究組織の機能的な分離)

大学の内部組織として、研究と教育の区分は充分に検討されなくてはならないが、大学間において研究中心大学あるいは教育中心大学が考えられてはならない。

教員の選考にあたっては、研究者としての適格性とならんで、教育者としての適格性も考えられなくてはならないが、教員の中に主として研究に当る者、あるいは主として教育に当る者の固定化が考えられてはならない。

6. (大学院のあり方)

大学院の設置如何が、大学の格差を生じるものであってはならない。

7. (高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化)

学長権限の拡大は、それが直に円滑なる大学運営を促すことにならない。大学運営のリーダーシップは組織の決定に待つべきである。

大学の管理機関に学外者を加えることは、特に慎重に考慮されなくてはならない。

8. (教員の人事・処遇の改善)

教員の選考や業績評価に、制度的に学外の専門家の参与を求めるようにすることは、学界における系閥を大学人事に導きこむ危険性をはらむ。教員の交流は充分に図るべきであるが、教員の在任期間に制限を設けること

は、往々にして研究の阻害に通じることもあり得るので、慎重に配慮されなくてはならない。もし教員の任期制を認める場合は、それを裏付ける交流円滑を図る処置および研究設備が配慮されなくてはならない。

9. (国・公立大学の設置形態に関する問題の解決の方向)

大学の管理組織の改革は大学の基本的性格に触れる問題であり、最も慎重に検討されなくてはならない。学外の有識者を加えての管理機関を設けることによって、大学の責任体制が直に確立されるとはいえない。また現在の国・公立の大学を法人的性格のものに移行せしめることは、多くの大学にあっては実施の困難が考えられる。

10. (国の財政的援助方式と受益者負担および奨学制度の改善)

国以外の一般社会から大幅な資金援助が得られるようにすることは、特定の会社・団体と大学との間に紐付き関係を生ぜしめる危険性があり、あるいはまた特定の大学にこの種の援助が集中して、この点においても大学間の格差が助長せられる恐れがある。外部からの援助の受けいれは、このような危険性の排除が考慮された上でなされなくてはならない。

12. (学生の生活環境の改善充実)

学寮問題の本質は、その物的条件が長く劣悪のままに放置せられた点にあり、安易にそれに代る方策を考えるべきでなく、学寮制度自体の改善充実をまず考えるべきである。

13. (大学入学者選抜制度の改善の方向)

高等学校間の格差補正のために共通テストを実施することは、単に高等学校間に成績序列を生ぜしめるのみでなく、大学間に学生の質の序列をつくる弊害さえ考えられる。

構想試案全体を通じての意見

時間的余裕が乏しく、十分な検討は出来ないが、次の如き点を特に重点的意見として挙げたい。

(1) 改革の構想を通じて感じられることは、大学教育の社会に対する適応性

が強調せられ、その反面に社会の創造性（人間形成）の涵養に対する配慮が不足する。

(2) 学校教育法52条の「大学は學術の中心云々」の条文に照らして見ても、教育研究の大学と教育の大学の別を設けることは適當でない。

(3) 研究教育に関する管理運営において、大学の基本的性格である自治は飽くまで厳格に守られねばならない。

鳥 取 大 学

○ 教育学部一教官

(第1)

全般に中教審の意図するところが分らない。

(第2)

1. (1)の6種類の教育機関とする考えは反対。
1.3.4は単なる教育機関になり、研究の場と考えられていない。
教員養成学部的位置づけが不明確。
大学院大学をもうけて大学に差をつけている。
2. (5)教育組織と研究組織の機能的な分離は反対
3. (7)の管理運営制の合理化の中で、学外の適当な機関の有識者を加えることには問題がある。
4. (10)の終り(なお、以下)は学外からの干渉の原因にもなるので反対。
5. (12)学寮に教育的な意味を強くもたせる方向は問題。現在の学寮は厚生施設としての性格が強いが、全寮制でない以上止むを得ない。

○ 教育学部一教官

(第1)

1. 教育機関と研究機関との役割の分担の明確化、分化を計ることは一見機能的のように見えるが、学問の進歩・展望の上で、果たして前進するものなのか。
2. 一般教育と専門教育とを積み重ねる方法によつて、専門化にも総合化にも充分の効果を収めていないとしているが、今日の大学の位置づけにおいて、この点のみを強調するのは不適當である。したがつて、(2)で述べる中

心的課題としてあげる目標の方向が何んであるのか、不明確にならざるを得ない。

3. 管理機能の確立に基づく教育活動・研究活動の一体的運営組織の確立は、果して自発性と創意が尊重される保証があるのか。研究・教育の不可分に基つき、高等教育、研究の総意に基づくものによつて再編されねば問題がある。
4. (開かれた大学)は、その趣旨はよしとしても、国民のための大学として位置づけるならば、果して学外の声なるものが、国民の総意を代表しうるものか。又、国家権力を仲介とするものである可能性がないかどうか疑わしい。現在、そのうれいはないと解説する国家権力との関係が、果して説明文の通りであるかどうか。
5. 研究の自由及び研究の発展を考える時、現在において貧困化した大学の現状からしてみれば、大いに心動かされる部分であるが、果してそれで学問の自由、思想の自由、研究の発展が出来うるのかどうか疑問である。管理機能の確立と相まつて国が計画的調整・援助を行なう事は、決して望ましい事とは云えないし、このような方向でのみ援助出来ないと云う表現のようにもとれる。

(第2)

1. 高等教育を中心的課題に基づいて細分化しているが、教育をうけ、研究し、生活する国民の側からみれば、現状よりも更に格差づけが行なわれるという点に問題がある。すでに後期中等教育自体が義務教育なみになつている現在、そこに学ぶ者の自主性と可能性を引き出しうる高等教育であるべきであつて、このような案には反対である。

以下、2. 3. 4においても1.で述べた考えからすれば適當でない。現在の大学の貧困化のもとで、研究・教育活動が自主的に、かつ、総意ある研究を、十分な資金のもとで行ない得なかつた点にこそ問題があるので

あつて、その点の指摘と、それに基づく改革の方向を指向するものでない限り、いかなる改革も不充分である。

5. 教育組織と研究組織の分離が、目的応的に行なわれるものならば、高等教育において全く致命的なものとならざるを得ない。

6. 大学院が十分な機能を發揮しえなかつたとするのは全くおかしいし、又、かりにそうであつたとしても学部は財政的にも、人的にも背負わされているという現状の認識からすれば、全く改革の基本的構想自体に問題がある。

7. 高等教育の管理運営に関する改革方向は特に時代の流に逆行するものであり、極めて問題がある。

9.-(2) 特別な法人化には全く反対する。

10. (研究の組織が巨大化する中で、特定の大資本の投入の余地を設置する事は、大学の在り方に基本的な問題を投げかける事であり、問題がある。)

13.-(2) 共通テストの開発と活用をうたうが、ここに後期中等教育のカリキュラム、内容自体が国家権力によつて画一的にならされる可能性を残すものである。勿論、入試自体の問題は解決されねばならないが、このような方向を指向するのは反対である。

○ 教育学部一教官

I 第一の8. 「……組織編成を合理化するとともに効率的な管理機能を確認第二の7.

立して全体としてのまとまりを確保することがいつそう重視されなければならない」とあるが、大学がなぜこのように一まとめにならなければならないかの理由がわからない。

勿論一学部や研究所内の学科、教室、研究室などが割拠主義になつてゐることは或る程度事実であり、またそうあつてはいけませんが、学問の研究やそれと表裏一体の教育を考えると、各教室、学科、学部な

どが特異性をもつのが当然で、例えば文学部と医学部や工学部に共通のことというのはあまりない筈である。大学内で教養部（将来廃止か？）と他の学部との連絡、基礎学科と応用学科との連絡（例えば理学部と農・工・医学部）は必要であり、もつと現在よりは連絡を密にすることは必要である。またそのための制度も必要であろう。

むしろ、全国的にあるいは諸外国とも学者同志がお互にきそい合い連絡し合い、あるいは産業界とも連絡し合う意味で「開かれた大学」であることが必要なのであつて、全く性格の異なる学科や学部に統一性のあるような組織体制管理体制をおくこと自体がおかしい。

紛争時になかなかまとまらぬ大学のあつたことは事実であるが、それは教官の人々があるいは学長や学部長さえもそのようなことに馴れなかつたため、今後はもう馴れてきたし、そう心配はなかりう。紛争時になかなかまとまらなかつたからといって管理体制を汚化するというのはとんだ間違いであろう。

このような管理体制強化を説く発想には反対である。

大学を財政的に充実して文部省として、あるいは大学に大巾に委任して大学から学部、学科、教室などに援助すべきであるが、そのような意味での管理運営（教育基本法第10条に言う）ならば大いに強化して貰いたい。

II 現在の大学では国立でさえも学生数に比して教官数が不足し、補助職員は甚だしく足りない。第二の1.の学校種別ごとに一試案として大学（学部）の規模と教員数、補助職員数、カリキュラムなどの試案（例）を、4月に文部大臣に答申するときにはぜひつけて貰いたい。新制大学の多くの教室ではスタッフだけで補助職員ゼロのところがある。このような定員増を伴うことは政府はなかなか実行しないので、答申に具体性を持たせ、また迫力を持たせるため、また政府をその面から督励する意味でもぜひそうされたい。

Ⅲ 第二の8.の前半には賛成だが、後半の処遇や研究費や学生経費の飛躍的改善があつて、はじめて前半が生きる。後半をやらずに前半だけを行なつてもそれこそ「シメツケ」的な天下り管理になると思われる。日本の公務員（大学教員も含む）の給与体系は、ごく少数の特別職や管理職のみが「ビンハネ」的にヨーロッパなみで、大学教授などはヨーロッパの半分以下である。（そのような資料は文部省にあるはず）従つて、このことについても4月答申に際して試案をつけて具体的に示して貰いたい。

Ⅳ 第二の9.は大学に現在よりも大巾に財政権をも委任することを意味するかどうかあまりはつきりしないが、現行のように経常的な物件費以外は100万円程度のもでも文部省が実権をにぎり、財政的に事実上大学を拘束しては教育や研究上甚だ不自由である。

国全体としても文部省から独立した「中央教育委員会（仮称）」的のものおよび各大学に人事や経常の物件費についてのみならず、施設をも含めた財政権を委ねるようにすることが必要である。現在の大学は人事のみは任されすぎ、財政的には全く自主性がないのはおかしい。

○ 教 養 部

第二 高等教育改革の基本構想

2. 教育課程の改善の方向

単位制に根本的な検討を加え、弾力性のある実施方法をとること。

8. 教育方法の改善の方向

体育的、文化的有能専門家を確保して学生の指導にあたらせること。

6. 大学院のあり方

博士課程大学院は独立のものとする。

8. 教員の人事・処遇の改善

教官を教授・副教授ぐらゐにし、年令の若い教官の待遇をよくすること

と。

10. 国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善

私立大学に対する国の補助を増額すること。

12. 学生の生活環境の改善充実

学寮は大学ときりはなし、別途の方策を考えること。

13. 大学入学者選抜制度の改善の方向

入学試験を廃止し、調査書、共通テストを活用すること。

岡 山 大 学

(まえがき)

大学としての統一的な見解ではなく、学部単位の意向を集約したものである。

1. 第1 高等教育改革の中心的な課題

- (1) 教育と研究における機能の分化の必要性が示唆されているが特に教育現実において必ずしも分化できるものではなく、また分化が必ずしも望ましいものでもないと思われる。両機能の分化の具体性が不分明であるので十分な意見が出しにくい。

教育上の組織と研究上の組織とを区分して合理的に編成されることが望ましいというように提案されているが、特に教育学部においては現実の問題としてどのような体制ができあがるだろうか、「教育学部は教育だけすればよい」といつた教育が生ずることはないだろうか。

- (2) 高等教育の大衆化と学術研究の高度化は、それ自体は当然と思うが、専門教育即ち職業教育であり、高等教育の大衆化とは職業教育の高等教育化であると解せられないよう注意が必要と思う。

- (3) 高等教育における教育方法は、その指導形態に応じて改善することが望ましいとしてVTRなどの教育工学的手法の活用が提案されているが、これらはむしろ教育の指導目的や条件に応じて利用される視聴覚教材器具であつて、単なる器具機材の利用、導入だけでは教育方法の根本的改善策にはならないと思われる。真の改善の方向は、むしろ各指導者自身の創意工夫に基づく創造的な指導法に期待されるべきものと思われる。

2. 高等教育改革と基本構想

- (1) 一般教育と専門教育の統合は妥当な方向と思われるが、その際いわゆる人間形成が有能な職業人形成の手段とだけ解されないよう注意が必要と思う。
- (2) 高等教育機関を6種類に分類することは、学校格差を大きくするおそれがあり、また教育機能と研究機能とを分離することは、これを実施に移す場合研究を阻害されるおそれがある。
- (3) 管理運営体制の合理化に学外の有識者を加えて改善する契機とすることはあえて反対ではないが、その人員組織および選考方法等を慎重に取扱わなければ学外からの干渉を受けることになる。
- (4) 学長、副学長を中心とする中枢的管理機関による管理体制は、やり方によつては管理者の権限が強くなるばかりで良い面と悪い面がはなはだ大きく表われるのではないか。
- (5) 学寮の教育的意義を単に共同生活の場としてとらえているが、もつと根源的な教育的意義、たとえば人間形成の場とか自活生活の場といった意義が充分に果たされるように考えるべきではないかと思われる。
- (6) 基本的対策としては、あまりにも常識的、技術的な改善策（調査書の改善、共同テストの開発利用等）を提案するだけに止まつているが、もつと根本的な改善の方向を考える必要があると思われる。そのもつとも緊急な問題は高校の教育のあり方姿勢を正す方向とともに、大学教育の

あり方を反省する方向において、抜本的な選抜制度の改善策を考えるべきではないかと思われる。

この基本的構想試案は非常に新しい考えの盛られた試案ではあるが、ただ具体性に乏しいため、この段階ではどのように批判してよいかわからない。現在の制度そのものを具体的に個々の点を改善していくことの方が着実な方法ではなかろうか。

広 島 大 学

広島大学においては、昭和45年1月12日公表された中央教育審議会第26特別委員会の「高等教育の改革に関する基本構想試案・中間報告」について、各学部・分校・教養部・研究所の教官会または教官グループおよび改革委員会・厚生委員会・カリキュラム専門委員会などの諸委員会で検討を加え、このほど、それら検討の過程において提出された諸意見を整理したので、その概要を以下に記述する。

「試案」はまだ中間報告の段階であつて、なお今後の展開にまつべき点が少くない。したがつて、此度の検討では、われわれも大学としての統一正式見解をまとめることをひとまず保留し、上掲の全学的諸検討の結果をなるべく的確に反映しうるような形で問題点の整理をこころみた。中教審および関係者が、積極的にこれらの諸意見に留意されることを切に希望する。

I 日本の現状における大学改革の立場について

中間報告まえがきにもしるされているように、大学紛争および社会条件の変化に応じて、現在、日本では多くの大学で大学改革の方向が模索され、その実現が指向されている。広島大学においても、昭和44年2月大学間

題検討委員会準備委員会が発足し、ついで同年5月には大学改革委員会がおかれて、大学改革の理念・計画・実施が推進され、種々の提案をおこなう一方、具体的な改革の実行も緒につきつつある現状である。問題は、このように各大学で、それぞれ切実な現実体験から出発する自主的改革のところが進められつつある、そのエネルギーと、行政のための審議機関としての中教審が進めようとする、大学改革をふくめた教育体系の改革の立場とが、どのような相関をもつて、真に国民的要請にこたえうる大学改革をすすめるかという点である。この点につき、「まえがき」では、「(各大学の)自主的な努力はじゅうぶん尊重さるべきである」としながら、中教審自体の立場は、むしろ、「国民全体の立場から合理的かつ現実的な判断をつみかさねる必要がある」という点にこれを求めているように見える。これはきわめて妥当かつ良識的な態度にうけとれるが、当面する大学改革が国家百年の大計に照して、正しくかつ実り多く具現されるか否かは、大学改革の基本的立場に関係するところが大きいので、われわれの大学での諸検討では、まず、このさりげなく表現されている中教審自体の基本的態度やあり方について、以下のような批判および積極的提案をふくむ、いくつかの意見があらわれた。

1. 国民全体の立場あるいは社会の要請が教育に充分投影されるべきは当然ではあるが、過去の歴史をふりかえつてみたとき、「国民全体」あるいは「社会」という表現を介して、実際にはそれが大学への公権力介入の温床を形成するおそれがあるのではないか。
2. “国家と大学”という文化史的な基本命題を回避して本質的な大学改革の立場はあり得ない。中教審のような機関でこそ、公正・中立なまた大局的な見地から、文部省の改革・教育行政のあり方等を含めて、この命題について本格的な検討が行なわれるべきである。その点の検討が本報告では全く欠けている。
3. 中教審は昭和27年設置の際の経緯をみても必ずしも民主的とはい

得ないものがあり（教育刷新委員会の建議を骨抜きにして作られた）それ以来教育の政治的中立を名目としながら、実際には初・中等教育の反動化・差別化をすすめ、大学管理についても大学の自主性と自治を制限する方向で作業して来たと見るべきであり、そのような中教審自体に対しては警戒的にならざるを得ない。また、中教審の委員構成、議事のすすめ方などそのあり方に問題があるのではないか。果たして、「国民全体の立場」に立つという資格があるかどうか。まず、中教審自体のあり方を検討すべきである。

4. 現在の日本の社会情勢・政治情勢の現実の中では、現在の中教審および文部省のあり方には止むを得ない点があるのではないか。
5. 各大学のレベルでの改革の推進にはそれなりの制約があり、行政の協力が必要である。その点で中教審がかなり革新的方向を打出したことは、本学での自主的改革努力を勇気づけるものであり、意義がある。
6. 大学改革の実現は各大学のみでは不可能なものがあり、中教審の立場でなすべきものがある。その見方からすると、たとえば、今後における国の教育投資はどのくらいの規模が必要であり、また可能であるかの分析とそれにもとづく勧告、また、大学生の総数、大学の分布など、一大学の視野をこえた問題点を明らかにし計画化し、その上で、各大学の自主的エネルギーを引出すよう配慮することが、中教審のまずなすべき任務ではないか。

総括

以上は主な意見の要約であるが、おしなべて、大学改革が真の意味の国民的・社会的コンセンサスに立つて進められるべきことには異論がないにしても、それをくみとる中教審及び文部省の意識ならびに方法が充分であるか否かが問われているといつてよい。しかも、その際期待されるのは、学術・文化ならびに大学の本質に対するふかい洞察であつて、各大学における自主的改革を尊重するという提案が具体的にどの程度忠実にかつ誠意

をもつて実現されるかということも、大学としては深甚な関心事である。中教審の答申内容がいかにととのつたものであつても、各大学がそれぞれの立場・条件に応じて自己の理念を明確にし、将来の形態や方針を選定することなしには、改革の実はあがらないことを指摘しておかなくてはならない。

II 大学および高等教育の理念について

中間報告の全体を通じて、制度的な改革提案が主体を占めており、まとまつた形で大学の理念に関する論述は乏しいが、しかし、制度論を提示する背景に大学のあり方についての見解が出没しているのが読みとれる。その印象を要約すると、①社会的要請という視野でいわば実用的側面のみが強調され、②大学を教育の手段としての立場に偏して規定し、学術文化あるいは研究をになうべき大学の理念が閑却されているきらいがあり、③ことに総合大学 university についてはかなり消極的であるといわざるを得ない。もちろん、中教審の立場では、大学存立の条件を中心に制度的提案を示すことが主体をなすのが当然であり、大学の理念は大学自らの責任において確立されるべきであるとも考えられるが、制度論の根底にはやはり理念がなくはかなわぬはずで、われわれは、中教審が今日および将来の大学の理念についていかなる哲学を用意しているかに関心せざるを得ないのである。この点に関連して以下のような諸意見が提出された。

1. 高等教育機関の目的が実用主義に堕しており、全体に哲学の欠如が指摘される。全体に、大学紛争を通じて問題となつたもの、大学とは何か、教育とは何かについての反省が生かされていない。この改革が実現したら、学生のいわゆる“人間疎外”は一層助長されるおそれなしとしない。総じて、教育を受ける若い学生の立場からの配慮・検討が望まれる。
2. 大学における創造機能、批判機能をもつと尊重すべきである。歴史的にみても、大学は一面においてつねにあたらしい時代を準備する場であ

る。単に社会に適應することをめざすのでは充分ではない。教育の目的はむしろ創造能力ある人間の形成にもとめらるべきで順応のみが主眼ではない。答申はある意味でわり切りすぎており、人間形成につらなる基本的な科学精神というべきものへの関心に乏しいのではないか。

3. 高等教育の理念が著しく固定化してとらえられており、発展的流動的な側面への配慮が乏しい。
4. 戦後20年間の新制大学をどのように評価するか、そこに問題があるゆえ改革が志向されるのであるが、他面、新制大学に期待された理念と理想の中にも継承し、発展的に止揚すべきものがあるのではないか。
5. 憲法および教育基本法が中間答申に充分盛られているか否か疑問を感じる。
6. 実用的種別化、管理上の便宜主義等によつて総合大学を解体する方向を示しているように受取られるが、「総合された専門教養」なる理想と“解体論”とは矛盾しないか。
7. 大学学生人口の増大、すなわち大学の大衆化と専門的学問研究の強化発展とは矛盾する要素をもつ面があるが、答申ではその止揚のあり方があいまいであり、ここから、簡単に教育と研究の分離が主張されることには問題がある。また、学術研究面からの大学論がとくに欠けている。

総括 第1項にもふれたように、「国家と大学」という根本問題に対する認識を、透徹した歴史観の上にふまえることは、長い将来へむかっての大学改革事業のもつ責任からいっても決して回避すべきではない。そうでなければ、大学改革の結果が、むしろ現代文明のもつ矛盾的問題点の拡大にのみ資することに終わるおそれがある。過去において見られた閉鎖的大学至上主義の立場、古い大学自治観については、われわれの中に反省的・批判的な討論が多くあったが、それをふまえて、なおかつ、安易な大学理念への妥協をおそれる意見が強いのである。明治以来の日本の大学改革・教育改革はつねに先進国のモデルを参照して行なわれ、それによって方向づけ

られてきたといえるであろう。しかし、今われわれが当面している大学改革の課題は、日本における完全な創造が要請されており、そのゆえに、いっそうその根本理念において明確であることを要するとわれわれは考えるのである。

Ⅲ 中間報告に提案された制度的諸問題について

1. 全体にわたって

試案が中間報告の段階にあるためと考えられるが、全般的に記述の内容に不明確なところ、あるいは意味の解釈しがたい点が多く、十分な批判ないし対案の提示のためには、今後の説明あるいはより具体化した試案をまたねばならない。このために、われわれの検討過程においても、しばしば理解の混乱を生じた。

2. 目的に応ずる大学の種別化について

この問題については、とりわけ発言が集中し、多くの意見が提出された。それらの主要なものをあげると次の通りである。

- ① 目的・性格の多様化を機関の多様化と結びつける傾向が見受けられるのは問題である。一つの機関が多様の機能を果たす統一体であることも不可能ではなく、むしろ望ましくさえある。種別化の構想には単科大学主義の色彩がつよいが、これには問題がある。
- ② 大学の種別を予めきめてかかり、しかもそれを6種に限定することは問題である。大学の使命が多様化の傾向にあればあるほど大学のあり方も多様化して然るべきである。また、その形は大学自体が選択決定すべきもので、中央で指定すべきことではない。
- ③ 6種の種別は、定義の仕方が明らかでなく、解釈の如何で変わってくる。もしこの6種が大学の機能を示すのであれば理解できるが、組織上の類型化であれば、教育の技術主義を促進する結果となって好ましくない。

- ④ 6種への種別化と研究と教育の機械的分離とが結びつく（高等教育機関と高等教育研究機関の種別化）、現在の大学間の格差（および大学内の講座制、学科制等の間の格差）をむしろ固定拡大化するものとなり、人員の点でも却って無駄が多くなるおそれがある。本学改革委員会が提起している研究・教育の分離と総合大学化とは視点を異にしている。種別化を単科大学科として考えると、たとえば専門大学では修士課程で頭打ちというような制度上の固定化のおそれがあり、また大学間の学生交流、転学などの措置がともなわないと修学上の制約を生ずる。
- ⑤ 目的別大学案は現代社会の多様化要請からは肯定できるが、学問体系自体の主体的発展による多様化に対応しているとは言いがたい。また、人間形成の要請が従属的に考えられるおそれがある。
- ⑥ 上にいう人間形成の要請の軽視とも関連して、この種別化は一般教育軽視へつながるおそれがある。今日まで各大学・国大協・学術会議などで提案されている改革案では共通して一般教育重視を打出しており、(イ)専門教育との相即相補関係を重視してこれをカリキュラム化するか、あるいは、(ロ)サセックス方式が与えられている。この傾向に対し、中教審案はむしろ逆行的であり、かつ一般教育の取扱い方が具体的でない。

総括 全体に、高等教育への多様化の要請に応ずるコースの多様化についてはこれを肯定する意見が多いといえるが、その一方で、①「種別化するわち目的別単科大学制への固定」については批判的な考えが多く、格差の増大、研究及び教育レベルの低下と安易な実用化をまねくおそれを指摘せざるを得ず②このことが総合大学の解体、一般教育の軽視につながるとする危懼が大きい。広島大学改革委員会は、コースの多様化と学問領域の進歩に対応し、かつ発展的たりうる大学像として、むしろ、学部の枠の徹廃、研究体制の合理化、一般教育と専門教育と

の相即相補化をふくむ新しい体系を提案しており、それを顧りみられることを希望する。さらに、問題になるのは、現存する大学から改革案への移行措置が明示されていない点であって、それゆえに、われわれは試案に示される大学像の終局の状態を写象しがたい。この点については、今後の徹底的な検討を期待して、批判を保留するものである。

Ⅳ 管理・運営の諸問題について

大学の管理・運営およびこれに関連する大学設置の形式、教育行政体系・財政的措置などについてのべられた意見には次のようなものがある。

1. 「ひらかれた大学」という思想のもとに大学の管理機関に学外の第三者を加える場合、大学における研究の重点が応用的・実用的にかたより、中立的ないし基礎的研究の圧迫をまねく危険がありうる。
2. また、この第三者の介入は、大学の自主性の制限をきたすおそれがあり、結局、大学自治の否定に通ずる危険もなしとしない。教員選考・業績評価に学外専門家の参与をもとめることもまた、その運用によっては、大学構成員の学問・思想の自由をおびやかすおそれなしとしない。また、「開かれた大学」と言っても、その開かれ方が外側（たとえば財界）に大きく、内部に（たとえば学生）には小さいといった発想法は、真の「開かれた大学」とは言がたい。
3. これまでの大学自治や管理に対する社会の不信や大学の独善の問題については反省すべきであるが、そのためには、大学の自省と同時に、管理上の自治の確立がむしろ急務である。
4. 法人大学案は進歩的で肯定できるが、この場合にも、大学の目的・性格の本質、社会的要請、社会的責任の真義等に鑑みつつ自治的に管理運営がなされるべきである。
5. 管理運営体制の合理化は中間報告の主要な柱の一つであるが、学長・副学長を中心とする中核的な管理機関の権限強化のみが前面に押し出さ

れ、昨年4月答申の線が再度強調されていることには問題がある。

6. 合議制の評議会・教授会と執行機関との機能分担の区別の徹底・意思決定の合理化は、審議機関の相対的な権限縮少の方向を伴って打出されている。現在、各大学の自主改革で主張され、部分的に実施されている管理運営の民主化には何ら言及していないことも問題である。
7. 学生参加については、教務・学生指導企画・広報などの領域に限り、それも学生の声をきくというに止めている。特別権力関係説が否定されていないと思われる点も問題である。
8. 管理責任・職務上の責任追求のため第三者による訴追制度の検討の要があるとしている点は、教育公務員特例法に保障された教員人事の自主権の制限を示唆するものではないか。
9. 大学の設置および管理のための公的機関には、中立性と公正な運用が望まれる。この点で文部省の組織・位置および機能に再検討の余地があり、ことに政党出身の文部大臣には問題がある。
10. 公社あるいは特殊法人という設置形態においては、官僚の介入・財界の介入の危険がないか。
11. 英国の大学補助金委員会方式を実現することを検討してほしい。

総括 われわれもまた、大学自体の管理運営についてその機能化および責任体制の確立の必要を十分にみとめるものであるが、その一面、民主化の原則の重要性をつよく認識せざるを得ない。また、ひらかれた大学として大学外の諸意見を大学に吸収することにもやぶさかではないが、いわゆる大学の自治は決して単に大学のためにのみこれを主張するものではなく、学問文化の本質への認識を前提するものであるがゆえに、大学の自治の「拡大解釈」と指摘される事柄についても、厳密な理念的吟味を要求しなければならぬと考える。別の見方では、現在日本における国立大学の自治は極めて制約されたものにすぎぬということもできるのであ

る。したがって、大学に対する漫然とした不信感および官僚行政的管理発想のみから大学の設置および管理を論ずるのは、極めて一面的であり、意図的でもあって、決してあたらしい大学の発展を約束する方向ではありえない。試案における諸提案は、大学を社会に開放し、大学の基盤をひろく国民にもとめるといふ方向において可能性をふくむが、しかし、それがひとつの見せかけに終り、大学をむしろつよく官界財界の統制下におく事態へ転化する危険もまたありうるのであって、大学の立場でそれを警戒する意見がつよく表現されるのは、あながち大学人の狭隘な夜郎自大傾向のみにもとづくとはいえない。われわれはこの点について公正な検討を希望するものである。

V 教育と研究について

この項目に関係する主要な意見は以下のようなものがある。

1. 研究と教育の機能的分離については、基本的に、大学においては研究と教育とは理念的には不可分であることについての配慮が充分でない。研究と教育とが統一的に前進し発展する積極的な側面に目を向ける必要がある。
2. 現状では、学部レベルの教育は、本来の研究と分離して別個に考えることもやむをえない。
3. 教育組織と研究組織との具体的な相関関係が不明確であり、ことに各種別の大学においてそれらがどのように制度化されるのかに問題がある。もし、教育機関と研究所を別機関とし両者間での交流を予想するのであれば、研究所の分布如何によっては、研究組織をもたない大学には種々の困難を生じ、格差増大をまねくと考えられる。
4. すべての高等教育機関の教員組織は、まず、学生の教育を実施するための組織として整備されねばならないとするとき、かりに大学院もその範疇に含まれるとなれば、教育中心主義に傾斜しすぎるものが危懼され

る。

5. 専門的であると同時に総合的な教育課程という考え方自体には問題はないが、たとえば、第2種の機関ではそれを行なうことが困難であろう。その実現のためには、大学の総合性ないし連合性が前提でなければならない。
6. 一般教育中の専門基礎を「専門」に統合して考える場合、専門の共通基礎についてはどのように扱うつもりであるか。一般に、専門のための基礎教育の定義が不明確である。広島大学カリキュラム専門委員会の提示している基礎教育では、専門のための幅のせまい基礎のほか幅のひろい基礎教育をも含んでおり、こういう基礎の上に立った専門教育を意図しているので、この点にも留意されたい。
7. 外国語教育についての提案については、実用面のみが強調されているきらいがあるが、もうすこし全体的に考える必要がある。
8. 大学院については、提案の具体的内容を明確につかむことが容易でない。ことに説明文の中には、徒らに混乱をまねくと考えられる不徹底な表現がある。したがって、この点についての問題指摘は留保する。
9. 一般教育については、その内容の専門・職業教育との間の関係の密接化のみがうたわれているが、両者の緊張関係の上に大学教育を構想することも必要であろう。関連して、教養課程は廃止するとされているが、本学の改革委員会（カリキュラム専門委員会）では、将来はともかく、当面は新しい一般教育を確立することを急務と考え、責任をもってその立案計画に当る母体を存置すべきだとしている。早急な教養課程の廃止は一般教育の消滅を招くおそれのあることも一考されたい。

総括 以上のように、研究と教育に関する試案内容については、研究機能の実質的な低下、したがってそれにとともなり学問水準の低下を警戒する意見が濃厚である。このことは、大学における「研究」をどのように考え

ているかあいまいであること、および、大学を「教育」機関としての側面のみからとらえて学術研究の場ないし文化創造の場としての大学の意義を全体として軽視しているきらいがあることと関連しており、「教育を行うため必要な研究」という表現も、大学における「研究」の矮小化を印象づける。大学における被教育人口が増大し、教育負担が増加することと、一方高度の専門的研究を進めることは、組織的・運営的に止揚されなくてはならないが、その結論が研究と教育のいわば「機械的」分離に墮するとすれば、それは、いうところの「機能的」分離ではあるまい。試案内容は、大学の種別化、総合大学の否定傾向、教育の適応効率主義、規制的管理の強化などの諸問題と関連づけてこれを見るとき、多分に、研究と教育の機械的分離あるいは大学における研究機能の軽視を危懼せしめるのである。研究およびこれに密接する問題は、すべて「大学院」に集中され、われわれの概念での「大学」はむしろ試案における「大学院」ないし第6種（および第5種）高等教育機関に当たるとも解されるが、一方、第2種大学における大学院設置も示唆されている。しかも、今度の試案内容では、上記意見中にもべられているように、この「大学院」の構想がまったく明確でない。そのため批判の余地もないわけであるが、大学の本質的な問題はこの部分にふくまれるので、今後における十分な検討を希望するものである。教育については、その課程および方法の改善の方向について、同意しうる部分も多いとする意見が少なくなかった。しかし、一般教育のとらえ方が必ずしも積極的とはいえないこと、また、教育についての考え方の全体的な傾向が、学生の立場に立って考えてみるという配慮に乏しいなどの指摘があることに留意されたい。総じて、「教育」の目標を「適応可能」で「実用上有用」の人間をつくるという視点におきすぎているという批判があることは前項までにも言及した通りであるが、教育の本質についてのより深い洞察を要請したいと思う。

Ⅵ 学生の生活環境その他について

中間報告第2の10.12.13 などに関連しては以下のような意見がのべられた。

1. 「授業料などの受益者負担が妥当な金額になるよう配慮すると共に設置者や専攻分野の違いによって極端な差異が生じないようにすべきである」というとき、その妥当な金額が現行のそれより大幅値上げにならぬよう慎重に配慮してほしい。
2. 「国以外の一般社会からも大幅な資金的援助がえられるようにすることが望ましい」とする主文に対する説明がないが、教育の中立性、大学の自主性に関連して、具体的には慎重な手続きを必要とするわけで、詳細な説明を期待したい。
3. 同項の説明中、「さらにこのような財政援助についてはあくまで国の主体的な立場が保持され」とあるが、「国の主体的立場」とはどういうことを意味するかが明確でない。大学の自治とどうかかわるのかも明らかにされることが望ましい。
4. 学寮問題の根本解決をどのように図るのか、その真意が明らかでない。全体に、この項においては、学生の自治基盤を破壊し、学生の「善導」のみを強調しているきらいがある。
5. 学寮は、現在厚生施設としてもきわめて不十分であって、その改善充実の努力を希望する。
6. 合宿セミナー方式は、寮問題としてでなく、本来の大学の機能として拡充・整備してゆくことが望ましい。
7. 入学試験については、技術的検討のみでなく、その根本の意義に立戻って検討する必要がある、そのためには、入試改善のための責任ある研究機関を設置することを考慮すべきである。
8. 体育の一般教育内における取扱い方が消極的である。

総括 全体に、この中間報告においては、学園内における学生の地位および学生生活についての積極的提案は著しく乏しい。これは、第2の7の説明の末尾に「昭和44年4月答申『第4. 大学における学生の地位と役割』参照」と注されている通り、44年4月答申を継承する立場とうけとれるが、実は、この問題は、大学の形態組織についてのかなり革新的な提案がなされている現段階では、対策的発想をはなれて、さらに徹底的な検討を行なうべき課題である。学生の問題を没却しては、理想的な教育の実現、大学の運営はありえないからである。学生生活についてのあたらしい把握がなければ、その厚生施設にしても、課外活動にしても、正確な位置づけは不可能である。また、このことは、必然に、今後の日本の社会で、増大する学生層が社会的にどのようにとらえられ、位置づけられるかの問題にも関連する。それは、高等教育体系編成のためのひとつの重要な基盤であり、それを避けて新大学像は成立しないとも言うことができる。

Ⅶ 大学改革の進め方について

最後に、広島大学における討議過程を通じて、大学改革の進め方に関連して発言された事項をふまえて、当面、中教審に対し次の諸点を要望しておきたい。

1. 「中教審全体の審議状況」について見ると、昭和45年4月までに学校教育の拡充整備のための基本構想を作成し、昭和45年末までに行政上・財政上の措置について検討を終え、最終答申を行なうということであるが、これらの経過中、大学の自主的改革の計画ならびに大学の意見を充分尊重し、また、大学との意見交換を充分おこなうことを希望する。すでに、アンケートによる意見聴取の試みが一回おこなわれたが、アンケート調査にはおのずから限界がある。また、公聴会形式でひろく社会の意見を徴することも重要であるが、問題の当事者としての大学との意

見交換を避け、形式的な世論聴取の方法のみに依拠して改革論を進めることは、近道のようにあつて近道ではない。しばしば批判されるように、中教審自体が真の大学改革を裏切る存在に堕さないことをつよくのぞきたい。

2. 中間答申は多くのあたらしい提案をふくみ、それら個々について同意しうるところが少なくないことは、上掲の諸意見中にもべられており、批判にわたる意見も実はよりよき方途への積極姿勢にうらづけられたものと理解されたい。しかし、全般に、われわれが不安を覚えるのは、現実の実情調査がおそらく不充分であつて、改革が、現実の矛盾の是正の要請から出発するというよりも、一定の理念的基礎にもとづいて構想されるといった傾向である。中教審はわが国の大学のおかれている実情を文部省の資料によつて研究したかもしれないが、大学そのものについて徹底的に実地調査を行なつた形跡は乏しい。各大学の改革案も若干参照されているように見えるが、それもきわめて不充分と考えられる。各大学の改革案にはそれぞれの制約はあるものの、いずれも深刻な現実体験に出發したものであることを留意されたい。

3. すでにⅠの項にもふれた通り、高等教育制度の改革、あたらしい大学の形成ならびにその創造的運営に当たつて、もっとも必要な条件のひとつは、行政組織およびその運用の現状の改革である。これは、中教審としては今後のプログラムにあるかもしれないが、その点への徹底的な分析と提案がともなわなにかぎり、試案にもられる理想像も矮小化し固定化するおそれなしとしない。現在の国立大学における問題のひとつはむしろ大学の管理運営が一般行政システムにつよく組みこまれている点にあるのである。また、それに関連してもっとも重要な事項のひとつは、現実、日本の各大学はいかなる手順で、いかなる形の大学へ移行するのかの問題である。その過程で、各大学の歴史・個性・地域的要請などの諸要素がいかに評価され、また、各大学自体の意志がどのように反映

されるのかは、われわれの深刻な関心事である。これらは、中教審のみの課題でなく、その答申をえて後の文部行政の課題でもあるが、その具体的な経過をわれわれは深甚な関心をもって注視する者であることを、最後に述べておきたい。

山 口 大 学

I 高等教育機関の目的・性格の多様化について

わが国の高等教育機関は第1種～第6種の6種類とすることが望ましいとされているが、山口大学は博士課程のある医学部、修士課程をもつ工・農学部、大学院をもたない文理・教育・経済学部から構成されている。このように種々の種類をもつ大学では、将来の理想的な姿はどのように考えられるか。総合大学として十分な機能が発揮できるような機構が望ましい。

また、文理学部のような複合学部は新しい構想ではどのように考えられるか。複合学部としての特色が十分生かされるようにしてほしい。

II 次に教養部体育研究室教官の意見を記述する。

1. はじめに

このほど公表された中央教育審議会第26特別委員会の「高等教育の改革に関する基本構想試案」に関し、特に従来一般教育課程の中に必修科目として位置づけられてきた保健体育のあり方について検討した。

同試案第二項「高等教育改革の基本構想」の2に「教育課程の改善の方法」として：

- (4) 保健体育については、課外の体育活動に対する指導と全学生に対する保健管理の徹底によってその充実をはかる。

とあり、また3.「教育方法の改善の方向」として、

(3) 学園における体育的、文化的な活動については、そのための指導センターに専門家を置いて充実した学生生活を享受できるよう指導と援助を与える。

とある。すなわち教育課程の改善の方向として課外体育と保健管理を重視している反面、これまでにとられてきた必修科目としての保健体育の意義がまったく考慮されていないことにわれわれは特別の懸念を抱くものである。当研究室では、これまで再三にわたり、大学において保健体育が必修になっていることの意義を確認してきたので、こゝにあらためてその意義づけをするとともに、大学における保健体育科目を必修科目としてさらに推進するよう要請する次第である。

2. 大学生の体格と機能

通常大学生の年令層は18才から22才までである。この年令層においては、身長伸びはほぼ頂点に達し、形態的発達をとまる。このことから、大学生においては体育実技を必修としなくてもよいのではないかの意見が聞かれるが、これは体育の持つ重要な使命を看過している議論である。すなわち、体育活動の主眼とする目標は、形態的な発達というよりはむしろ、機能上の充実ということである。

ゆとりをもって働き、学ぶための基礎となるべき体力、とりわけ日常生活において大切な運動機能である持久性と筋力などは、大学年令層においてもまだまだ大いに伸びる可能性を持っているだけでなく、これらの機能は終生鍛えることによって高い水準に維持できることが研究データからも証明されている。

単に運動クラブ員のみならず、全学生を対象に、正しい体育活動のあり方を指導することによって、体力を高く保たせ、疲労や疾病から守ることは、大学に学ぶ者全体に正課体育を置くことによってはじめて実現されるといって過言ではない。

3. 運動処方側の側面から

体育活動の重要性は、今さらあらためて力説する必要はないであろう。しかし、学生に自由に身体運動をさせることは、正しい意味での運動処方とはなり得ないのみならず、誤った処方によっては種々の危険をともなう。また、試案で強調された課外体育にのみ頼ることは、体育スポーツ活動の大衆化の方向に反するものとなる。

体育活動を正課として必修することによって、身体的に恵まれない者にも、スポーツをあまり好まない者にも等しく運動処方することになり、ひいてはあらゆる学生の体位・体力を向上させることにつながるのである。

従来正課体育の実技時間割は週に1度2時間を原則とした。学生の身体活動の機会としては、これだけ不十分なことは言うまでもない。しかし、他教科との兼ね合いの上からこれ以上ふやすことが困難とすれば、一般教育科目の再編成にともない、体育も全学年を通して必修とし、日常生活でも学生が進んで体育活動を取り入れるための指針を与えるためにこの限られた時間を活用するよう仕向ける必要があるであろう。

4. 人間形成の側面から

大学生は身体的には成人の域に達しているとはいえ、人間形成の面では未完成な点を多くもっている。それだからこそ、従来の一般教育科目としても全人教育の意義は高く評価されたのである。

われわれは体育教師として、体育が人間形成に担う役割はきわめて大きいと考える。例えば、サッカーやバスケットボールなどのチーム・ゲームを通じて共通目標を目ざして集団間で協力し合うことの重要性を十分に体得できたし、あるいはほとんどすべての体育活動を通して精神力や機敏な判断力など、他教科では養うことのできない精神的要素をも身につけることができた。

さらに、近年盛んになってきたスキーやキャンプなどを正課体育に組み入れて集団で数日間の共同生活を送ることができれば、現在の大学教

育の大きな欠陥とされている教官と学生の人間的な接触もでき、最も多くの学生の求めている“充実した学園生活”を享受する上で一役を担うことができ、大学生活を有意義なものとするきつかけを与えることは疑いない。

以上のような人間形成上の目的を正課体育の中で果すためには、いくつかの工夫と改善が必要であることは言をまたないが、高等教育機関の改革の一環として正課体育のあり方をも含めて、再検討し、更に充実すべき時期がきていると思われる。

5. 終身教育の一環としての正課体育

初等、中等教育においては、現在全ての生徒が正課体育を実施しており、さらにその生活化をめざし教育の中でますます大きな位置を占めようとしている。一方社会教育においても体育の振興策によってその認識が高まっており、最も運動の機会の少ないと考えられる家庭の主婦においてさえも体育を生活の中に固着させるべく努力がなされている。

初等、中等教育につづく高等教育において、正課体育が必修科目から除外されるならば、終身教育の一貫した流れに空白の部分を作り体育の生活化に対する大きなブレーキとなる危惧がもたれる。

6. 体育学研究の動向の側面から

新制大学発足以来、一般教育課程に必修科目として位置づけられて20数年「体育学」を確立すべく特に大学体育に関係する教育、研究者は最善の努力を払って来ている。その成果は体育学会の参加者及び演題数をみても数千という膨大な数になっていることからもうかがい知ることができよう。

体育学の研究分野は隣接の学問分野と相たずさえてこれ迄独自の発展をとげて来ている。また将来の発展を考えてみるに数多くの未解明の点が残されている。この様な学問的寄与は大学教育の一環としての体育研究者の努力に帰するところは少なくない。また体育学関係の大学院も設

置されている現状から、将来育ってくる若い研究者、さらに現在大学体育の研究者の意欲をそぐものであってはならない。

以上のように、これからの大学体育が、教育学、体育学に疑いもなく貢献することは明らかである。それにもかかわらず、今回の試案の精神からは教育面だけでなく研究面に対しても改善の方向を示していないように思われるので、この点をも考慮するよう要請する次第である。

徳 島 大 学

標記の中間報告について慎重に検討をかさねた結果、本学の意見はつぎのとおりである。

この試案には高等教育の改革に関する基本的理念が明確に示されていないことをまず指摘しなければならない。また試案に示された各項目の内容を検討すると教育基本法第1条および学校教育法第52条などに明示されている戦後の大学教育の理念を否定するものである。

とくに、重要な問題点をあげると次のとおりである。

1. 新制大学において一般教育のもつ意義はきわめて重要であり、今後の大学改革においてはこれを充実させ、十分に定着させなければならない。しかるに、この試案は一般教育の改善の方向として「それぞれの教育課程に含め総合的に実現する」または「それぞれのコースの中心的なねらいに合致する内容をもつ」などとのべている。

このような構想にもとづく一般教育のあり方は、人間としての一般的基礎的能力の育成、諸知識の知的統合、さらには判断能力、批判能力の養成をめざす本来の一般教育の主旨を十分に達成することが困難である。

2. 大学における教育と研究は、本来分離できるものではない。しかるに、この試案では高等教育機関を教育機関と教育研究機関に類別し、さらにい

ずれの機関の内部組織においても教育と研究の機能的分離をめざしている。

大学の教育は、創造力豊かな人間の養成を目的としており、教育と研究が一体となつてこそ、はじめて大学の充実発展が期待しうるものである。

3. 大学の任務は諸知識を統合しうる知性をそなえ、より良き社会を創造する人間を育成することである。

しかるに、この試案は高等教育機関をその「目的・性格の多様化」を理由に6種類に類別し、能力別格差教育をめざしている。

これは「国民的立場」という名において、産業界の要請に対応しようとするものであり、大学の本来的な教育を阻害するものである。

4. 大学の管理運営は本来、大学のすべての構成員の意志を集約して行なわれるべきものである。しかるに、この試案は大学の中核的管理機関の強化、さらにそれへの学外の有識者の参加を提案している。

このような管理体制のもとで、果して自律的管理運営が可能であるか否か、また新しい大学の自治が確立できるか否か疑問である。

5. この試案は、教員養成制度・医学教育を「別途の検討課題」とし、また、研究にかかわる具体的問題などの本格的な検討を「今後にゆずる」としていることは、理解しがたい。

本来、大学改革は大学の自主的努力と政府のこれを支える制度的保障、財政的援助によって達成されるべきものと考ええる。

香 川 大 学

○ 教育学部教授会

標記の中間報告（以下「試案」という）は文部大臣の「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策」についての諮問に答申するため、中教審第26特別委員会が審議の結論を概括し公表したものである。

この「試案」は昨年4月に「当面する大学教育の課題に対応する方策について」の答申を発表し「大学法」への道をひらいた中教審の御用機関的な性格をいっそう明確に示している。「試案」は大学における教育・研究の自由を奪い、わが国の教育研究体制をふたたび国家の統制下に置こうとする危険な思想を内包するものといわざるを得ない。かかる「試案」は自主的かつ民主的な大学改革をめざす我々としては、とうてい容認できるものではない。以下細部に立ち入ることなく基本的問題のみをあげることにする。

1. 「試案」では、大学制度を根本的に再検討する必要が生じたのは、これまでの高等教育に対する考え方やその制度的わく組みが、高等教育の普及（大衆化）と社会の複雑高度化に適切に対応できなくなったためであるとしている。この論は今日の大学問題の生じた根源を一方的に大学側にのみ置き、いわゆる社会のひずみに対する考察をさけ「社会の要請」の名を借りて大学改革を強行しようとするものであり、本来大学の機能の一部である批判の府としての役割を無視している。
2. 今日、大学は自主的に改革を進めつつあり「試案」も認めざるを得なかったように、こうした当事者の着実な努力の積み重ねを尊重することなしには、いかなる制度的な改革もみのりあるものとはならない。しかるに「試案」は「各界各層の理解と協力」や「国民全体の立場からの合理的かつ現実的判断」などを理由に大学の自主的改革を認めようとせず、大学と大学教育の国家統制への道をおし進めようとするものである。
3. 大学はあくまで自由を前提とし、研究と教育を一体化してこそその使命

をはたし社会に貢献し得るのである。しかるに「試案」は研究と教育を分離し、教育機関の目的・性格を「多様化」することを改革の基本構想としている。これは大学間の格差を設け新たな差別を作り、また教育を速効的な職業訓練へとおし、結局は研究をも職業教育に従属させることによって大学を「産業界の要請」にのみ合致した高等教育・研究機関へと変質させることになる。

4. 「試案」は大学の「公共的な機関としての責任」を強調し「大学と設置者それぞれの責任と権限」を明確にすることをもとめ、大学の自治に対しては「本来の意味以上に拡大解釈されてきた」としてこれを攻撃している。そして大学の管理機関を教育・研究機関から切り離し、これを強化することや、財政操作や教員人事への介入を通して国公立のみならず私学をも含めた全大学を国家権力の統制下に置こうとしている。

以上の諸点からみても「試案」は、大学自治の基本理念をおびやかし、ひいては憲法・教育基本法にもとるおそれなしとしない。よってわれわれは、この「試案」に反対し、中教審みずからこれをすみやかに撤回されんことを要望する。

○ 経済学部

中教審「高等教育の改革に関する基本構想試案」についての本学部の見解は、概ね国大協の「高等教育の改革に関する基本構想試案の問題点」に述べられているところに賛成であるが、猶それに加えて、中教審中間報告が大学および大学の自治に関する省察をもたず、特に大学における学生の地位と役割について積極的意義を認めていることは遺憾である。

○ 農学部

この「試案」には多くの問題点を指摘できるが、その中で特に重要であり基本的であると思われるのは以下のとおりである。

- (1) この「試案」は、学術研究体制、研究条件、研究費の問題および高等教育の理念など基本的な諸問題を検討することなく、単に産業・経済界の高・中級技術者の需要の増加、一般国民の大学進学率の増加などのみをとらえて出発点としているところに大きな誤りがある。社会の要請に対応しているが、現在社会をみるだけで未来社会をみていない。このことは未来社会建設への大学の役割を否定するものである。
- (2) 大学教育の大衆化と学術研究の高度化の要請ということを本来的に対立するものとしてとらえ、教育と研究を切り離して、大学を機能的（職業別）に分けることですべてが解決されると考えていることには賛成できない。大学における教育と研究は一体のもので、両立させねばならないし、させることができる。それは教育条件、研究条件など容体的条件の整備によって解決できる性質のものである。「試案」はこのことを考えていない。
- (3) 高等教育を職業教育に矮小化するのは重大な誤りである。「試案」が大学における一般教育を否定的にとらえ、また短大や高専を高等教育機関と考えているのは、そこに原因がある。短大および高専は後期中等教育機関とすべきである。
- (4) 高等教育を職業教育とみなし、大学を産業・経済界の要請に応じて職業別（目的別）に多様化させると同時に、それぞれの教育内容を画一化することは、本来の大学教育の理念に反することであり、学術研究の発展を阻害するものである。また大学の性格を教育水準に即して区分することは、大学を格付けする結果となり、大学間の格差をますます大きくし、特定大学への集中化を強め社会的混乱をまねくものである。このようなことを考えるまえに、今までの文教諸施策の誤りを反省し、現行の大学の整備・充実をはかるべきである。とくに大学間における格差を無くする方向への努力がなされるべきであり、それぞれの大学が同一レベルにおいてそれぞれの特徴が発揮できるように条件を整備することが重要である。このように大学の研究・教育の条件を整備・充実すれば、大学間における教員人事の交流も円滑に行なわれるようになる

であろうし、また特定大学へ受験生が集中するようなことも無くなるであろう。

- (5) 高等教育の場における教員組織の強化、教育条件の整備・充実といったことは考えずに、教育内容の画一化、研究と教育との分離など、近代化をよそおった教育の効率化、合理化によって大学教育の目的を達成しようという一方的な考え方のみを強調している点賛成できない。
 - (6) 再教育は必要であると考えるが、「試案」は職業技術教育に偏している点で賛成できない。
 - (7) 大学の自主性、一体性の確保は大学の民主的管理体制の樹立によって達成しなければならないもので、管理体制の強化に求めることは誤りである。さらに、大学の閉鎖性の排除を強調して、強化された管理機関に学外者を加えることは大学自治の否定につながる恐れがある。
 - (8) 「時代の要請にこたえ」、「国民全体の立場に立つ」て高等教育機関を国が「望ましい方向へ誘導」しようとするとき、大学の自治、学問の自由は保障されない。「試案」の方向は大学の研究・教育に対する国家統制への道を開く危険性がある。
 - (9) 従来、大学では教授、助教授、講師、助手というように職階制を設け、いわゆる縦の関係を維持してきた。これが大学の教育・研究組織の矛盾を大きくしてきた原因となっている。教授の定員数をふやし、教授と少数の準教授をおくだけで、基本的には職階を認めるべきでない。とくに教員のなかに「助手」の職階を存置すべきでなく、研究・教育補助者は教員組織とは別の職種を設けるなど、他の方策により充実すべきである。
- 若い研究者が自由に独創性を発揮して研究と教育に専念できるような条件を整備することが日本の学術研究の発展にとって重要である。

愛 媛 大 学

○ A 学 部

〔1〕 高等教育改革の中心的課題

1. 基本的な考え方としては賛成だが教育と研究を完全に分離することを強調しすぎてはよくない。
2. 一般教育と専門教育の融合は言い得て行い難い。専門教育を通じて必要に応じ一般教育を課する方法が望ましい。
3. 境界領域や新発展の分野の育成のためには教育研究組織の再編成は必要である。
4. 文科系では閉鎖性、理科系（特に応用理学）では開放性がみられる。
これは学問の性質によるもので一律には云えない。
5. 当然そうあるべきである。

〔2〕 高等教育改革の基本構想

1. 原則的には賛成だが直列か並列か等の考慮が必要である。
一定期間毎に必要な単位を修得しないものは在学の資格を失うようにすることはよく、在学年数にも制限を付すべきだ。
2. (1) 賛成
(2) "
(3) 異議なし。現在の一般教養の外国語は中途半端である。一般教養の外国語には、独、仏、露を入れるべきだ。
(4) 賛成
3. (1) 教育工学的方法では血の通わぬ教育となりはせぬか。
(2) 賛成
(3) "

V T R 自体について質の問題もある。V T R 作成には中央機関が必要で小人数教育には教官確保から出発すべきである。

4. 開放された大学の考えはよいが夜間部増設と云った便宜的な手段に終らぬことが必要
5. 賛成だがこの原則を生かす具体的な案が必要。教育のみの組織の具体的説明がない。研究を通じての教育と云うことは尊重されねばならぬ。
教育のみの組織には研究生活を終えた人と云う方法もある。
6. 大学の努力によって特色を出せるよう国大協第1常置委員会案の一部意見にあるように小規模な学科、研究室単位でも博士養成を可能にすることが望ましい。第2種、第5種の機関に併設する時は教官陣を別にしないこと。学部と教養部の二の舞となる。
一方法として博士課程のみの独立の大学院を作って全国から学生を集めるのもよい。
7. 賛成だが管理機関は出来るだけ単純化すべきだ。
8. 人事の閉鎖性打破には賛成。人事について学外の専門家を選ぶ時にはその選び方に注意すべきだ。教官の任期制度には待遇の大幅な改善が必要である。外国人を任用出来るとよい。
9. (1) 賛成
(2) 法人説はよい。
10. 高等教育行政は教育代表が企画実施し、それが国民に対して責任をとるようにすべきだ。
11. 賛成
12. 賛成である。寮は大学の管理の外に出すべきである。
13. 賛成

○ B 学 部

第1 高等教育改革の中心的な課題について

1. 学術研究高度化の要請として、学術の進歩がめざましいから研究を行ないながら多数の学生を教育することはできない。したがって教育と研

究を機能的に分離すべきであるという考え方には問題がある。我々は大学における教育と研究は不可分であるとの立場を堅持したい。

2. 教育・研究活動の効率的な管理を考えるに当って、従来の組織や編成に対する十分な分析検討を行なわないで、管理体制の強化のみをとり上げて改革の実を挙げようとしているが、その姿勢には無理があり、もつと学部、学科、講座の適正規模を検討しなければならない。
3. 高等教育機関に対して国民全体の立場から計画性をもって調整援助をはかることは大切だが、実施を誤ると教育の本質を侵すおそれがあるので充分慎重に考える必要がある。

第2 高等教育改革の基本構想に関して

1. 高等教育機関の類型化6種のうち、3、4、6種は、はっきりしているが、1、2、5種は混在する型もあって不明確な点がある。何れにしても各大学がどの類型に属するかは、天下りの的に定めることには異論があり、自主的に決定できるようにしてもらいたい。
2. 教育課程改善の方向として、このような4つの基本方針を早急に建てることは好ましくない。特に外国語教育において従来の弊害を改善する意図はわかるが、実用性、便利主義に走り、詳細に規定しすぎるきらいがある。保健体育についても難しい問題をかかえており、慎重に審議を重ねる必要がある。何れにしても各大学独自の考え方も認めるべきであろう。
3. 教育方法改善の方向として3つの提案を行なっているが、これらの実施に当っては膨大な予算の裏付けと定員増を必要とし、教育工学的な手法も人間教育の方向とは相反する一面もあるので慎重に考えるべきである。
4. 高等教育の開放と資格認定制度の確立は必要であるが、どの大学にも画一的に制度化することは困難である。放送大学の構想は独創力の養成に不充分であるから、文化系第1種高等教育機関に限られるであろう。
5. 教育組織と研究組織の機能的な分離として、2、3の具体的方法が提

案されているが、現行の組織が過少定員であることを無視して、分離のみに重点をおいたきらいがある。大学においては原則として教育、研究の分離を考えるべきではないので慎重な配慮が望ましい。

6. 大学院のあり方として、博士の学位を得ようとする者のみを特に対象とすることは、現行の医学部におけるような弊害がおこりやすいので、充実した大学に博士課程をおき得るという現行制度の方がよい。なお大学院または学部教育、研究活動の補助として選ばれたもののみに処遇を与えることは不公平で全員に与えるべきであろう。
7. 高等教育機関の適正規模を考えることや、管理運営体制の合理化策として、副学長制をとることは賛成だが、人事面においては大学の自主性を尊重すべきで、天下りの人事は好ましくない。
8. 大学教員を魅力ある職業として、優秀な人材を集める意味において、教員の給与および処遇を抜本的に改善することは賛成である。
9. 国公立大学の設置形態に関する問題解決の方向として、現在の制度に対する検討が十分なされないまま、2つの体系に規制することには問題がある。

管理運営の責任体制を確立することは大切だが、何れも政府の規制が著しく強化される心配があり好ましくない。財政面に大巾な裏付けを与える前提が先ず確立されるべきであろう。

10. 高等教育の整備充実に関する国の計画的な調整法は国民全体の立場に立って立案することはよいが、先ず国大協または各大学から選出された委員会を中心として、これに学外有識者を加えて審議すべきである。

以上全体を通じて言えることは、管理運営体制の強化と組織の変更によって改革の実を挙げようという狙いが強く、現行制度の十分な分析検討がなされていない点に問題がある。中教審の構成メンバーから考えると止むを得ない面もあるが、現実には大学紛争を経験した各大学の声を充分吸い上げるよう、さらに慎重審議を重ねる必要がある。

○ ○ 学 部

A 全体について

- (1) 先きに中教審は大学関係者をも含めた有識者に対して、大学改革路線についての意見の聴取をしたがこの企て自体が、文部省の上からの企てであったために、大学人から反発を買い、したがって必ずしもデータの集計は大学関係者の意見を現わしたものとは言えない。
- (2) 今回も大学の自主的努力は尊重するといいつながら、国民的合意の名の下に特定の団体の意見を偏重し、また、漸時的試行の積み重ねが適当としながらも、上から急いで結論を出そうとしている。(一挙実施の狙い)
- (3) この構想が大学紛争解決の一助として出されているが、この紛争の根は複雑かつ深刻なものであり決して大学制度だけにかぎられるものではない。教育制度としては却って下から(初等、中等教育)改革さるべきであつて、順序が逆になっている。
- (4) 大学教育のプラグマティズム化
経済界の要請を重視する場合、当然大学教育のプラグマティズム化が起きてくる。しかし、国家百年の大計を期待すべき大学教育が実用主義で扱われるべきではない。高邁な大学の理念が欠けているといわねばならない。
- (5) 大学管理運営機関の二元化
管理機関と審議機関の分離を計っている教授会の位置との関係
- (6) 教育機関の目的、性格の多様化と教育課程の統制
- (7) 総合大学の解体 単科大学の設立を狙っている。
- (8) 学生の生活と権利の軽視(寮の問題、受益者負担等)
- (9) 職員の役割の無視

B 教養部に関する問題について

一般教育の軽視が試案全般に流れる基調と解してよい。一般教育については色々改善さるべきものがあることはいふまでもない。しかしこのことの主

な理由は人員の不足である。教員定数を極度に減らして理想的教育を要求することが無理である。

(1) 基礎教育の専門総合

法文、理の学部のある処は可能であるがその他の学部でやるとすると教養部の必要が生じてくる。

(2) 体育科目の件

サークル活動の指導という面で現在のスタッフは必要である。もし教官不在とすると学生の一部が指導の立場につくこととなる。

福岡教育大学

I 教育の理念

教育とは、人間の尊厳と自由を自覚し、平和にして文化的な人間共同体の形成者としての普遍的にして個性的な創造性ゆたかな英知ある人間の育成をめざすものである。根源的に問題を追求する人間こそが、めまぐるしく変化し、発展をとげていく現代社会に対応しうる人間となりうる。

将来、ますます複雑化していくであろう激動の時代においてこそ、まずこの理念および目的はあらためて確認されるべきである。

II 「基本構想試案」について

1. この試案に一貫しているものは、教育・研究の成果を効率によって計量しようとする「効率の思想」である。この思想から以下に述べる問題点が現われてくる。

教育・研究の営みは、本来、効率によってはかりえないものである。

〔I〕に述べたように教育の理念を規定したわれわれは、高等教育の改革にあたっては「効率の思想」は破棄すべきであると考えている。

2. 高等教育機関の種別化は望ましくない。現行の単線型的な教育制度を充実させることによって、国民全体に平等な教育を受ける権利を保障すべきである。

今日の大学の貧困は、制度上の問題に由来するものではなくむしろ政策上の誤りに由来するものである。学生数の増加と教職員の不足は、諸研究施設の不備と相俟って、ますます深化し高度化していく学問の進歩に対応することを困難にしている。

高等教育の種別化は必然的に研究体制の差別化をもたらし、教育と研究の全体において質的低下を招くであろう。

3. 教育と研究の分離は、そのことによって教育の質を低下させ、研究の衰退を招く。学問研究の進展は、ただちに教育内容の改善と結びつくべきである。

分離することは、教育を学問研究の進展からとり残すことになるであろう。そのことは、また研究の地盤を弱めることにもなる。

今日のように流動している社会においてこそ教育と研究は不可分のものなのである。

4. 学外者を加えた教務・財務・人事に関する機関を設置する構想や大学の設置形態に関する構想は、一見国民全体に「開かれた大学」への道をひらくかに思われるが、過去の経験に照らして国民の一部の階層のみを代表する機関となり、実際には大学が政治的経済的圧力によって支配される危険をはらんでいる。

大学人の良心と自覚に期待して、社会に対して開かれた大学を大学人が独自の判断で創造しうるよう配慮すべきである。

5. 大学の運営に関しては、創造的な知的活動を使命とする大学の機能にかんがみ、管理運営の合理化の名のもとにいたずらに管理体制を強めることは好ましくない。教官・学生・職員の三者の意見が十分反映しうるような機関を設けて、真に自立的な運営がなされるようにすべきである。

そのことによってこそ責任の所在もあきらかになり、自覚も生まれてくるであろう。

6. 教育工学への期待は現代社会において大きいが、過大評価はいまいねばならない。教育の場合、量的な効率に対して注目するよりは、質的向上をめざして導入を考えるべきである。これまでの教育政策の貧困の結果としての教官不足と進学者の急増に対応しきれない現状を、教育機器の安易な導入によって補うべきではない。
7. 広く高等教育全般にわたって、国の財政援助は十分に保障されていない現状を直視すべきである。援助にともなう統制の問題を含めて、援助の方法の如何が教育・研究のあり方を左右する。大学研究機関の主体的・創造的な発展を疎外しないよう、さらに慎重な検討を要する。

九州工業大学

本学においては大学問題懇談会で検討中であるが、以下の各項について、下記のような意見がある。

なお、その他の項については、検討中である。

記

1. 第1-1（高等教育の大衆化と学術研究の高度化の要請）

大学が社会に順応すべきことのみ強調される反面、たとえば社会の学歴偏重の風潮が今日の教育の混乱の主要な原因となっていること等の反省が求められていない点が不満である。

2. 第1-2（高等教育の内容に対する専門化と総合化の要請）

現実の問題として疑問がある。

3. 第1-3（教育・研究活動の特質とその効率的な管理の必要性）

「効率的管理」の運営に疑点がある。

4. 第2-5 (教育組織と研究組織の機能的な分離)

教員数の画期的な増加が必要である。

5. 第2-7 (高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化)

「学外の有識者」の選定については、大学の意見を尊重し、慎重を期すべきである。また、第2-11 (高等教育の整備充実に関する国の計画的な調整)における国の計画的な調整機関についても同様である。

佐 賀 大 学

○ 教育学部

1. 高等教育機関の目的・性格の多様化は認めてよいが、このために大学間の格差を助長するようなことのないようにしたい。なお、教員養成制度については別に考えるとあるが、教育実習等も併せ考えて、専門的な授業に従事するための資格能力を得させることを十分に配慮してほしい。
2. 教育課程の改善について、一般教育と専門教育という形式的区分を廃し、総合的な教育課程をとる方向には賛成である。一般教育のタテ割方式、又はクサビ形方式が望ましい。
3. 教育と研究との分離については、少なくとも教員養成学部としては認めることはできない。教育組織と研究組織どが一体であって初めてそれぞれの効果もあがるものとする。
4. 管理運営の合理化を図るべきことは当然であるが、この場合も評議会、教授会等の運営を合理化することによって、大学自治の実をあげていくべきである。学長のほかに副学長制を設けることは派閥を助長したり運営の円滑化を害する恐れがあるので反対する。学外者の参加についても反対である。特に教員の人事に学外者が参加することは絶対に不可。
5. 教員の人事・処遇について、同種繁殖、仲間擁護、不適格者の温存等の

弊は極力排除しなければならない。任期制についても、教育・研究の成果を認定するに十分な時間を取り、厳重な審査の方法がとられるならば賛成する。処遇の改善、職階制の打破（教授、助教授、助手等の区別の廃止）教育補助員の配置等が講じられねばならない。

6. 学生参加については、なお慎重な配慮が必要である。少なくとも人事や教務については、学生の参加は認めがたい。
7. 学生寮等に対する積極的な配慮が望ましい。
8. 入学者選抜制度の改善にあたっては、かつて行なわれた能研テストに対する反省を十分に示して、その上で共通テストの問題等をうちだしてもらいたい。

○ 農 学 部

このことについて、下記の意見がありますので報告します。

記

1. 高等教育の改革の必要性は認めるけれども、その及ぼすところ極めて甚大であるので、徒らに結論を急ぐことなく、充分論議をつくすべきである。
2. 大学が閉鎖的であってはいけないということは充分理解するけれども開かれた大学の名のもとに、余りにも社会乃至は企業の要請に直接応ずることのみを求めようとしているように思われる。大学は学校教育法に示されている通り学術の中心として深く専門の学芸を教授研究するところでなければならない。真理・原理を探究することによって社会に貢献する面を更に重視する必要がある。
3. 教育と研究は不可分である。

研究なくして高度の教育ができないことは当然であるが、研究それ自体についても教育を併せ行なうことによってその水準を高めることができる。

4. 高等教育機関の多様化は必要ではあるが、一部の大学のレベルアップをするために、一方でレベルダウンをする様なことがあってはならない。高

いピラミッドを作るためには底辺を広く且つ高く維持することが大切である。

5. 高等教育機関の管理運営について副学長制度或は学外の有識者を加えた適当な管理機関を設けることなどが提案されているが、教育と研究の自主的・一体的運営のためには上記両案は不適であると思ふ。

○ 教 養 部

日本の大学の歴史のなかで、もっともきびしく「大学とはなにか」「大学はいかにあるべきか」と根底的な問いが大学の内外からなげかけられているなかで、中央教育審議会第26特別委員会が、「相当長期にわたる見通し」にたつて、大学の類別化、教育と研究のあり方から、管理運営、そして入学試験をもふくむ包括的な改革内容をふくむ「高等教育の改革に関する基本構想試案」を発表したことに、われわれ大学人は、ふかい関心をよせるものである。論すべき点は多くあるが、具体的改革内容の土台となっている「試案」の基本的考え方ともいふべきものを中心としながらわれわれの意見を述べることにしたい。

すでに、大学紛争の噴出によって大学がもっている各種の欠陥については数多く指摘されているところであり、「試案」が指摘する人事の停滞、教員の創造性・自発性・積極性の欠如、各学部・学科の閉鎖性とセクト主義、全体としての硬化現象など、いくつかの点は、大学紛争を経験した大学人として、改革すべき必要性を痛感しているところである。また、「試案」のなかに提案されている具体的改革案のいくつかは、大学紛争のなかで各大学が苦闘のなかで生みだした独自の改革案をとりいれ、それ自体としては部分的には肯定できるものがある。たとえば、第一-2「高等教育の内容に対する専門化と総合化」の指摘、第二-2「教育課程の改善の方向」のなかにふくまれる一般教育にかんする提案、第二-3-(2)にある少人数教育の増強、第二-5にある教授、助教授、講師、助手の区分の再検討、第二-8の教員の待遇の改善

などは、すなわちそれである。

しかし、「試案」の部分的指摘や改革提案に賛意を表明するところがあるとしても、われわれは、この「試案」全体にたいしては批判的態度を表明せざるをえない。なぜかなれば、部分的な積極面も、全体を貫く考え方に問題があれば、その積極面も全体的構想に制約されて、期待する効果を發揮できないばかりではなく、逆の結果をもたらすことになりかねないからである。われわれは、「試案」を貫く基本的な考え方に重大な誤りがあると考えてるので、この「試案」全体に反対の態度を表明せざるをえないのである。

では、「試案」を貫く基本的考え方とはどのようなものであろうか？ それは、個々の現象としては、われわれも認める大学の欠陥の最大の原因を「大学自治の過剰」に求め、したがって、改革の基本線^を大学自治を制限して、「外部の有識者」という名で産業界や権力の意思がより直接的に大学に反映するパイプを通し、それを土台に大学の管理運営、研究、教育を「合理化」し、能率をあげんとすることにあると考えられる。われわれも、従来の教授会自治を中心とする大学自治に欠陥があることを認め、根本的な検討と改革がなされなければならないと考える。しかし、われわれは、大学の教員のなかにある研究や教育にたいする創造性や情熱の欠如、地位への安住と權威主義、そうしたことにもとづく大学全体の保守性や時代的適應性の欠如といった欠陥の大きな要因を、「試案」が考えるように、「大学自治の過剰」や「学部自治の過剰」にあると考えるのではなく、逆に総体としての「大学自治の貧困」と大学自治が教授会自治に矮小化されていることにあると考えるのである。たしかに、現象的には、教員が教授会自治にあぐらをかいて無気力で利己的な大学生生活をすごしていることや、教授会自治の閉鎖性が大学全体としての能率的な運営を妨げている面のあることを、われわれも否定しない。しかし、このことは、「試案」が制限しようとしていることからうかがえる「大学自治の過剰」に根元的要因があるのではなく、われわれの経験からしても、論理的にいっても、逆に、「大学自治の貧困」が、学内研究の自由の

わずかな保障である教授会自治をマイナス要因に転化させたということが出来る。われわれが、教育や研究の面でほんの僅かな改革を試みようとしても、大学設置基準であるとか、国立学校設置法などの枠にしばられて、自主的、創造的作業は殆んど実現不可能であり、そのことは、大学が財政的自主権を全くもたないことと、従来の文教政策の貧困によって倍加されているというのが、ながいあいだにわたる大学の実情であることは周知の事実である。すなわち、人事を除いては、法と金の両面から金縛りにあって、なんら自主的な、時代と場所と伝統に適合した創造的活動や改革をなしえないような「自治の貧困」に大学がながく閉されてきたところに、大学の構成員の創造的な、生々とした研究や教育活動を行なう情熱を喪失させ、学問研究の自由を守るたった一つの条件であった教授会自治を教官「安住」の条件に転化さす傾向を生みだしてきたのである。したがって、大学が今後ながい将来的展望にたって、真に社会や国民にたいして責任を負うことができる多面的にして創造的な研究、教育活動を展開できる場として改革されるためには、なによりもまず、「大学自治の貧困」を克服することこそが、絶対不可欠の条件である。「試案」が考えるように、わずかに存在する人事面の自治すら剝奪しようとする態度は、本末を誤ったものといわなければならない。

大学における自発的創造性展開の根本条件である大学自治を奪いながら、反面、産業界が要請する「合理的・効率的大学運営」に答えなければならない「試案」は、人事をはじめとする大学の管理運営全体に「学外の有識者」（おそらくその中心は、財界や政界の代表者になると予想される）に窓を開くことによって産業界の要求が大学にストレートに浸透できるようにし、その意思が能率的に学内で実行に移されるように、学長・副学長をはじめとする少数の管理者に権限を集中する方法（第二-7、8）で対処しようとしている。そして、最終的には、政府が財布のヒモを握りつづけることによって、そのことを保障し、貫徹しようとしている（第二-9）。換言すれば、「試案」が画く大学改革の基本構想は、大学の「行政機関」としての性格に批判を加え

るような装いをとりながらも（第二－９）、その実、実際的には、きわめて行政機関的性格のつよい機構に改革しようとしているものといわなければならない。

一見合理的にみえる管理、研究、教育の機能分化も、こうした基本的理念に基礎をおいているかぎり、重大な問題をもたらしことを指摘せざるをえない。深刻な大学紛争のなかで管理問題にタッチするわずらわしさをいやという程体験した大学の教員にとって、管理運営問題から解放され、さらに研究と教育が分離されることは、心情として望ましく感じるむきも少ない。しかし、大学の管理運営権を少数者が掌握するということは、研究、教育の枠組を少数者が掌握するということであり、教育、研究にたずさわる教員が、その問題の決定に関与できなくなれば、その枠組のなかで行なわれる研究、教育は、創造性の乏しいものになり、教員は、上で決定されたことを受動的に消化していく存在に陥っていく危険性がある。そうなれば、現在、「試案」が指摘している欠陥を新しい姿で再現することになりかねない。にもかかわらず、大学の能率的運営を促進しようとするれば、金と力でひきまわす以外に方法はなくなる。その結果、大学はますます行政機関的性格をつよめてゆかざるをえなくなる。行政機関に転化した大学が、新しい価値を創造する研究の場として、また、人間変革を課題とする教育の場としての責任を果しえなくなることは論ずるまでもない。

さらに、「試案」の新構想として注目を浴びている大学の６種類類別化について若干の見解を述べるとするならば、これは、大学を「教育研究機関」（第１種、第３種、第４種）と「教育研究機関」（第２種、第５種、第６種）に分け、「教育研究機関」においても教育と研究を機能的に分離することによって、大多数の大学を教育専門機関に再編し、大多数の職員を教育専従者として位置づけ、その反面、「選ばれた」少数の大学、少数の教員に集中的、能率的に研究に従事させ、その成果を大多数の教員は学生に伝達する（放送、VTRの利用などを含めて）という構想と考えられる。これは、国家の経済

的効率からみて一見合理的のように見える。しかし、戦後における日本の学問の発展を支えてきた大きな要因の一つは、研究者の広範な土台の拡がりにあったことを想起するならば、あたかも、エネルギー産業のスクラップ・アンド・ビルド政策と同様の思考で、研究活動をスクラップする大学構想に将来を托すことはできない。

われわれは、「試案」の第二-2「教育課程の改善の方向」の(1)提案に基本的には賛成である。しかし、その実際上の効果をあげようとするならば、現在大学にいる教員の多数が、従来の研究システムのなかで蓄積してきた研究領域を拡大し、他領域についての理解をも深めるための新しい研究が積み重ねられなければならない。ところが、「試案」が構想する大学の類別化と研究・教育の分離から予想されることは、多くの大学人に研究の時間的余裕と物質的条件を保障する可能性は少いようである。したがって、もし、「試案」が考える大学の類別化、研究・教育の分離のうえに、第二-2の形式的実施のみが要求されるとすれば、個別化された専門科目だけが並列されるだけで一しかも、専攻目的に即したという姿で、総合的なものとはおよそ縁遠い—現行の一般教育の水準すら保ちえない、「専門バカ」にも到達できない「亜専門バカ」の学生を大量に送り出す危険性がある。

以上、「試案」の基本的考え方を軸に意見を述べてきたが、大学の停滞をはじめとする欠陥の原因を主として「大学自治の過剰」に求める思想を根本的に再検討し、逆に、「大学自治の貧困」の累積こそが、大学人の研究・教育にかける閉鎖性、消極性を生みだし、ひいては大学全体の動脈硬化をも生み出したという点を十分に反省し、財政的自主権をもふくめた大学自治の拡大のうえに「試案」にもられた具体的改革構想が再構築されなければならないと考える。

「教育は百年の計」といわれるように、長期的展望にもとづいて改革構想が準備されなければならない。とりわけ、20世紀後半から21世紀にかけての激変する社会に対応できる研究・教育の体制を確立するには、少数のり

ーダーシップや行政的指導によって多数の教員をひきずってゆくという態度では、これをよくなしえないことは明白である。われわれは、大学の全構成員が創造性を発揮できるような自由と物質的条件を伴った大学の成立によって、はじめて多数の英知を多面的な角度から発揮させ、変貌する社会に真に責任を負うことができる大学を築きあげる大道を敷くことができると確信するのである。もちろん、われわれは、「大学自治の貧困」によって累積した稊年の弊が、自治の拡大によって一挙に解決できるなどという甘い考えをもっているわけではない。そこには、ながい過程と試行錯誤が必要であろう。しかし、そのなかで行なわれる自己陶冶の相互淘汰の過程を経ることによってしか、歴史と社会に責任を負いうる大学を建設することは不可能だと考える。自己陶冶と相互淘汰を保障する最大の条件は、豊かな経済的裏づけと広範な大学自治以外にはありえない。

千 葉 大 学

○ 園芸学部教授会

中教審 4 5. 1. 1 2 中間報告「高等教育の改革に関する基本構想試案について」一応学部改革委員会の検討をへて、当教授会はずぎのような形で意見をまとめた。この問題は大学の将来にとって広範、かつ根本的な問題であるので、短期間に十分な検討がなされたとは思われず、さらに今後につづべき点の多いことも確認された。

1. 高等教育改革の中心的課題について

- 1) 高等教育の大衆化の社会的要求は当然のことであるが、社会人の能力再開発までを含めた課題を大学にもとめるべきであろうか。この問題は教育体系（学校教育と社会教育を含めて）のうちにおける大学の理念と

地位とが再確認されたうえで改めて考えられるべきことで、むしろ社会教育の充実を主方向としてこれと大学との関連をどうするかを考えるべきではなかろうか。また、教育と研究の分離が提案されているが、社会教育としての問題ならともかく、大学教育においてこれを分離させることは教育内容の質的低下につながるものでもあり、大学の理念のもとでは行なわれるべきでない。

2) 学問の進歩が、各分野において専門化の方向をとることはやむをえないが、これらを総合化する能力はたんに基礎的な教養の充実によって達成されるごとき単純なものではなく、むしろ専門化のうえにこそ実現されうるものであろう。ビッグサイエンスのしめすごとき総合力、技術としての総合が論ぜられるならば、それはむしろ新しい専門分野の出現と考えるべきではなかろうか。

3) 組織、編制の合理化と効率的管理の提案は、いかなる観点から合理性を判断するのが問題で、さらに効率的管理はそれが統制に向う危険を多分に内蔵している。

4) 大学の現状は試案にあるほど閉鎖的とは思われない。また、自主性の確保と閉鎖性の解消は必ずしも対立する概念ではなく、大学はその自主性の確立によってはじめて社会および地域にたいして本来の機能を果しうるものではなかろうか。閉鎖性を強調するあまり自主性をそこなうことになれば角をためて牛を殺すこととなろう。

5) 高等教育への国としての計画的援助の必要はいうまでもないが、その調整があまりにゆきすぎることをおそれる。

2. 高等教育改革の基本構想

1) 現状において高等教育の内部の格差を助長するとき方向を考えるのは逆行で、むしろ現実に存在する格差の縮小に努力すべきで、教育目的の相違による年限、内容の差は認めうるかもしれないが、これは大学教育の場からはずして、第1種、第3種、第4種等のものは社会教育の一

環として、別個にその拡充を考えるのが妥当ではなかろうか。この際、取得単位の累積による資格の付与または検定制度的ごときものは当然必要であろう。

2) 教育課程の改善は目下の急務であり、現一般教育課程の強化と、各学年への再配分が検討されるべきではあるが、これを考えるに際しては人員、施設の拡充なしには論じられない。

また、専門課程についてもコース制など再検討の余地がある。

3) 教育工学的方法の導入などについての異論はないが、本項(3)に述べられている学生指導の専門家を置くことには多くの問題があり、研究、教育の一体性のうえにこそ大学教育の完成が考えられるべきだ。

4) 上記 1-1) および 2-1) との関連において、その方向には異論はないが、これらの教育機関が、一般大学と同様な教育効果を期待できるかは疑問であり、社会教育として認識されるべきで、これらの修了、卒業の資格、社会における受入れの点については教育側が論ずべきではなく、一般社会が評価する問題であろう。

5) われわれは教育と研究の分離には反対である。

6) 大学院学生の一部に研究補助者を設けることには反対で、これは正規職員の増員と奨学金の拡充などにより解決すべきものである。

7) 大学における執行機関の体制確立は重要な課題ではあるが、これが一部の独裁に向ったり大学の自主性の破壊を指向するがごときことのないよう慎重に検討されるべきで、現段階において学外者の助力の必要性は認められない。

8) 処遇改善については異論はないが、人事のごときある意味では大学の死命を制する重要事項が、学外において論ぜられるとすれば、重大な危険をはらむこととなろう。

9) 大学ことに国立大学において、政府、文部省との関係は当然再検討されるべきであろうが、これにたいしてわれわれは現在記するに足る検討を

おわっていない。

- 10) 奨学金制度の改善は急務と思われるが、教育の終極目的は、国家社会の進歩にあることを考えたとき、被教育者をたんに受益者としてみることに反対で、高等教育の普及と充実に主眼点として、各個の負担が考えられるべきであろう。
- 11) とくに論ずべきことなし。
- 12) とくに学寮の問題については、その教育価値を再認識すべきで、最近数年の紛争のみによって評価すべきではない。また、一般学生の教育、生活環境はもっと改善されるべきは当然である。
- 13) 大学入学者選抜の制度が現状のままでよいとは思えないが、これはたんに選抜制度または方法の問題にのみとどまらず、小、中、高校の教育制度とその内容の再検討と不可分であり、また、大学教育の新たな理念のもとに論じられるべきであろう。

上記意見を総括して、高等教育、ことに教育体系内での大学の理念のあらたな確立こそ急務であり、これが検討されることによって上記諸項目が具体的な意味を持つことができよう。これなしに個々の問題を論ずることは教育研究の自主性を破壊する危険をはらんでいるものと思われる。

以 上

○ 教 養 部

中教審第26特別委員会は現在の日本における高等教育について社会的に合理的かつ現実的な判断を基本にして今後のあり方を検討して試案を提出した。

現今の大学は過去の大学と本質的な差があると思われる。それは大学が大衆化され過去における大学がほぼ研究一本で、しかも学生数が少なかったために教育も十分に行ない得た。これに対し現在の大学は学生数の増加により

研究よりはむしろ教育に力を入れなければならないような状態であることは明らかである。このように大学が大衆化したことをそのままに放置しておいて現在に至ったために、現在のような大きな大学問題が起きたといっても過言ではない。このような場合に単に制度のみをいくら変革しても結局は十分な目的を達することは考えられない。

以下この試案に対して疑問点についていくつか意見を述べる。

1. 大学の多様化

この試案の最も骨子をなしているものであるが、大学をこのように類別化することは現今の社会に対し直接的に利益があるにしろ、それが将来にわたって、社会を構成している人間の調和を得るかどうかは極めて疑問でむしろ人間にとってマイナスの方向であり、更に社会にとって当然そのはねかえりがあり、将来の禍にもなると思われる。またこの類別化により職業大学と研究大学とは互に相入れざるようになることは過去の大学と高等専門学校とのあり方からみて明らかなことである。またこの第1種大学と第2種大学など大学院をもつ大学と、持たない大学の格差が当然あらわれて来て、この第2種の大学の入るための入学競争が益々激しくなるものと考えられる。むしろこれらの大学には大学院に入れて教育研究するような手段をとるべきであろう。

2. 教育課程の改善について

一般的にいつて、このように総合的な専門教育を目的として編成しなおして行くならば、それは一般教科目の圧迫という形で専門教育をより高度化しようとする努力のみが行なわれていくであろう。一般教育とはむしろ専門教育と相対立して存在する場合もありうるもので、専門（職業）をどう動かすかが一般教育の目的である。したがって一般教育をどのように行なうかは人間の将来を左右するほど重大なものであろう。もちろん一般教育のあり方には種々問題はあるにしても少なくともその点については間違ひなく現在まで行なわれて来ているであろう。このような一般教育が十分に

行なわれれば当然資格についてもその必要性がなくなってくる。特に現在のような科学的進歩のテンポの早い時期に、それについて行けるのは職業教育ではなく、それらを含めて他のいろいろの学問の基本的考え方と知識がその科学的進歩を受けとめることができるであろう。

特に外国語に関して、単に実際的な活用能力の育成のみをめざすような考え方では全く厚さのないものとなり日本の世界的立場を危くするものと考えられ教養の外国語は、もちろん前述の活用面も必要であろうが、むしろ外国人の物の見方、考え方に中心を置くべき性質のものであろう。もちろん現在の外国語のあり方についてはいろいろの問題をかかえていることは事実であるが、それだからといってこの実用性のみを強調するやり方には大いに反撥を感じるものである。

また体育についても課外の体育活動に対する指導を徹底させることは現存のように運動機能が一般に下っている時にまさに逆行する考え方で、むしろ大学期間全般にわたって行なうべきものであろう。いずれにしても一般教育に関してその人的、財政的援助という形で解決を図るべきであろう。

3. 教育方法の改善

現在の教育は一般によくいわれるようにマス・プロ化し、そのため一般的学生の理解が大いに落ち、そのため大学生の能力の低下ということがよくいわれる。それはやはり教育の多人数化が大いに原因となっており、また、さらに初等・中等教育のあり方が十分に科学的に行なわれていないためであろう。多人数教育は実際はかなり行なわれているが、同時に小人数の教育も行なうことはほとんど不可能である。少くとも一般教育課程では多人数教育を行なうことで全くその労力を費しているようなのが現状である。多人数であれ、小人数であれ、その教育を十分に行なうためには現在の数倍の人員を必要とするであろう。

4. 高等教育の開放

高等教育を広く一般に開放すべきであるという意見は全く同感であるが、

これがどのような形で行なわれるかは重大な問題を含むといえよう。再教育という形である特定のもののみを受入れたり、あるいは逆に特定のものを締め出したりするような事があつては教育の機会均等ということに触れるものといえよう。また特定の産業と特に密接な結び付くような事があるとするならばそれは研究の自由をも犯すような事ともなりかねない。これらの点については特に十分な配慮を必要とする。

5. 教育・研究組織について

教育・研究組織の分離はそれらが有効に働くという点においてはよい方法といえよう。しかし現在のような学部学科別の教員組織では教育であれ研究であれそれが十分に機能的にはなりえない。これらが十分に機能的に働くためには少なくとも研究組織には学部学科をはずした研究集団を基盤として一定期間の教育あるいは研究という形にあらためる必要があろう。この場合学生については学部学科所属という形をとつてもよいと思う。

教員の職制についてはその職階をなくすべきだとする意見と、存続してもよいのではないかという意見とがあつた。

6. 管理運営について

高等教育機関の管理運営について現在に至るまで種々の問題があつてその運営あるいは管理がスムーズに行なわれなかつた場合もみられたが、そのために学長、副学長などを中心とする中枢的な機関を強化することはある場合には適切で効果的なこともあろうが、逆にその権限の強化によつて中央集権的あるいは権力的な問題も起つて来ることが考えられる。この点大きな懸念をもつものである。またその機関に学外有識者を入れる場合も慎重な配慮を必要とする。この点この報告書では極めて不明確である。また高等教育機関には、大学の管理運営にあたる専門職員を養成するコースを考える必要があろう。実際に教育・研究に当るものが、管理運営に当ることは實際上困難なことが多い。

以上を概略に述べると次のようになる。

1. 大学の類別化はあまりにも多岐にわたり、そのため一層大学制度を複雑化している。むしろ大学院のみの大学と現行の大学（4又は6年制）で充分に実施することができる。このように類別化は大学の格差となつてあらわれ入学のための競争が一層激しくなることも考えられる。

かりにこの新しい類別化を行なうにしてもその具体的実施の手段が明らかでない。

2. 多人数教育とは1人と学生の多人数ではなくて、多数の教官と多人数の学生という形でなければ十分な効果は上げえない。

3. 教育課程の改善

一般教育が基礎専門のような形で圧迫をうけ人間観など総合性が十分に育成できない心配がある。

外国語教育、体育などのあり方については、慎重な取り扱いをしてほしい。

4. 高等教育の開放は教育の機会均等にもとずいて実施すべきである。
5. 教育・研究組織の分離は、その基礎となっている学部・学科の解体なくしては実施し得ない。
6. 大学院のあり方としては大学（第1種・第2種等）の修了によって、又一般人へも開放した形で実施すべきである。
7. 管理・運営については、中枢機関の強化という形は場合によっては極めて危険性をもつことが予想される。
8. 教官の人事処遇について人事の問題はいままでいろいろの危惧をいだかせているが、この点工夫を必要としよう。

以上この中間報告について、重な問題点を取り上げた。今後本教養部においても十分そのあり方について検討することになった。

〔 附 〕

『 高 等 教 育 の 改 革 に 関 す る
基 本 構 想 試 案 （ 中 間 報 告 ） 』
の 問 題 点

（ 国立大学協会大学運営協議会研究部会検討試案 ）

第 3 研究部会	1 頁
（ 中教審試案第 1 高等教育の改革の中心的な課題 1 - 5 ）	
（ 同 上 第 2 高等教育改革の基本構想 12-13 ）	
第 2 研究部会	6 頁
（ 中教審試案第 2 高等教育改革の基本構想 1 - 6 ）	
第 1 研究部会	1 0 頁
（ 中教審試案第 2 高等教育改革の基本構想 7 - 1 1 ）	

『高等教育の改革に関する 基本構想試案（中間報告）』 の問題点

（第3研究部会）

（中教審試案第1高等教育の改革の中心的な課題1-5）

（同 上 第2高等教育改革の基本構想12-13）

I 全体としての問題点

この『試案（中間報告）』は、「高等教育改革の中心的課題」は、「社会の要請」に応じうるように、大学の制度、教育、研究を改めることにあるとの観点から書かれているといってよいが、そこではつぎの諸点が問題となるであろう。

- (1) 「社会の要請」が、産業・経済界における高・中級技術者にたいする需要の増大、およびそれを受けての国民の側における大学進学率の上昇というような、いわば低次元のものとして理解されている傾向が強いこと。
- (2) このことは、社会において大学の果たすべき役割が、いわば受身一方に理解されているということであり、裏返していえば、社会において大学がこれまで多少とも果たしてき、今後はますます果たしていくべきである創造性、批判性といった積極的役割が軽視されているということである。
- (3) 大学のもつこの積極的役割の軽視はまた、大学が組織体としてもつ特異な性格についての理解を浅からしめ、その管理・運営について、通常の組織体とほぼ同一の方式を適用していこうとしていること。
- (4) この管理・運営方式改革の根底にあるものは、合理化・効率化・近代化、であり、すべてはそれで解決するとの考える傾向が強く、それらが大学という特異な性格をもつ組織体に適用された場合に生ずべきマイナ

スの面についての配慮がほとんどみられないこと。

- (5) 今日の大学問題。ことに日本のそれは、敗戦後から今日にいたる文教政策や経済・財政政策の総結果として生じた側面が強いにもかかわらず、大学問題をこれから切離して処理しようとし、特に従来の諸政策にたいする反省ないし批判らしきものが、ほとんどみられないこと。

Ⅱ 個々の問題点

「第1 高等教育改革の中心的な課題」

「1、高等教育の大衆化と学術研究の高度化の要請」について

この項は、本文については特に問題はないように見えるが、説明文をも併せて読むと、その結びの文章からもわかるように、第2の1「高等教育機関の目的・性格の多様化」についての提案の伏線となっていることがわかる。そしてそこにはつぎのような問題があるように思われる。

- (1) 大学の任務・機能を主として「高等教育機関」たることに限局して考える傾向が強すぎること。
- (2) しかも、その「高等教育機関」たる大学の目的・性格および内部組織の多様化が、職業についての「社会の要請」に密着して考えられすぎていること。
- (3) 大学の多様化にともなって生じる可能性の強い、大学間の格差の増大、および大学卒業者にたいする社会的待遇上の開きの増大についての配慮が示されていないこと。

「2、高等教育の内容に対する専門化と総合化の要請」について

この項も、前項と同様な意味で、第2の2「教育課程の改善の方向」における具体的提案の伏線をなすものとみられるが、そこにはつぎのような問題がある。

- (1) まず、ここには、「総合された専門的な教養」というような、よく理解できない表現があり、何をいおうとしているかの確に把握しがたい点もあるが、おそらく、専門的知識をもちながら、それに閉塞しない広い

視野と真の意味での教養をもった人間を創ることの必要が説かれているものとみてよいであろう。

- (2) もしそうだとすれば、現在のような「一般教育と専門教育とを積重ねる方法…の欠陥を改める」ことは必要であるにしても、「〔それ〕とともに、多様な進路に応じた新しい教育課程を設計すること」が必要であるかどうかには問題があろう。というのは、この場合には、悪くすれば、学生を一つの教育課程におしこめて、いわばおしきせ的教育をすることになりかねないからである。むしろカリキュラムに柔軟性をもたせ、選択の余地をできるだけ拡大する方向で、目標に近づくくふうをすべきであらう。

- (3) なお、ここでも、「将来の職業生活に必要な準備として」とか、「本人の将来の社会的進路を中心として」とかいう言葉にもみられるように、教育内容が、職業についての「社会の要請」に密着して考えられすぎているという、前項で指摘した特徴がさらに顕著にみられる。

「3、教育・研究活動の特質とその効率的な管理の必要性」について

この項は、第2の「5、教育組織と研究組織の機能的な分離」、「7、高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化」、「9、国・公立大学の設置形態に関する問題解決の方向」等にもみられる具体的提案の伏線をなしている。

- (1) ここでの最大の問題は、知的創造的活動を使命とする大学を、「効率的」に管理するということの意味が、どこまで正しく、かつ深くとらえられているかということであらう。
- (2) 具体的には、「1、全体としての問題点」であげたこと、特に、(2)、(3)、(4)が問題とならう。

「4、高等教育機関の自主性の確保とその閉鎖性の排除の必要性」について

この項も、第2の「7、高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化」、「8、教員の人事・処遇の改善」、「9、国・公立大学の設置形態に関する問題の解決の方向」等における諸提案の伏線をなすものである。したがって、

前項の場合と同様、「Ⅰ、全体としての問題点」であげたことがあてはまるが、そのほかにもなお、つぎのような点が問題となろう。

- (1) ここでは、大学の自主性をおびやかすものとして、公権力とならんで、「学の内外における政治的・職業的な組織活動や経済的な誘惑」があげられるとともに、今日ではむしろ後者の脅威のほうが大きく、公権力はその脅威をふせぐはたらきをさえるものであるかのように述べられている。しかし、大学の自主性は、本来、「学問の自由」のためにあることを考え、かつ、公権力を、警察力というように狭く解するのではなく、そのときどきの政府が行使する有形・無形の力の総体というように広く解し、その力とその他の「学の内外における」力との「学問の自由」に及ぼしうる影響の大小を較量すれば、この項で述べられているような理解には、問題があるといわなければならぬまい。
- (2) また自主性確定の方法として、「…もっとも重要なことは、大学として明確な意思決定を行ない、それを的確に執行できるような体制を整備することである」として、管理体制の強化を念頭においたような説明をしている点も、「Ⅰ、全体としての問題点」および(3)「3、教育・研究活動の特質とその効率的な管理の必要性」についての問題点で述べたような意味で、問題であろう。いな、大学の自主性がかつとも脅威をうけるおそれがあるのは、整備、強化された管理体制と公権力とが結びついたときだともいえるのである。
- (3) さらに、ここでは、大学が「閉鎖的な独善に陥る傾向」をさけるために、大学を「開かれた大学」とし、かつその「設置形態や内部組織にも改善を加え」るべきだとされている。しかし、「Ⅰ、全体としての問題点」のところでみたように、大学がそれにかたいして開かれるべき「社会の要請」についていわば低次元の理解をしたままでは、しかも大学にかたいして通常の組織体の運営を効率化する場合と同じ方式を適用しようとするかぎり、その「開かれ」「改善を加え」られた大学には、「社会の要請」

にたいする敏速な適応的活動は期待されても、「生氣のある創造的活動」は期待できないであろう。

「5、高等教育機関の自発性の尊重と国全体としての計画的な援助・調整の必要性」について

この項の本文の趣旨は了解できるが、これが、第2の「10、国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善」、「11、高等教育の整備充実に関する国の計画的な調整」における提案の伏線となっていることを考えて、説明文をも併せみると、つぎのような問題がふくまれている。

- (1) いうところの「国民全体の立場に立った合理的な計画」をたてる主体が誰であるのか、すなわち政党に基礎をおく政府であるのか、文部省であるのか、大学の自主的組織であるのか、あるいは、政党にとらわれず国民のなかから選出された代表者であるのか。
- (2) この主体の如何によって、ここで用いられている「必要な」、「合理的」ないしは「望ましい方向」等の言葉の内容にも相違が生じてくるであろう。

「第2 高等教育改革の基本構想」

「12、学生の生活環境の改善充実」について

- (1) 学生の生活環境の改善充実の問題を主として学寮問題に限局している点には、問題があらう。
- (2) 学寮の厚生施設としてとらえ、整備していく方向には賛成であり、その管理を大学から切離すことが示唆されているのだとすれば、それにも賛成である。
- (3) ただし、学寮の現状を批判しながら、学寮問題の根底には、戦後における国の住宅政策の貧困という問題がある点にふれていない点は不満である。
- (4) ここでの議論は国立大学に限局されているように思われるが、厚生施設としての学寮問題は私立大学にも共通する問題であらう。

「13. 大学入学者選抜制度の改善の方向」について

- (1) 提案が具体的でないためコメントは省略するが、いわゆる「内申書」をどう「改善」するか、またそれにどれだけのウエイトをもたせるかの具体的方法が問題であろう。
- (2) 「共通テストの開発と活用」についても同様。
- (3) 私立大学の場合は、受験料が財源として相当のウエイトをもっている点をどう考えるかも問題となろう。

(第2研究部会)

(中教審試案第2 高等教育改革の基本構想1～5)

I 全体としての問題点

この試案は、高等教育機関についての構想であって、ここにいう高等教育機関とは何であるかということは明瞭を欠くところがあるばかりでなく、現存の歴史的な大学のもつ理念および制度と機能についてみて、異質の考え方をとっているように思われる。伝統的な大学を評価する場合、その長所と短所とは併せて考慮さるべきであるが、ここでは大学の管理運営が閉鎖的でかつ独善的である点が指摘され、その点の批判に力を入れている。

その結果、外部の社会からの要求にたいして、開かれた大学であるべきである、というところから、大学の管理運営については、近代化、すなわち合理化、効率化の必要が強調されている。しかし、このような社会的要請は、大学教育が社会に対して即座に有用な人間をつくり出すことを要望するので、大学のもつ独自で積極的な役割、ことに創造的な役割を軽視する惧れを含む構想となるのではないかと考えられる。

ここにいう高等教育機関とは、必ずしも伝統的なみでの大学ではないであろうから、そこにある程度の新教育機関の構想が現われてくるのは当然の

ことであろう。この新構想の面では、いわゆる高等教育機関が、研究とは必然的な関係に立つものではなく、単なる教育機関として考えられる傾きをもっている。その目的が当座の役に立つ有用な人間を育成することに傾き、そこでは教養さえも有用な社会人の必要とする「総合された専門的な教養」という特異な表現をとっている。他面、社会的進路に應ずる職業生活教育が重視され、これを専門的教養なり教育と考える。高等教育機関に職業教育的な要素がとり入れられ、これを重要な目的としていることは、積極的に創造的な人材を養成するには不完全な考え方であろう。

しかも、いわゆる高等教育機関における教育方法について、その効率化を考慮しているが、何れも与える教育であり、教育とは知識の伝達に止められている。このいみでの教育は一方的とならざるをえないのは当然のことであろう。

さらに、高等教育機関の多様化という構想によって、その中には大学的内容を備えない特殊目的の機関さえ含まれるものとなって、教育の理念なり方法なりの雑多な分裂が現われてくる惧れもなしとしない。

このような中教審の構想は、いわゆる高等教育機関における教育と研究の均衡のとれた位置づけを欠いているところから、教育の実用性という基本的立場とあいまって、教育制度の統一性を妨げ、その混乱をひきおこすこともありうるであろう。

Ⅱ 個々の問題点

「1、高等教育機関の目的・性格の多様化」

(1) ここに挙げられた六種のいわゆる高等教育機関は伝統的な大学とはそのまま合致するものではなく、カテゴリーとして構想されたものであろうから、各種の異った内容をもっている。その結果は、教育制度の混乱をひきおこす惧れもあると考えられる。六種の機関のうち、第1、第3、第4種の機関は、それぞれ単なる教育機関であるとされ、それらはあるいは社会的進路に應ずる「専門的な教養」教育、または「専門的な職業」のための資格、能力、訓

練などを目的としており、いずれも実用性が強く、少なくとも研究とは無縁のものである。これを高等教育機関とし、最終教育の段階とすれば、いわゆる高等教育機関における研究の占める地位は欠けており、これを高等な教育となしうるか、という疑問が生れる。

(2) これらの機関は教育機関であり、研究教育機関とされるのは第2、第5、第6種であるが、そのうち第2種は現在の学部課程と大学院修士課程とを結合したものである。それが、大学間の格差をつくり出す条件となりうるばかりでなく、ここにいう大学院については未だ検討されていない。他の2種、第5、第6種は新たな構想による単なる大学院であって、これも内容は明らかでない。この構想についてみても、研究の問題が教育とは切り離されている。

「2、教育課程の改善の方向」

(1) 一般教育と専門教育について、その従来の形式的区分は廃しているが、これを総合的な専門教育というような考え方によって置きかえようとしても、教育の実用性という基本的姿勢からすれば一般教育の理想は失われているように思われる。

(2) 外国語教育を実際的な活用能力だけと結びつけ、その能力検定についてまで考慮していることは、何ら高等教育機関と関係する問題ではなさそうであり、外国語教育の本質的理解を欠くものというべきであろう。

「3、教育方法の改善の方向」

教育大学的手法を応用することは適當であろうが、講義とはたんに精選された内容を伝達するという一方的なやり方であるとし、学生の側の自発的・創造的な活動に留意するところが薄いのは適當とはいえない。その点について、教育についての学生の立場を消極的な地位に置きながら、体育的・文化的な活動の場面のみ学生の自発的な活動を期待するのは、この報告の基本的性格と関係しているであろう。

「4、高等教育の開放と資格認定制度の必要」

一方的伝達としての教育について、これを開放し、資格を認定するのは好ましいとはいい難いであろう。

「5、教育組織と研究組織の機能的な分離」

個人としての教員が教育と研究の両面の活動に従事すべきものとしながら、教育上の組織と研究上の組織は区別さるべきであるとし、教員にたいしては教育を行なうために必要な研究の環境が用意されるべきであるとするのみである。また、教員が研究面に関心を払いすぎることで、教員選考に当たっても研究業績を重視しすぎることで、大学における教育と研究の本質的な不可分性を否定している。ここにも、実用教育の偏重の傾向が示されていると考えられる。

「6、大学院」の在り方

研究機関としての、いわゆる高等教育機関の在り方を考えるに当って、この項は重要であろうが、今後の検討に委ねられている。ともあれ、第2、第5、第6種の機関は、新構想のなかでは、いわば切り離され、外された地位しか与えられていない。いわば、高等教育機関の中では例外的であって、もしこれを高等教育機関の中に含めるとすれば、機関相互間の格差はいよいよ拡大されざるをえないであろう。

以上、高等教育機関を社会的有用性という見地から見た構想であって、研究の軽視、基礎的教養の認識についての不徹底さはその欠点であり、しかも六種の高等教育機関の考え方は統一的でなく、教育制度の混乱と、相互間の格差をひきおこす恐れも含まれている。

大学教育にかんする的確な理念から出発し、独自であり積極的な機能を目指すことによって、却って社会的要請に応ずることができるであろう。

(第1研究部会)

(中教審試案第2高等教育改革の基本構想7-11)

I 全体を通じての問題点

- (1) 従来の国立大学の管理運営が閉鎖的であって、その結果独善的に陥る危険性が大きかったことが指摘されている。ある面において、この点は大学として反省しなければならないことではあるが、本中間報告は全体としてこの点についての批判に急であって、大学の自主的な管理運営によってえられた長所、とくにそれがわが国の学問研究の発展に寄与したことへの理解に乏しい。そしてこのような性急な批判の結果として、大学が外部の社会からの要求をうけいれるべきであるという考え方に偏し、このような外部の社会的要求をうけいれるための制度の提唱においても、それがどのようなマイナスの面をもつかについての配慮に欠ける憾みがある。
- (2) 大学教育が社会に有用な人材の養成に役立つことは必要であるが、中間報告は高等教育機関が教育面における当面の効果を効率的にあげることに重点をおきすぎる嫌いがある。教育面においても長期的視野にたった構想を考えるべきである。そしてとくに大学に課せられた重要な任務である基礎的研究は、しばしば当面の効果を期待されないものでありながら、長い眼でみて、国家・社会にとって必要であることはいうまでもない。中間報告はこの点について十分な考慮が払われていない。
- (3) 中間報告に示された意見には抽象的には理解しうる点も多いが、それが具体案にどのように実現されるのかが示されていない。もとよりこのような具体案についてはこの基本構想をもととして今後検討されるのであろうが、具体的なうらづけを欠く抽象的な構想のみではこれを正しく評価できない場合が少なくない。

II 個別的な問題点

第2 高等教育改革の基本構想

「7. 高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化」

- (1) 高等教育機関が巨大化することはその機能を低下させる原因となるからそれを適正規模におさえる必要のあることはたしかである。しかし、現在の学問の発達からみて総合大学は大規模になるのは必然的ともいえる。中間報告は総合大学の積極的な意義を検討する必要があるとしているが、その背景には総合大学への消極的評価があるようにもみられる。高等教育機関の種別化（第2-1）の構想にもそれがうかがわれる。しかし他方で学長などの中枢的な管理機関の指導性の確立のように、むしろ総合大学の方式の維持を前提としているともみられる提言もある。構想はいずれの方式をとろうとしているのかが不明確である。
- (2) 研究施設の連携協力の強調はよいが、さらにすすんで効率的な統合の方向も考えられているようにみえる。これは科学技術庁設置の構想と同趣旨であるが、研究と教育の機関である大学の場合、その教育計画に支障をもたらすおそれがある。
- (3) 大学の中核的な管理機関の指導性の発揮は必要であるがこの反面として権限の過度の集中があるとき大学の管理運営は却って阻害される危険があり、この弊害に対処する具体策が示されねばならない。
- (4) 財務・人事・監査などに関する機関に学外の有識者を加えることが、そのまま大学の内部的な衰退を防止することになるかどうかは明確ではない。むしろ外部の政治的・経済的な要求がそのまま大学にもちこまれ、大学の「自主的・自律的」な運営が阻害され学外の近視眼的要求に左右されるおそれもある。

「8. 教員の人事・処遇の改善」

- (1) 教官の選考や業績評価に学外の専門家の参与を求めることも、それが直ちに不適格者の温存をなくしたり、人事の流動性を確保することになるかどうか疑問であり、その運用によっては大学の自治の基本的部分と矛盾するおそれがある。

- (2) 任期制の採用も、それが長期的な研究計画を困難ならしめ、教官の地位を不安定ならしめることにもなるから、その採用は安易になされるべきではなく、充分の配慮が必要であり、他の方法と並んで検討されるべきである。なお、第三者による訴追の制度は、裁判官や人事官のように強い身分保障を前提とするから、教官についても同様の保障がなければ不合理であり、また訴追をどういう方式でいかに扱うかなど具体案が示される必要がある。

「9、国・公立大学の設置形態に関する問題の解決の方向」

- (1) 現行の制度では、大学の設置者である国または地方公共団体が国民または地方住民に負う民主政的な責任を明確にすることと、大学の自治にもとづく管理体制を維持することとが矛盾する場合の解決ができないという前提がとられているように思われる。この二つが一見矛盾するようにみえるときでも、大学の自主的運営に委ねることが民主政原理に反しないことは当協会が「大学の管理運営に関する意見」の第2章で明らかにしたところであり、この前提は直ちに賛成できない（もとより大学の管理運営の責任が不明確であってはならないことは当然であるが）。
- (2) 大学の管理組織の抜本的改善の方法としてあげられる学外の有識者を加える新しい組織の設置は、国鉄に部外者の理事を加えるやり方に似ている。これは大学の教官による管理体制が独善的になることを防止する効果があるとしても、もしその学外者に適任者をえられないときには大学の自治は内部から崩壊する危険がある。一般に部外者は大学の研究・教育・管理について批判者としてすぐれている場合でも、主体的に管理に協力し、大学の機能に充分の理解をもつことは至難であるといわねばならない。
- (3) 第2の方式は、将来の大学の設置形態として検討に値するものであるが問題点が少なくない。これにより国または地方公共団体は従来の設置者としての責任を免れるが、一定額の公費の援助を受ける結果、予算の

審議決定、会計検査において国などの介入は免れず、この場合、結局教育や研究の計画について政治的規制をうけるおそれがなくはない。また現行の特別会計を法人に改めると、公費の配分、その前提となる大学の教育・研究計画の決定について大学間の調整をすることはきわめて困難であると思われる。さらにこの法人には固有の機関が必要になり、あたかも私立大学の理事会の如き機関が国立大学に設けられ、そこに研究教育と経営との対立の調整の問題が生じよう。この機関を評議会や教授会から独立した組織とすれば大学の本来の機能である研究と教育の独立性が阻害されるおそれが生まれる。

「10、国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善」

- (1) 国公立大学と私立大学の格差を縮少することは必要であるし、また国公立大学に入学を希望していながら入学できない青年が多い現状では、受益者負担の原則は考慮されてよいともいえる。しかし経済的に困難な階層に教育の機会均等を保障する意味で国立大学の学資を低く押える必要も無視できず、また私立大学の授業料の合理化をぬきにして単純に国立大学の授業料の値上げを論ずることは妥当でない。
- (2) 大学に対する国以外の一般社会からの大幅な資金的援助が得られるための具体策を早急に講ずる必要があり、この場合に大学の自主性の尊重もあわせて考えるべきであろう。

「11、高等教育の整備充実に関する国の計画的な調整」

- (1) ここでいう「長期の見通し」が果してどの程度の期間を指すのかが明確ではない。
- (2) 計画の立案、その実現の推進のための新しい公的な体制が具体的に明確でないのでの的確な論評ができない。「広く国民的利益を代表する人々」が参加するとし、「国民全体の立場に立って」立案するといってもなお抽象的である。これを単純に民主政の論理で解釈し、国会あるいは政党の政治的考慮が加わるようなものとすれば、大学の理念に適合するとはいえない。